

第7. 個別防災施策の評価

前述した総合防災力強化検討委員会で掲示された“5つの「主要対策」”23の“防災力強化のための「重要対策」”を参考に、区各部局に、現在実施中の防災施策について回答を求めた。

87の施策について回答が得られたので、これを“対策計画一覧”（総合防災力強化検討委員会報告書の資料5）の分類に従って整理し、各施策について合规性、有効性、効率性、経済性等の観点から監査した。

対策計画一覧を以下に添付したが、これは資料5のうち、公助と分類されたものだけを選択している。

以下の各施策の評価は、対策計画一覧の順に掲載し、各施策には、該当する対策計画に付した連番を付し、該当の施策を“施策名”として記載した。

なお、以下の点に注意願いたい。

①87の施策の回答を得たが、内容から同一のテーマとして合わせて検討した方が合理的と判断される場合は、一つの項目としてまとめている場合があり、項目数としては87になっていない。

②また、監査の過程で上記87の施策以外にも防災施策が実施されていたので、これについても、検討を加えた（1施策）。

③回答の中には、対策計画一覧に該当項目が見当たらない施策があった。この場合は、“施策名”欄に“該当なし”と記載した。

目標	対策方針	対策項目	連番	施策例
一、区民の命を守る	【目標1】 建築物倒壊による死傷者を減らす	住宅等建築物耐震化の促進	住宅・特定民間建築物の耐震化	1 耐震化に係る区民啓発（出前講習会の実施等）
				2 分譲マンション耐震化アドバイザーの派遣
				3 地域住民、事業者、区の協力体制を図り、住宅の耐震化を進める制度の検討
				4 診断・改修への補助の検討
			福祉施設の耐震化	5 診断・改修への割り増し補助の検討
			エレベーター、看板等による被害防止	6 エレベーターの閉じ込め防止、迅速な復旧のための啓発
				7 看板等の落下による被害防止策の普及・啓発
		家具類耐震化の促進	家具類の転倒・落下防止、ガラスの飛散防止	8 住宅における家具類の転倒・落下防止器具等の取り付け支援
		土砂災害対策の促進	がけ・よう壁等の安全対策の促進	9 がけ等の調査結果に基づく所有者への周知・啓発
				10 区民への周知・啓発
				11 がけ等の整備工事費の助成
		地盤液状化対策の促進	住宅地の液状化対策	12 液状化についての区民への周知・啓発
				13 液状化に強い建物についての相談
				14 液状化被害を受けた建物の復旧対策についての相談
	【目標2】 延焼火災による死傷者を減らす	木造密集市街地の解消	大森中、羽田、西蒲田における防災まちづくり	15 防災街区整備地区計画の推進
				16 防災道路および沿道建物の不燃化
				17 連続立体交差事業と駅周辺の整備
				18 共同建て替え、不燃化促進による密集市街地の整備
				19 公園・広場等の整備による燃えない街づくりの推進

目標	対策方針	対策項目	連番	施策例	
I、区民の命を守る	【目標2】延焼火災による死傷者を減らす	安全な避難施設の確保	避難所の確保	20	民間施設との避難所利用協定の締結
			避難道路の整備	21	都市計画道路の整備
				22	ソーラーシステム等を活用した夜間照明の整備
				23	誰にでも分かり易い避難所へのサイン表示
		24		防災訓練等による避難道路機能の地域への周知	
		防災まちづくりの推進	ハード・ソフトが一体となった防災まちづくり	25	区民防災まちづくり学校(仮称)の開催(防災まちづくり知識の普及・意識の啓発、地域の防災まちづくりを推進するリーダーの育成)
				26	eラーニングを活用した体系的な防災教育の実施
				27	地域の防災まちづくりを支える行政の支援体制の構築(防災まちづくり支援制度の構築)
				28	幹線道路や区道沿道建築物の耐震化
		消防・危険物対策の推進	区民の初期消火能力の向上	29	自主防災組織等による実践的な防災訓練の実施
				30	消防団との連携による地域防災活動への支援
			消防活動環境の整備	31	狭あい道路の解消、消防水利の整備
	32			発災時における消防団の活動環境の確保	
	危険物等による被害防止	33	東京都および消防署と連携した啓発活動の推進		
	【目標3】災害時要援護者の安全を確保する	福祉避難所の運営体制の確立	管理運営体制の確立	34	自家発電設備や飲料水の備蓄などの災害時に備えた設備の整備
				35	災害時要援護者受入れ協定の締結
				36	管理運営マニュアルの作成・共有
				37	災害時運営管理訓練の実施
災害時受入れ基準の策定			38	施設における受入れ基準の策定	

目標	対策方針	対策項目	連番	施策例	
Ⅰ、区民の命を守る	【目標3】 災害時要援護者の安全を確保する	福祉避難所の運営体制の確立	39	福祉避難所運営協議会(仮称)の設置	
			40	災害時要援護者支援マニュアル(仮称)の作成(移送ルール、施設の受入れルール、施設内の対応ルールなど)	
			41	災害時の移送・受け入れ訓練の実施	
		災害時要援護者への支援体制の確立	支援体制の確立	42	災害時要援護者の状況を踏まえた支援体制の構築(災害時要援護者支援マニュアル(仮称)の作成)
				43	保護者のネットワーク、災害時要援護者相互の支援など地域における支援体制の構築
				44	要援護者支援機関や団体相互の活動を調整する連絡調整会議(仮称)の設置
				45	災害時要援護者の「避難支援プラン」の作成
				46	災害時に活用できる名簿の作成および名簿への登録の推進(個人情報の目的外利用・第三者への提供が可能とされている規定の活用を検討する)
	47	災害時安否確認避難支援訓練の実施			
	【目標4】 円滑な情報収集・発信を実現する	情報連絡体制の強化	区と地域の連絡体制の強化	48	出先事業所の職員や地域の協力者による現場パトロールの体制づくり(マル緊職員の増員、地域パトロール協力者の確保と育成、現場パトロールにおける点検項目(チェックポイント)リストの事前作成、安全確認・情報収集を行うための双眼鏡、車両、連絡手段等装備の整備)
				49	自主防災組織への情報活動支援(情報機器の提供、組織化・初動訓練等への助成)
				50	区と区外部(国、都、警察消防等関係機関)や地域間の情報受発信訓練の実施
			区内部の連絡体制の強化	51	地域の拠点となる出張所等への情報伝達及び地域の情報収集の方策の確立
				情報の整理・分析体制の構築	52
53					情報の整理・分析力の強化を目的とした図上訓練の実施

目標		対策方針	対策項目	連番	施策例
一、区民の命を守る	【目標4】 円滑な情報収集・ 発信を実現する	情報連絡手段 の確保	区民への情報提供手 段の確保	54	情報提供手段の検討・調達 (防災無線、区ホームページ、区民安全・安心メール、掲示板、電子広告 版、新聞折込、回覧板、商店街放送設備等の活用)
				55	区民等への情報提供に関する民間事業者との連携(コンビニエンスストア・ 新聞配達店等)
				56	地域での情報提供場所の検討 (避難所、公園、町会会館、商店街会館等)
				57	庁内メールシステムの活用方策の策定及び災害時専用メールシステムの 構築
				58	掲示板システム等の活用方策の策定
		59	優先的に集める情報の基準作成		
		情報システム の代替手段の 確保	情報システムの代替手 段の確保	60	情報システムの代替手段の検討 (データのバックアップ、ダウンした時の復旧方法、データセンターの整備 等)
				61	情報システムを利用しない紙媒体による代替手段の検討 (各種書類のフォーマットの統一等)
				情報連絡体制 のユニバーサ ルデザイン化	障がい者への情報提 供体制の構築
	外国人(旅行者)への 情報提供対策	63	外国人(旅行者)への情報提供及び情報共有方法の検討 (情報ニーズ、情報提供及び情報共有手段、外国語表示)		
		64	外国人相談窓口の活用 (mics おおた)		
	外国人(在住者)への 情報提供対策	65	外国人(在住者)への防災教育の実施 (防災研修、防災訓練、対応マニュアルの作成等)		
		【目標5】 安全な避難空間 を確保する	避難所等の安全 強化	避難所の安全強化	66
67	避難所運営訓練の実施				
避難場所の再検討	68			避難場所の指定基準や方法および民間用地の活用等の検討	

目標	対策方針	対策項目	連番	施策例	
I、区民の命を守る	【目標5】 安全な避難空間を確保する	集合住宅での居住継続の推進	69	集合住宅の安全対策の推進 (家具転倒防止策等の普及)	
			70	集合住宅での居住継続支援(助成) (防災組織の設置、応急対策、物資の備蓄等)	
		帰宅困難者対策の強化	帰宅困難者対策方針の見直し	71	帰宅困難者対応ルールの見直し (直接被害を受けた場合と受けていない場合を分けて対応を検討)
				72	事業者等に対する事業所責務の啓発 (従業員等の一時待機・仮宿泊への備え等)
				73	ターミナル駅への区担当職員の配備の検討
			一時収容場所の確保	74	一時収容場所の追加指定方法の検討 (指定基準・方法、民間との協定締結方法等)
				75	傷病者の一時収容場所の検討
				76	帰宅支援道路の安全点検、川崎方面橋梁の混乱回避検討(3.11の検証)
		帰宅支援方法の充実	77	帰宅支援ステーションの充実化 (水、トイレ等の備蓄)	
			78	被災建築物応急危険度判定のための整備・資機材購入	
		被災建築物による二次災害の防止	応急危険度判定の実施	79	民間ボランティア等による応急危険度判定の実施体制の確保
	【目標6】 安全な場所へ誘導・搬送する	迅速な避難誘導の実施	情報伝達・避難誘導訓練の実施	80	「地域避難誘導マニュアル」の作成
				81	シミュレーション型の避難誘導訓練の実施
		再避難対策の促進	再避難時の安全確保	82	情報伝達方法や避難誘導等の検討
				83	避難誘導員(協力者)の確保
				84	誘導に必要な物品の調達 (トラメガ、誘導旗、ロープ等)
				85	避難経路へのサインの設置
	避難誘導方法の周知	86	避難誘導方法の周知・啓発 (防災研修の実施等)		

目標	対策方針	対策項目	連番	施策例	
一、区民の命を守る	【目標6】 安全な場所へ誘導・搬送する	医療機関との連携強化	87	診療可能な医療機関の情報収集・発信・共有と連絡手段の確立	
		患者の搬送手段の確保	88	重傷者の多様な搬送方法の検討	
	医療救護体制の確立	医療救護体制の見直し	89	医療救護所の配置、活動内容の見直し (医療救護所活動マニュアルの見直し)	
			90	後方医療機関への搬送手段の検討	
			91	医師会等との活動協定の具体化	
			92	備蓄医薬品調達の検討・再配備	
		広域的な支援の受入れ	93	保健師、看護師等の広域的な応援要請・受入れ態勢の確立	
		医療ボランティアの受入れ	94	医療ボランティアの受け入れ体制の確立	
		災害時活動訓練の実施	95	医療機関等の関係機関が連携した医療救護訓練の実施	
			96	区民に対する簡易な応急処置訓練等	
		医療救護環境の整備	通信手段の確保	97	災対行政施設と拠点病院との通信手段の確保
			災害時医薬品の確保	98	日常の流通の中で備蓄するシステムを含む、医薬品の管理・供給体制について検討する
	医療活動環境の整備		99	医療機関における自家発電設備や上水確保方策の検討	
		100	医療機関における上水供給手段の構築		
	傷病者の医療機関への搬送 【再掲】	医療機関との連携強化	101	診療可能な医療機関の情報収集・発信・共有と連絡手段の確立	
患者の搬送手段の確保		102	重傷者の多様な搬送方法の検討		

目標	対策方針	対策項目	連番	施策例	
一、区民の命を守る	【目標8】 緊急車両の通行を可能にする	橋梁等の耐震化の促進	103	計画的な架替・耐震補強整備の推進	
			104	鉄道事業者と連携した耐震補強整備の推進	
		沿道建築物の耐震化の促進	105	特定緊急輸送道路沿道建築物への耐震診断の義務化(東京都、H24年度～)	
			106	特定緊急輸送道路沿道建築物の「耐震診断・改修への助成」	
	107		沿道耐震化道路沿いの建築物の「耐震診断・改修への助成」の検討		
	液状化による通行障害の防止	下水道施設の液状化対策	108	幹線道路の下水道マンホールの液状化対策の実施	
	【目標9】 円滑な災害時輸送を可能にする	地域の多様な資源を活用した災害時輸送ルートの確保	流通ルートの確保	109	水上輸送ネットワークの構築 (広域輸送基地、水上輸送基地、地域内輸送拠点、防災船着場、舟艇接岸地点等を結ぶ)
				110	宅配事業者による個別輸送のしくみの構築
			救援物資配送システムの構築	111	宅配業者、水運業者等との協定締結
				112	救援物資配送システムの構築
	【目標10】 津波による死傷者をなくす	津波からの避難態勢の見直し・強化	津波危険への再認識	113	「津波ハザードマップ」の作成・公表、区民への周知・啓発
				114	津波避難場所の見直し
			津波からの避難方法の確立	115	避難に関する確実な情報伝達体制の確立
				116	避難に関する確実な情報伝達手段の確保
				117	「津波避難マニュアル」の作成・公表、区民への周知・啓発
				118	津波災害に関する区民教育、避難訓練等の実施
			防衛体制の整備	119	水門の緊急閉鎖の体制の強化および実施者の安全の確保
			避難ビルの確保	120	既存建築物の所有者との協定締結や開発指導の協議時を活用した避難ビルの確保

目標		対策方針	対策項目	連番	施策例	
Ⅰ、区民の命を守る	【目標11】 放射能からの被害を軽減する	放射能災害対策の見直し・強化	放射能対策の構築	121	地域防災計画における「放射能災害対応計画」の見直し (放射能災害への監視体制、情報提供のしくみ、避難の考え方等を含む)	
			区民の放射能災害についての知識強化	122	放射能被害、放射能災害への対応に関する情報提供、教育の実施	
	【目標12】 災害対応に必要なエネルギーを確保する	エネルギー対策の強化	非常用電源の確保	123	区、消防、医療機関等における非常用電源の確保対策の実施	
				124	太陽光や風力等を活用した電力供給の推進	
			燃料の確保	125	非常用電源、車両等の燃料確保対策の見直し	
				126	燃料供給事業所との協定の締結	
Ⅱ、最低限の生活を守る	【目標13】 道路ネットワークを確保する	道路ネットワークの確保	緊急輸送道路ネットワークの確保	127	特別出張所や避難所等の公共施設相互を連絡のための道路ネットワークの確保	
				128	沿道建築物の耐震化の促進	
			被災時の応急・復旧対応の向上	129	被災した区道・橋梁などの応急・復旧対策の手順・方法の検討	
	【目標14】 ライフラインの機能を維持・回復する	ライフライン機能の維持・回復	施設の耐震化	施設の耐震化	130	液状化ハザードマップの作成・普及
					131	都と連携して下水道施設の液状化対策、下水道入孔と下水道接続部の耐震化の実施 (避難所における下水道直結式仮設トイレの利用を確保する)
					132	電線管理者と連携して、歩行空間の確保及び防災機能の強化のため電線地中化の推進
					133	駅前や商店街など電線地中化についての検討
					134	家庭・地域において備蓄・調達を要請、意識啓発の実施
					135	民間所有井戸、協定井戸の有効活用

目標		対策方針	対策項目	連番	施策例	
Ⅱ、最低限の生活を守る	【目標15】 学校避難所を円滑に管理運営する	児童・生徒の安全確保	児童生徒の安全確保	136	平日、昼間発災時を踏まえた学校防災計画の作成と避難所運営マニュアルとの調整	
			防災訓練の実施	137	乳幼児・児童・生徒、保護者、地域を含めた防災訓練の実施	
			保護者への情報連絡	138	保護者との情報連絡手段の検討、児童生徒の安全情報の提供方法の検討 (大田区安全安心メールの活用、教育委員会、学校メールの活用、フェースブックやツイッターの活用など)	
		学校避難所の管理運営	避難所の管理運営に関する区民への周知と意識啓発	139	大規模地震時の被害状況や避難者の発生状況、学校避難所の管理運営の必要性などの周知	
				140	教職員の避難所運営への参加の検討	
				141	中学生による避難所運営への支援体制の確立	
			142	「避難所開設運営マニュアル」に基づく訓練の実施及びマニュアルの検証・改善(生徒・職員の一時待機・仮宿泊への備え等)		
		143	児童・生徒を対象としたボランティア活動参加プログラムの実施			
		学校防災拠点の設置	学校防災拠点を設置し役割・活動体制を構築する	144	地域防災活動拠点の役割および活動体制の構築 (区立学校を「防災活動拠点」と位置づける)	
				145	学校防災拠点運営マニュアルの作成および訓練の実施	
				146	区行政と地域との情報収集伝達拠点の整備	
				147	学校防災拠点を核とした情報収集伝達のしくみの構築	
		【目標16】 地域コミュニティに配慮した応急住宅を確保する	応急住宅の確保の事前準備	応急住宅の確保	148	災害時の需要量や配置の検討
					149	民間住宅を含めた応急住宅の確保方策の検討
					150	民間住宅を含めた応急住宅の確保対策の実施
	【目標17】 広報・広聴を充実する	区民への広報・広聴手段の充実	区民への広報・広聴手段の充実	152	情報提供手段の検討・調達 (防災無線、区ホームページ、区民安全・安心メール、掲示板、電子広告版、新聞折込、回覧板商店街放送設備等の活用)	
				153	災害時要援護者に対する情報提供パートナー(ボランティア)の養成	

目標	対策方針	対策項目	連番	施策例	
【目標18】 物資備蓄の推進 と供給体制を構築 する	物資備蓄・供給の促進	家庭や事業者等における自助努力の強化	154	区民・事業者等に対する物資備蓄の啓発	
		円滑な物資供給と搬送の仕組みの構築	155	事業者等との協定にもとづく円滑な物資供給(燃料の確保等も含む)	
	関係づくり・担い手づくりの促進	防災コミュニティの充実	156	新しい防災コミュニティの設置・活動支援(新しい防災組織・協議会等の設置、勉強会、防災計画、防災訓練等)	
		防災担い手の育成	157	防災アドバイザーの育成(認定制度、防災研修、講演会、訓練等) 災害時ボランティアの受け入れ体制	
	消防団の環境整備	消防団活動の向上	158	消防団の拠点施設の整備	
	【目標19】 防災コミュニティ づくりで地域のつながりを強化する	実践的な防災訓練の推進	実践的な防災訓練の普及	159	防災訓練の企画支援(防災専門家の派遣、参考事例の紹介、防災訓練実施主体の発掘等)
				160	防災語り部の派遣(災害ボランティア活動参加者、東松島市住民など東日本大震災での経験者等)
		区職員の防災意識の向上	161	区職員向け防災教育の推進(防災研修、防災講演会、防災訓練等)	
	災害ボランティアセンターの運営	ボランティア調整センターを中心とした災害ボランティアセンターの運営	162	被災地支援ボランティア調整センター登録ボランティアの育成	
		ボランティア活動の地域還元の促進	163	災害対応経験と知識のあるボランティアの学校・地域の防災教育への活用	

目標		対策方針	対策項目	連番	施策例
Ⅱ、最低限の生活を守る	【目標20】 区民の防災教育を強化する	区民防災教育の強化	地域特性と被害状況の把握	164	地域特性と被害状況の把握ための区民向け防災教育の実施
			予防、応急・復旧、復興に係る防災対策の習得	165	自治会・町会や商店会等を通じた防災対策習得講座の実施
			防災知識の地域還元	166	防災知識等の還元方法の仕組みの構築
			児童・生徒の防災教育の充実	167	児童・生徒に対する質の高い防災教育の実施
	【目標21】 地域の企業との関係を構築する	企業の防災対策の推進	中小企業の防災対策支援体制の構築	168	中小企業向け業務継続管理の支援 (防災専門家の派遣、防災訓練等)
			臨海部企業との連携の促進	169	臨海部企業との連携のための活動環境の整備
			協定締結事業者の実効性の確保	170	協定締結事業者の災害時の実効性の検証および強化
		171		協定締結事業者の区防災訓練への参加	
		事業者・地域間の関係づくりの促進	事業者・地域間の交流機会の創出	172	交流イベントの企画・実施への支援 (防災シンポジウム、防災イベントの企画、参加案内等)
			事業者の技術力などの防災対策への活用	173	防災グッズ商品化支援助成・推進 (防災グッズコンテストの開催)
				174	防災資機材や防災システム等の開発の支援
			事業者の社屋などの防災対策への活用	175	津波避難ビルの指定への協力依頼

目標		対策方針	対策項目	連番	施策例
ロ、最低限の生活を守る	【目標22】 大量の災害廃棄物を円滑に処理する	災害廃棄物の円滑な処理の促進	災害廃棄物の処理方針の検討	176	安全・環境に配慮したがれき・ごみ処理方針の作成
				177	道路の被害を考慮した収集・運搬計画の作成
				178	一時保管、仮置き場等の検討
				179	廃木材処理への中小企業技術の活用
				180	災害廃棄物処理の広域応援計画の作成
		流出した危険物への的確な対応	流出した危険物への対応方針の検討	181	流出した危険物への対応方針の検討
	【目標23】 人権に配慮した防災対策を推進する	人権に配慮した防災対策の推進	関係主体者の参加機会の促進	あらゆる主体者の協力関係の構築	182
			183		災害時における人権についての講演会・研修等の実施

目標 1 建築物倒壊による死者数を減らす

***耐震化の区民啓発**

- 【施策名】 1 耐震化に係る区民啓発（出前講習会の実施等）
2 分譲マンション耐震化アドバイザーの派遣

【着眼点】 耐震化普及啓発活動は有効か。

ここがポイント

より効果的な啓発となるよう様々な広報媒体の活用を検討する。

所管部署	まちづくり推進部 都市開発課
要綱等	大田区分譲マンション耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱
事業概要	<p>職員や建築士による出前講習会、耐震キャンペーン及び分譲マンション耐震化アドバイザー派遣等を通じて、耐震化に係る普及啓発を図っている。</p> <p>各事業の詳細は以下のとおりである。</p> <p>(1) 耐震キャンペーン（耐震化セミナー） 耐震キャンペーン（耐震化セミナー）とは、本庁舎にて行う建築士による住宅の耐震改修についてのセミナーのことである。平成 21 年度から実施している。</p> <p>(2) 区主催講習会、出前講習会 木造住宅の所有者を対象として、耐震化の普及啓発を図るものである。 区主催講習会は、区が日時、会場を設定し、ちらし、ポスター、町会回覧、ホームページにて広報を行い、講習会を開催する。この講習会は平成 21 年度から実施している。 出前講習会は、各種団体、町会、自治会等の求めに応じ、区から出向いて講習会を開催する。この講習会は平成 23 年から実施している。</p> <p>(3) 分譲マンション啓発隊 分譲マンション啓発隊は、東京都と共同で、分譲マンションを戸別訪問し、耐震化の普及啓発を図るものである。昭和 56 年以前の旧耐震基準で設計された区内マンション 666 棟を対象としている。啓発隊は平成 24 年度から実施している。</p> <p>(4) 分譲マンションアドバイザー派遣</p>

	<p>分譲マンションアドバイザー派遣制度とは、上記要綱に基づき、マンション管理組合等にアドバイザーとして建築士を派遣して、耐震化に関するアドバイスを行うことである。派遣にかかる費用は大田区が負担している。派遣制度は平成 23 年度から実施している。</p>
平成 24 年度 事業実績	<p>各事業の平成 24 年度の計画及び実績は以下のとおりである。</p> <p>(1) 耐震キャンペーン（耐震化セミナー） 計画 1 回に対し、平成 25 年 1 月に 1 回実施した。来場者数は 70 名だった。</p> <p>(2) 区主催講習会、出前講習会 区主催講習会は、予算を大幅に超える耐震助成申請があったため、平成 24 年度は実施しなかった。 出前講習会は、計画 0 回に対し、1 回実施した。</p> <p>(3) 分譲マンション啓発隊 計画 0 件に対し、115 件について実施した。</p> <p>(4) 分譲マンションアドバイザー派遣 計画 16 件に対し、実績は 5 件だった。</p> <p>これら事業の平成 24 年度予算 510 千円（内訳：耐震化セミナー講師報酬 30 千円、分譲マンションアドバイザー派遣委託 480 千円）に対し、実績は 180 千円（内訳：耐震化セミナー講師報酬 30 千円、分譲マンションアドバイザー派遣委託 150 千円）であった。 予算差異の原因は、分譲マンションアドバイザー派遣件数が計画より少なかったためである。</p>
今後の 実施方針	<p>平成 25 年度の計画は以下のとおりである。</p> <p>(1) 耐震キャンペーン（耐震化セミナー）：1 回 (2) 区主催講習会、出前講習会：5 回 (3) 分譲マンション啓発隊：200 件 (4) 分譲マンションアドバイザー派遣：20 件</p> <p>分譲マンション啓発隊は平成 26 年度に終了する予定である。 それ以外の事業は、大田区耐震改修促進計画の計画期間の最終年度である平成 27 年度までは継続する予定である。なお、年度別の具体的な数値目標は無い。</p>
結果・意見	<p>【意見 26】</p> <p>担当課では、“東日本大震災から数年が経過して、平成 25 年度の耐震化助成の申請が落ち着いてきているため、普及啓発をさらに強化しなければならない”との危機感を持ち対応に当たっている。</p>

しかしながら、各事業の実施回数・来場者数に表れているように、耐震化普及啓発活動に対する区民の反応は良いとは言えない。この背景には、「自分がやらなくても、困った時は区がやってくれるだろう」という「自助」意識の欠如があると思われる。

このような状況で何よりも重要なのは、区民一人々々が「自分が危険な状況に置かれている」ということを認識することともに、大田区が危険性に関する適切な情報を積極的に提供することである。

耐震化については、より効果的な情報提供となるよう、セミナーや講習会を開催するだけでなく、例えば、耐震化セミナーの講習内容を CATV で放送することや、YouTube にアップして何時でも誰でも見られるようにすることを検討されたい。

*住宅・建築物の耐震診断・改修助成

【施策名】

- 3 地域住民、事業者、区の協力体制を図り、住宅の耐震化を進める制度の検討
- 4 診断・改修への補助の検討

【着眼点】耐震化助成件数は順調に推移しているか。

ここがポイント

助成件数は減少傾向。手続を簡略化し、使いやすい助成制度にすること。

所管部署	まちづくり推進部 都市開発課
要綱等	<p>大田区建築物耐震診断助成要綱（以下「診断要綱」）</p> <p>大田区建築物耐震改修計画・設計助成要綱（以下「計画・設計要綱」）</p> <p>大田区建築物耐震改修工事助成要綱（以下「工事要綱」）</p> <p>大田区耐震診断・改修助成における取扱い要領</p> <p>大田区耐震シェルター等設置助成要綱（以下「シェルター要綱」）</p>
事業概要	<p>大田区耐震改修促進計画において、平成 27 年度までに住宅・建築物の耐震化率 90%とすることを目標としている。この目標を達成するために、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられた住宅・建築物の所有者に対して、耐震診断、耐震改修計画・設計、耐震改修工事の費用の一部を助成し、耐震化を促進している。</p> <p>区の助成制度を利用する場合、最終目的である耐震改修工事に至るまでの手続の流れは次のとおりである。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD S1[ステップ1 耐震コンサルタント派遣] --> S2[ステップ2 耐震診断] S2 --> S3[ステップ3 耐震改修計画・設計] S3 --> S4[ステップ4 耐震改修工事] </pre> </div> <p>大田区では各ステップにおいて以下の助成金制度を設けている。</p> <p>(1) 耐震コンサルタント派遣助成 区長が認定・登録した耐震コンサルタントを派遣し、耐震診断・</p>

改修工事の内容や建築物の耐震化について相談を受けることができる。また、建物が助成要件に適合しているか否かを現地で調査し、結果を区から通知する。

区は、診断要綱に基づき、耐震コンサルタントの派遣にかかる費用全額を負担している。なお、コンサルタント派遣費用の金額については、区内の建築士団体（5団体）と調整の上、設定している。

（2）耐震診断助成

建築士が、国が定めた耐震診断基準による耐震診断を実施し、建築物の耐震性能を構造耐震指標という数値で表す。区は、診断要綱に基づき、耐震診断の費用の一部を助成している。

助成金の額は建築物の種類・構造によって異なり、主な建築物については以下の計算となる。

対象建築物	助成限度額	助成割合
木造住宅	10万円	要する費用※ の2/3
木造以外の住宅	50万円	
マンション	100万円	
その他の 木造	10万円	
建築物 木造以外	100万円	

※要する費用の算出方法は別途定め有り

（3）耐震改修計画・設計助成

耐震診断の結果、構造耐震指標が基準値未満とされた建築物について、改修工事をするための計画・設計を行うことになる。区は、計画・設計要綱に基づき、工事計画及び工事設計に要する費用の一部について助成している。

助成金の額は建築物の種類・構造によって異なり、主な建築物については以下の計算となる。

対象建築物	助成限度額	助成割合
木造住宅	15万円	要する費用※ の2/3
木造以外の住宅	50万円	
マンション	100万円	
その他の 木造	15万円	
建築物 木造以外	100万円	

※要する費用の算出方法は別途定め有り

（4）耐震改修工事助成

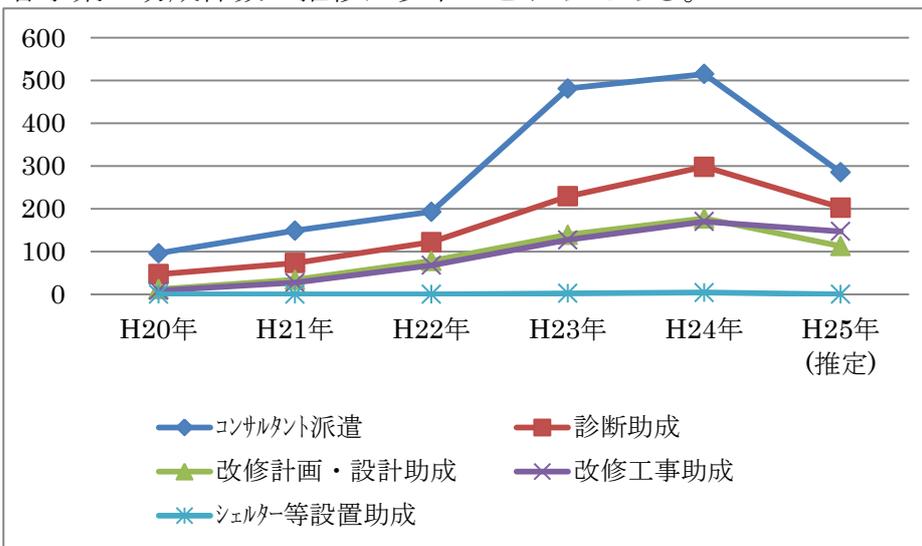
耐震改修計画・設計に基づいて、改修工事を行う。区は、大田区建築物耐震改修工事助成要綱に基づき、改修工事に要する費用の一部について助成している。

助成金の額は建築物の種類・構造・居住者等によって異なり、主な建築物については以下の計算となる。

	対象建築物	助成限度額	助成割合
	木造住宅	通常 100 万円 高齢者等 150 万円	要する費用※の 1/2 要する費用※の 2/3
	木造以外の住宅	通常 150 万円 高齢者等 200 万円	要する費用※の 1/2 要する費用※の 2/3
	分譲マンション	1,000 万円	
	賃貸マンション	500 万円	
	その他の 木造 建築物 木造以 外	150 万円 350 万円	要する費用※の 1/2
	※要する費用の算出方法は別途定め有り		
	(5) 耐震シェルター等設置助成 地震時に迅速な避難が困難な高齢者等に対して、シェルター要綱に基づき、耐震シェルター等を設置する経費を助成している。		
平成 24 年度 事業実績	<p>平成 24 年度の計画及び実績は次のとおりである。</p> <p>(1) 耐震コンサルタント派遣：当初計画 244 件に対し実績は 515 件。</p> <p>(2) 耐震診断助成：計画 122 件に対し実績は 298 件。</p> <p>(3) 耐震改修計画・設計助成：計画 77 件に対し実績は 177 件。</p> <p>(4) 耐震改修工事助成：計画 76 件に対し実績は 170 件。</p> <p>(5) 耐震シェルター等設置助成：計画 2 件に対し実績は 4 件。</p> <p>当該事業の平成 24 年度予算 176,051 千円（内訳：耐震コンサルタント派遣 42,401 千円、耐震診断助成 19,700 千円、耐震改修計画・設計助成 13,950 千円、耐震改修工事助成 99,000 千円、耐震シェルター等設置助成 1,000 千円）に対し、実績は 336,627 千円（内訳：耐震コンサルタント派遣 39,428 千円、耐震診断助成 44,449 千円、耐震改修計画・設計助成 26,937 千円、耐震改修工事助成 223,991 千円、耐震シェルター等設置助成 1,822 千円）であった。</p> <p>予算差異の原因は、東日本大震災から 1 年に伴う報道や東京都による想定被害の公表等の影響により、木造住宅等の耐震化助成の実績が当初見込みを上回ったためである。</p>		
今後の 実施方針	<p>平成 25 年度の計画は以下のとおり。</p> <p>(1) 耐震コンサルタント派遣 : 491 件</p> <p>(2) 耐震診断助成 : 234 件</p> <p>(3) 耐震改修計画・設計助成 : 142 件</p> <p>(4) 耐震改修工事助成 : 129 件</p> <p>(5) 耐震シェルター等設置助成 : 4 件</p> <p>なお、平成 27 年度までは当事業を継続する予定である。ただし、助成件数については、建物所有者の意思や社会情勢による部分が大いいため、26 年度及び 27 年度の具体的な数値目標は無い。</p>		

【意見 27】

各事業の助成件数の推移は以下のとおりである。



※1 緊急輸送道路沿道建築物及び沿道耐震化道路沿い建築物は件数から除いている
 ※2 平成 25 年度の件数は、平成 25 年 11 月末までの実績値に 12/8 を乗じて算出した

東日本大震災により急増した建築物耐震化助成制度は、平成 24 年度をピークに激減すると見込まれる。

担当課は、この激減の原因として、①東日本大震災から 2 年以上経過して区民の耐震化に対する意識が薄れてきていること、②ステップ 1 の耐震コンサルタント派遣で時間が掛かってしまい、ステップ 1 が完了するまでに耐震化に向けた取り組みへの意欲が覚めてしまい、次のステップに進む建物所有者が減っていること、を挙げている。

現在、ステップ 1 コンサルタント派遣では、委託する建築士から報告書（図面等）の提出を求めており、その作成に時間が掛かってしまっている。結果、ステップ 1 が完了するまでに 1 ヶ月～1 ヶ月半を要している。

担当課では、耐震診断着手までの期間短縮のため、木造建物に限りコンサルタント派遣制度を止め、職員による事前相談・事前調査で代替することを検討している。期間短縮と経費節減のためにも早急に実施されたい。

【着眼点】耐震改修促進計画の目標（耐震化率 90%）は達成できるか。

ここがポイント

このままで達成は不可能である。

結果・意見	<p>【意見 28】</p> <p>上述のとおり、耐震改修促進計画では、平成 27 年度までに住宅・建築物の耐震化率 90%とすることを目標としているが、平成 24 年度末での耐震化率は推定 83%である。</p> <p>年に 1.2%ずつ耐震化が進んでいるものと推定しているので、このペースだと目標達成は困難である。</p>
-------	--

*エレベーターの閉じ込め防止、迅速な復旧のための啓発

【施策名】6 エレベーターの閉じ込め防止、迅速な復旧のための啓発
 【着眼点】エレベーターの安全対策の啓発活動は効果的に実施されているか。

ここがポイント

効果的と思われる「文書等による指導」を実施している。

所管部署	まちづくり推進部 建築審査課
要綱等	該当無し
事業概要	首都直下地震が発生すると、大田区内でも約 500 台のエレベーターで閉じ込め被害が発生すると想定されている。国土交通省の平成 24 年度補助事業に合わせ、東京都・大田区が連携し、閉じ込め防止対策及び迅速な復旧のための連絡体制を含めたエレベーターの安全対策についての啓発を図る。
平成 24 年度 事業実績	<p>閉じ込め防止対策及び迅速な復旧のための連絡体制を含めたエレベーターの安全対策についての啓発を図るために、下記事業を実施した。</p> <p>(1) パンフレットによる指導 大田区に建築基準法による定期検査報告がなされている乗用エレベーターで、平成 21 年 9 月以前に建築基準法上の確認がなされた約 4,800 台のエレベーターについて、所有者等に「エレベーターの閉じ込め防止対策のリーフレットのご案内について」及び「エレベーターの閉じ込め防止対策」（東京都作成）を平成 24 年 8 月から 11 月にかけて配布した。 配布は、実際に閉じ込め事故発生時に連絡を受け、復旧作業を行うことになるエレベーター保守会社から当該エレベーター所有者等に手渡してもらう方法で行った。 その後の結果として、平成 24 年 9 月から 25 年 8 月の間に閉じ込め防止対策の改修報告がされたエレベーターは 22 台で、多くは、共同住宅に設置されているエレベーターの巻上機老朽化による取替工事に伴ったものとなっている。</p> <p>(2) 耐震改修計画についてのアンケート (1) で対象となったエレベーターのうち、3 階建て以上で、延べ面積 1,000 m²以上の不特定多数が利用する建築物に設置されているエレベーター所有者 136 名に対し、「エレベーターの耐震改修計画等に関する報告の依頼について」を郵送し、エレベーターの耐震改修計画についてアンケート（平成 25 年 3 月 31 日期限）を依頼した。 回答があったのは 66 件（49%）で、回答のほとんどは、改修計</p>

	<p>画が無いが、将来のエレベーター取替時に併せて行うというものだった。</p> <p>当初計画は全て達成した。なお、予算額・実績額とも0円であった。</p>
<p>今後の 実施方針</p>	<p>平成 25 年度以降については、パンフレットによる指導は行わない。しかし、都との協議により、「閉じ込め防止対策（P 波地震管制装置）、戸開走行防止装置、耐震対策」の 3 点を中心に、それらの対策がなされていないエレベーター所有者等に「既存不適格解消のお願い」の案内を定期検査報告時に配布する予定である。</p> <p>平成 25 年度予算額は0円である。</p> <p>なお、担当課は、エレベーター所有者等は大田区民とは限らないため、啓発活動としてはホームページや区報による広報ではなく、定期検査報告時に所有者等へ指導する方法が効果的であると考えている。</p>
<p>結果・意見</p>	<p>特に結果及び意見となる事項は無かった。</p>

*窓ガラス・外壁タイル等の落下物改善状況調査

【施策名】7 看板等の落下による被害防止策の普及・啓発

【着眼点】古い調査結果に基づく指導で効果はあるか。

ここがポイント

再調査しない場合でも、他の方策で安全確保すること。

所管部署	まちづくり推進部 都市開発課					
要綱等	該当無し					
事業概要	東京都が実施した窓ガラス等落下物調査（昭和 55 年度から平成 2 年度まで）及び外壁タイル等落下物調査（平成 17 年度）の結果に基づき、未改修物件に対して継続的に安全化指導及び状況調査を行う。					
平成 24 年度 事業実績	窓ガラス等落下物調査で落下する恐れのあるものは、調査時当初 353 件存在したが、平成 23 年度末時点では 9 件に減った。					
	調査年度	調査対象	調査件数 (棟)	落下の恐れ のあるもの(棟)	改善した もの(棟)	24 年度指 導件数(件)
	55	避難道路沿い	1,188	77	77	0
	57	容積率 700%	176	12	12	0
	59	容積率 600%	44	5	5	0
	61	容積率 500%	799	100	98	2
	62	容積率 400%	93	5	4	1
	元	避難道路沿い	819	85	82	3
	2	避難道路沿い	909	69	66	3
	計		4,028	353	344	9
一方、外壁タイル等落下物調査で落下する恐れのあるものは、調査時当初 22 件存在したが、平成 23 年度末時点では 7 件だった。この他に、調査未回答となっているものが 24 件あった。						
調査年度	調査対象	調査件数 (棟)	落下の恐れ のあるもの(棟)	改善した もの(棟)	24 年度指 導件数(件)	未回答 (再調査) (件)
17	容積率 400% 以上及び避 難道路沿い	152	22	15	7	24
平成 24 年度中、これら未改修物件 計 40 件（調査未回答分を含む）に対し、改修状況に関する報告を文書により求めた結果、外壁タイル等落下物について 2 件の改修報告があった。						
これによる指導・調査文書郵便料 9 千円が発生した。（予算額は						

	10 千円)
今後の 実施方針	未改修物件の残り 38 件について、引き続き指導・調査を行う。
結果・意見	<p>【意見 29】</p> <p>指導・調査対象の基となっている東京都の調査からかなり時間が経過しているため、対象から漏れている物件が相当数あるものと想定される。このため、再度、区が調査をして未改修物件に対しては指導すべきと思われたため、この再調査の可否について都市開発課に質問した。</p> <p>回答によれば、“平成 20 年 4 月施行「特殊建築物定期調査報告制度」により、一定の建築物について定期的に専門技術者による調査を実施し、役所に報告することが法律で義務付けられている。この制度により、建物の劣化・損傷や維持保全状況を把握し、事故を未然に防止する体制ができているので、当面、再調査を行う予定は無い。”とのことだった。</p> <p>しかし、定期調査報告制度の対象は、建物の用途及び規模によって限定されており（例：ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超えるもの）、この制度によって再調査の必要が無いと判断するのは早計と思われる。</p> <p>さらに、「大田区建築安全マネジメント計画」（平成25年 7 月）P. 13では、既存建築物の現状と課題として「定期調査報告義務が課せられている特殊建築物とは別に、小規模の一般の建築物の中には、外壁やガラス等の落下の恐れのある建築物や著しく老朽化の進んでいる建物があります。こうした建物の保守点検・維持管理が適切に行われているとはいえない状況があります。」とあり、定期調査報告制度だけでは不十分であると認識しているようである。</p> <p>なお、この既存建築物の現状と課題に対する、大田区の今後の取り組みとして以下のように記載している。</p>

イ 今後、検討・実施する取組

取組内容	取組時期
<ul style="list-style-type: none">・建築物防災週間※12の取組み内容を充実させるなど、「防災査察」を強化します。・窓ガラス等落下物実態調査（昭和55年～平成2年）における落下の恐れがあると判断された建築物に対する改善状況調査、外壁タイル等落下物実態調査（平成17年）の未回答・未改修建築物に対する追跡調査を行います。・建物所有者に対する改善啓発活動を効果的に進めるなど、維持・管理が不十分な建築物への危険防止対策を図ります。・特殊建築物は、建物の完成後においても適宜立入検査を実施し、建物所有者等に対して、違反の有無の確認及び指導を実施していきます。	引き続き平成25年度に検討 実施中 引き続き平成25年度に検討 実施中

再調査をしない場合でも、発災時に窓ガラスや外壁タイル等落下物による被害が少なくなるようこの取組みを実施されたい。

*家具転倒防止器具の支給

【施策名】 8 住宅における家具類の転倒・落下防止器具等の取り付け支援
【着眼点】 助成対象者全員に、本施策を周知させているか。

ここがポイント

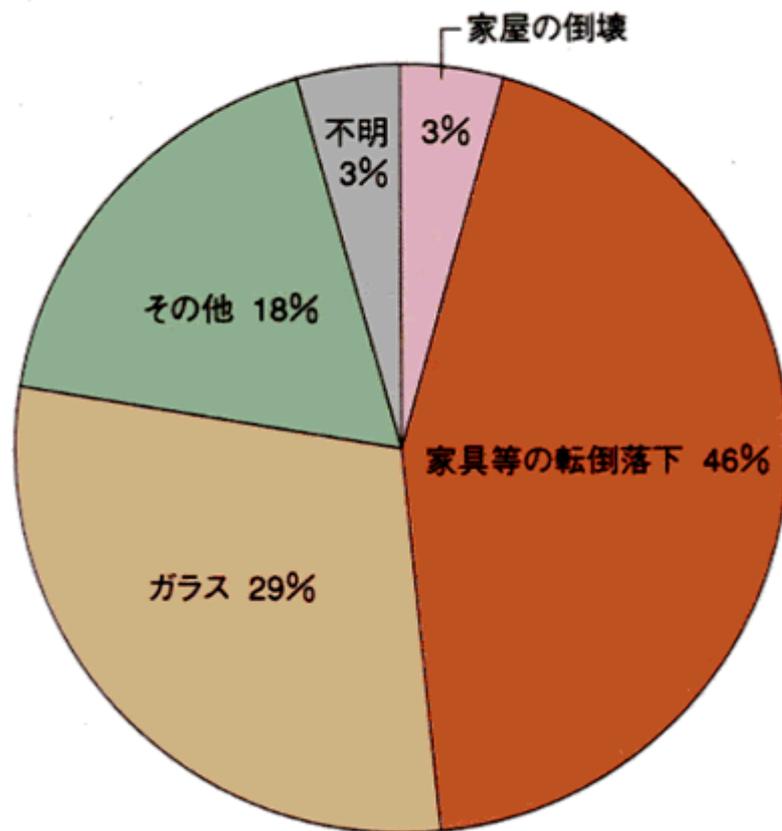
HP や防災訓練等での PR に加え、全対象者へ勸奨通知を早急に発送する。

所管部署	地域振興部 防災課
要綱等	大田区家具転倒防止器具支給取付事業実施要綱
事業概要	<p>平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、地震の発生時間が未明ということもあり、寝室のタンスなどの大型家具が倒れて、下敷きとなって死亡したり、怪我をしたりした事例が多かった。</p> <p>大地震の際に家具をと固定していないために同様の事例による死亡者や負傷者を少なくするため、低所得者で自分で家具の固定が困難な高齢者や障害者の世帯に対して家具転倒防止器具の支給取付を実施している。</p> <p>(助成の対象---上記要綱第2条)</p> <p>助成対象者は、現に区内に居住し、次の各号のいずれかに該当する世帯のうち、現年度の特別区民税課税所得金額が80万円以下の世帯を対象とする。</p> <p>(1) 65歳以上の単身世帯又は65歳以上の者だけで構成する世帯 (2) 身体障害者手帳を所持し、障害の程度が1又は2級の方がいる世帯 (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持している方がいる世帯 (4) 愛の手帳を所持し、障害の程度が1又は2度の方がいる世帯 (5) 介護保険制度において、要介護度3から5度までの認定を受けている方がいる世帯</p> <p>(助成方法)</p> <p>家具転倒防止器具の取付けについては、区の委託する業者が、助成対象世帯に取付けを行う方式をとっており、助成対象世帯は現金等を用意する必要はない。</p> <p>(支給限度)</p> <p>世帯員全員が特別区民税非課税世帯はタンス2棹分、それ以外の所帯はタンス1棹分である。</p>
平成24年度事業実績	平成24年度の実績は、次のとおりである。 196件実施、決算額 2,527千円 1件当たり13千円

	<p>平成 20 年度から事業を実施しており、24 年度末時点で累計 773 件実施している。HP や区設置掲示板での PR のほか、防災訓練や防災週間等での器具の展示紹介を実施している。また、対象者に地区を変えて毎年勸奨通知を出している。</p> <table border="1" data-bbox="509 434 1267 669"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>勸奨通知発送数</th> <th>勸奨による工事実施件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>419</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>381</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>381</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>880</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>4 年間計</td> <td>2061</td> <td>182</td> </tr> </tbody> </table>	年度	勸奨通知発送数	勸奨による工事実施件数	H21	419	76	H22	381	27	H23	381	26	H24	880	53	4 年間計	2061	182
年度	勸奨通知発送数	勸奨による工事実施件数																	
H21	419	76																	
H22	381	27																	
H23	381	26																	
H24	880	53																	
4 年間計	2061	182																	
<p>今後の 実施方針</p>	<p>重点対策期間として、以下の件数の実施を予定している。</p> <p>25 年度 300 件 26 年度 300 件 27 年度 継続</p> <p>(課題) 実際に対象者のうち未設置の方を把握することが困難である。</p>																		
<p>結果・意見</p>	<p>【意見 30】</p> <p>阪神・淡路大震災時の調査データによると、下図のとおり家具等の転倒落下を原因とするけがが半分近くを占めている。</p> <p>本施策は、1 件当たりの単価は低廉であるが、震災時のけがを防止するだけでなく、その後の避難行動や避難生活での支障を未然に防ぐことになり、大きな効果が期待できると考える。</p> <p>HP や区設置掲示板での PR のほか、防災訓練や防災週間等での器具の展示紹介を実施しているとのことであるが、期待した効果は上がっていない。</p> <p>対象者に地区を変えて毎年勸奨通知を出しているとのことであるが、これをもっと拡充して実施していくべきと考える。</p> <p>本要綱の助成対象者数は 37,832 件（平成 24 年）であり、現在までの 4 年間の平均勸奨通知発送数約 500 件では全員に発送するのに約 70 年必要とする。郵送料は大きなコストにならないので、早急に対象者全員に勸奨通知を発送すべきと考える。</p> <p>現在までの発送先は、比較的震災の影響を受けやすい地区の在住者を対象にしているが、今後も東京都の“地震に関する地域危険度測定調査報告”等を参考に危険度の高い地区から順次案内を実施していくべきである。</p>																		

内部被害による怪我の原因

調査数 130人



(日本建築学会「阪神淡路大震災 住宅内部被害調査報告書」より)

*がけ・擁壁の整備助成

- 【施策名】 9 がけ等の調査結果に基づく所有者への周知・啓発
 10 区民への周知・啓発
 11 がけ等の整備工事費の助成

【着眼点】 がけ等実態調査結果は未公表のままではどうか。

ここがポイント

調査結果公表は困難なので、急傾斜地崩壊危険箇所の防災マップへの記載を検討する。

所管部署	まちづくり推進部 都市開発課	
要綱等	大田区がけ等整備工事助成要綱（以下「がけ助成要綱」）	
事業概要	<p>大田区は、平成 22 年度から 23 年度の 2 カ年にわたりがけ等実態調査を実施した。調査箇所は区内 6,534 か所におよび、これまでわからなかった区内のがけや擁壁の実態を把握した。</p> <p>調査では、個々のがけや擁壁を、変形・劣化の異常の有無等を基に点数化を行うことにより判定した。その結果は以下のとおりである。</p>	
	総合評価	評価内容
	A	外観上、当面の危険性はないと思われる
	B	変形・劣化等が見られるので経過観察が必要
	C	変形・劣化等が著しく、改善の検討が必要
	計	箇所数
	4,631	1,551
	352	6,534
	<p>大半のがけ等は、外観上当面の危険性がない A 評価となったが、変形・劣化が見られる B 及び C 評価も 29%あった。</p> <p>都市開発課では、がけ等実態調査結果を所有者へ送付するとともに、C 評価 352 件のうち特に評価の低いがけ・擁壁（89 件）について、平成 24 年度から 25 年度にかけて戸別訪問（所有者が大田区内に居住していない場合は郵送）し、改善のお願いをした。</p> <p>また、大田区では、がけ助成要綱に基づき、区内に存するがけ・擁壁の所有者に対して、整備工事の費用の一部を助成し、災害に強いまちづくりを推進している。</p> <p>この助成の対象は、高さが 2 m を超えるがけ等で、区長が整備の必要を認めた危険なもののうち、次のいずれかに該当するがけ等の整備工事である。</p> <p>（1）建築基準法上の道路に面するがけ等 （2）がけ等の高さの 2 倍以内の範囲に、現に居住するための建物が存在し、崩壊により建物に被害が及びおそれのあるがけ等</p>	

	<p>助成額は、整備工事費の3割以内（1万円未満は切り捨て）かつ300万円以内となっている。</p>
平成24年度 事業実績	<p>C評価のうち、特に評価の低いがけ・擁壁（89件）について、平成24年度中に30件戸別訪問を実施した。区内に在住していない所有者20名に対しては郵便にて改善依頼した。</p> <p>がけ等実態調査の結果通知や、都の「首都直下地震等による被害想定」の公表等の影響により、がけ等整備工事助成の実績が当初見込みを上回った。計画4件（12,000千円）に対し、実績は10件（23,390千円）だった。</p>
今後の 実施方針	<p>平成25年度は、C評価のうち特に評価の低いがけ・擁壁（89件）について、平成24年度に回れなかった残り39件を戸別訪問する。</p> <p>がけ等整備工事助成については、平成25年度は4件（12,000千円）予定しており、平成25年7月末現在、2件助成済みである。</p> <p>この助成制度は、大田区耐震改修促進計画の計画期間の最終年度である平成27年度まで継続予定であるが、26年度以降の助成件数の数値目標は特に定めていない。</p>
結果・意見	<p>【意見31】</p> <p>物件毎のがけ等実態調査の結果は、がけ・擁壁所有者に対してのみ報告され、区民に公表はされていない。担当課によると、非公表とした理由は以下のとおりであった。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）調査結果を所有者・管理者にお知らせする以外は公開しないことを前提に調査したため。 （2）実態調査は外観目視で判明した範囲内における評価なので、がけ等の「安全性」「危険性」を断定できるものではないため。 （3）がけ等の周囲住民にも調査結果を周知することは、過大な不安を与えたり、所有者等とのトラブルを引き起こしたり、資産価値を低減させたりする恐れがあるため。 <p>我々は、調査結果で最も危険度の高いと思われるがけ・擁壁を視察した。現場は商業地域で、擁壁は急傾斜な階段に面して存在し、階段を挟んで向かいには民家、階段下方には商店がある。高さ2m程の擁壁コンクリートには縦に大きな裂け目があり、大地震等により崩壊した場合、隣接する家屋に被害を与える可能性は非常に高いと思われた。</p> <p>確かに、今回のがけ等実態調査の目的は、あくまで、所有者等ががけ等の危険性について注意喚起をし、適切な維持管理をお願いするにすぎなかった。しかしながら、視察した現場のように、がけ崩</p>

	<p>れによって近隣住民の生命や財産が失われることが予見できるにもかかわらず、その危険性を近隣住民に公表せず、がけの維持管理を所有者の任意に任せておいてよいのであろうか。</p> <p>ただし、都市開発課が懸念するように、調査結果の公表は個人の財産権の問題も絡んでくるため、大田区独自で公表することは困難である。例えば、旧耐震基準で建てられた一定規模・用途の建築物の所有者に対して耐震診断を義務化し、自治体によるその結果の公表を規定した『建築物の耐震改修の促進に関する法律』のような法律的な手当が必要となろう。</p> <p>もし、危険度の高いがけ・擁壁の情報が区民に提供できるのであれば、その場所を「わがまち防災マップ」に掲載し、周辺住民の避難に役立てられれば理想的である。</p>
結果・意見	<p>【意見 32】</p> <p>上述した危険性の高いがけ・擁壁がそのまま該当するわけではないが、区内には「急傾斜地崩壊危険箇所」が 70 ヶ所存在し、地域防災計画【資料編】P. 459 に一覧が公表されている。</p> <p>急傾斜地崩壊危険箇所とは、傾斜度 30° 以上、がけ高 5 m 以上の急斜面で、崩壊した場合に人家等に被害が生じる虞のある場所である。</p> <p>がけ等実態調査結果を公表しないのであれば、少なくとも、この急傾斜崩壊危険箇所については「わがまち防災マップ」に記載し、区民にがけ崩れの危険性を周知されたい。</p>

*液状化についての相談

- 【施策名】 12 液状化についての区民への周知・啓発
 13 液状化に強い建物についての相談
 14 液状化被害を受けた建物の復旧対策についての相談
- 【着眼点】 液状化に関する区民への周知は十分か。

ここがポイント

ホームページ以外の媒体による広報も検討が必要。

所管部署	まちづくり推進部 建築審査課																						
要綱等	該当無し																						
事業概要	<p>建築審査課では、液状化が起きないための対策や液状化が起きた場合の復旧対策として、以下の事業を実施する。</p> <p>(1) 液状化に強い建物についての周知・相談 東日本大震災等で発生した液状化による建築物被害で判明した液状化が発生しやすい地域、地盤の特徴や条件を区民に周知するとともに、これから家を建てる際の液状化対策について相談を受けている。</p> <p>(2) 液状化被害を受けた建物の復旧対策についての周知・相談 液状化対策を行なっていなかったことによる被害が発生した場合の補修方法などを区民に周知し相談を受けている。</p>																						
平成 24 年度 事業実績	<p>建築審査課では、平成 24 年度に液状化に関する資料収集を実施し、その結果を 25 年 6 月に区ホームページで公表した。なお、サンプルとして、「地震で液状化が発生して家が傾いた場合の修復方法」のページを後掲した。</p> <p>また、液状化についての相談は随時受け付けている。</p> <p>予算額、実績額共 0 円だった。</p>																						
今後の 実施方針	液状化に関する新規事業の予定は無し。																						
結果・意見	<p>【意見 33】</p> <p>液状化に強い建物等についての相談件数は以下のとおりである。質問は、不動産購入にあたって、その地域が液状化しやすい地域に該当するかの確認だった。</p> <p>※平成 25 年 8 月の調査時点まで</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">平成 24 年度 (件)</th> <th colspan="3">平成 25 年度※ (件)</th> </tr> <tr> <th>窓口</th> <th>電話</th> <th>メール</th> <th>窓口</th> <th>電話</th> <th>メール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					平成 24 年度 (件)			平成 25 年度※ (件)			窓口	電話	メール	窓口	電話	メール	0	0	0	1	4	0
平成 24 年度 (件)			平成 25 年度※ (件)																				
窓口	電話	メール	窓口	電話	メール																		
0	0	0	1	4	0																		

	<p>液状化被害を受けた建物の復旧対策についての相談は、平成24、25年度（平成25年8月調査時点まで）いずれも無かった。</p> <p>相談件数を見れば分かるとおり、液状化による建物被害が区民に十分理解されているとは言い難い。ホームページによる周知だけでは不十分であれば、他の手段による周知も検討されたい。なお、建築審査課では、区報による周知も検討しているとのことである。</p>
--	---

【着眼点】液状化予測はHPで開示しなくてよいか。

ここがポイント
科学的知見に基づく結果であれば、積極的に公表すべき。

結果・意見	<p>【意見 34】</p> <p>大田区のホームページ上、大田区の液状化予測図を見ることはできず、東京都（東京都土木技術支援・人材育成センター）へのリンクが貼ってあるに過ぎない。このリンク先で大田区を含めた「東京の液状化予測図」を見ることができる。</p> <p>この予測図は、東京都が収集したボーリングデータ等を基に作成したものである。明確な境界線を示したものではないが、液状化発生の目安を知る上で大変有用である</p> <p>このように科学的知見に基づいた情報であれば、区はホームページで積極的に公表し、区民の危機意識を啓発する必要がある。なお、この点、建築審査課によると“現在、ホームページや関係窓口で閲覧できるように調整を進めており、東京都（東京都土木技術支援・人材育成センター）の了解が得られたところである。”とのことだった。早急に対応されたい。</p>
-------	--

【参考資料】 地震で液状化が発生して家が傾いた場合の修復方法
 （大田区ホームページより）

工 法 名	建 築 物 の 基 礎 で 対 応 す る 工 法		
	直 接 基 礎 (べ た 基 礎)	小 口 径 杭 工 法	
工法のイメージ図と概要			
	べた基礎は、建物の荷重を底板全体で受け止め、分散して地盤などに伝えることができ、不同沈下や耐震性を増すことが可能になります。基礎底面以下に液状化の発生の可能性のある地層がある場合は、その層を掘削し、砕石などの材料で置き換えを行うことで、液状化による建物の被害を防ぐことができます。	建物荷重を支える力を基礎の底面で確保した上で、沈下量を低減することを目的として、鋼管などの杭を回転圧入又は圧入によって設置する工法です。	
対策のねらい	支持力（建物の荷重などを支える地盤の力）を増し、不同沈下を防止します。	沈下を軽減します。	
メリット	液状化層が僅かに残っている状態で、部分的に液状化が発生しても、基礎全体がたわみにくいため、沈下の軽減につながります。	液状化の発生の有無にかかわらず、建物の安定性はある程度確保されます。	
デメリット	液状化発生のおそれのある地層が厚く、深い位置まで連続するような場合には、液状化層の置き換えが難しくなります。	液状化の発生を許すため、建物と周辺地盤との間に段差が生じる場合があります。	
騒音振動	地盤を掘削する際に、少し振動騒音が発生します。	静的圧入又は回転圧入する場合、騒音振動は小さいものにとどまります。	
対策深度の考え方	地盤の置き換えは、液状化の可能性のある地層の下まで行うことが望ましいものといえます。	N値で10~20程度の値が出現する深さまで（深度20m程度以内）施工が可能です。	
新築住宅	施工性	施工するのに特に支障はありません。	小型の機械で対応可能です。
	工期	1か月程度	2~3日程度
既存住宅	施工性	基礎形式の変更は困難です。	建物の筋での工事となるため隣地の建物との間が狭い場合は施工が難しくなります。
	工期		1~3週間程度
工事費（注）	100~300万円程度	新築時 150~250万円程度、既存 500~800万円程度	
備考	基礎が強いたわみにくいため、仮に液状化被害を受けた場合でも、家屋の沈下を修復する際には、ジャッキアップなどによる沈下修正工法が採用できる可能性があります。	既存住宅では、液状化被害を受けた時の沈下の修正にアンダーピニング工法を採用する場合に支持杭として利用することが多くあります。	

*本庁舎の振動解析調査

【施策名】 該当なし

【着眼点】 本庁舎の耐震化は万全か。

ここがポイント

本庁舎は防災本部として機能する重要拠点であり、早急な耐震性能向上が望まれる。

所管部署	計画財政部 施設管理課
要綱等	該当なし
事業概要	<p>大田区役所本庁舎は新耐震建築物であり、建設時の法規制基準には合致しているものの、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の際、庁舎上層階において激しい揺れによる備品の転倒や壁のひび割れ等の被害が発生した。</p> <p>また、平成 24 年 4 月に東京都の「地震による被害想定」が見直され、大田区の被害想定は震度 6 強、一部震度 7 になると予想されている。この中で高層建築物の長周期地震動による影響を考慮する必要があることも指摘されている。</p> <p>本庁舎は、新耐震基準に適合しているため十分な構造強度を有しているが、大規模災害発生時に防災本部となる重要性を踏まえ、東日本大震災の知見を考慮した振動解析調査を実施した。</p>
平成 24 年度事業実績	本庁舎について、振動解析の業務委託を実施達成した。 26,460 千円
今後の実施方針	<p>振動解析の結果、今後予想される大地震において建物の変形量が設計当初の目標値を越え、外壁、内装等に被害が出る恐れがあることが判明した。このため、振動解析結果について、平成 25 年度は第三者機関に構造評定を申請し検証している。</p> <p>今後は、本庁舎の災害時における業務継続を図るため改修等を検討する。</p> <p>当面は緊急対応として、平成 25 年度補正予算でガラス屋根等の改修を行い落下防止対策を図った。</p> <p>長期的な対応として、平成 26 年度予算で本庁舎のあり方検討の資料作成等の業務委託を行い、学識経験者等の専門的な助言を受けながら検討し、工事案の決定及び基本計画の策定を行って根本的な対応策を検討していく予定である。</p>
結果・意見	特に結果及び意見となる事項はなかった。

* 公共建築物の耐震化推進

【施策名】 該当なし

【着眼点】 公共施設の耐震化は適切に図られているか。

ここがポイント

当初の計画とおりに進んでいない。

平成 26～30 年度計画において適切な見直しと全庁的推進体制が必要である。

所管部署	計画財政部 施設管理課
要綱等	耐震改修計画促進に関する法律 大田区公共施設整備計画 大田区耐震改修促進計画 おおた未来プラン 10 年
事業概要	<p>平成 7 年の阪神・淡路大震災以後、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、大田区では公共建築物の耐震化対応（耐震診断、要補強建築物に対して補強等を実施）を進めてきた。</p> <p>また、平成 20 年 3 月に「大田区耐震改修促進計画」を策定し、耐震化を進めるための方針を示した。</p> <p>「大田区耐震改修促進計画」における区公共建築物の耐震化目標は以下のとおりである。</p> <p>(1) 防災上重要な区公共建築物については、平成 27 年度までに耐震化を 100%とすることを目標とする。</p> <p>(2) 区公共建築物については、「大田区公共建築物耐震化整備プログラム」に基づき耐震化に取り組む。</p> <p>建築物の耐震診断結果は I_s 値（構造耐震指標）で示される。 I_s 値が安全基準を超えることが耐震化の主要な目標となっている。</p> <p>I_s 値については「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において国の安全基準は 0.6 以上であるが、大田区では防災上の重要度に応じた割増し係数（住宅・倉庫等は 1.0 倍、一般庁舎等は 1.25 倍、本庁舎等 1.5 倍）を乗じた I_s 値を「大田区公共建築物耐震化整備プログラム」にて、主な目標水準としている。</p> <p>当該係数により、I_s 値の目標値は住宅・倉庫等では 0.6 以上、一般庁舎等で 0.75 以上、本庁舎等 0.9 以上である。</p>

なお、以下の建築物は耐震化対応の対象外としている。

- (1) 新耐震建築物（S56 改正建築基準法以降の建物）
- (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」「地震防災対策特別措置法」で規定する耐震化対策を行う対象建築物に該当しない建築物。
- (3) 予備診断を行い、十分な耐力が確認された建築物
- (4) 平成 7 年（耐震改修促進法の施行）以前に耐震改修を行った建築物

区公共建築物の

耐震化対応対象施設、耐震化対応対象外施設の状況
(平成 25 年 12 月末)

		棟数・施設数
耐震化対応対象	対応不要 計	214 棟
	要対応 計	256 棟
	要対応〈対応済〉	220 棟
	要対応〈未対応〉	36 棟
	合 計	470 棟
耐震化対応対象外	新耐震	306 棟・施設
	診断対象外	95 棟・施設
	予備診断	17 棟・施設
	合 計	418 棟・施設

耐震化対応状況年次推移

年度	診断棟数	診断のうち 要補強棟数	要補強中耐震 補強等実施棟 数(解体含む)
平成 6 年度	1 棟	1 棟	1 棟
平成 7 年度	59 棟	47 棟	46 棟
平成 8 年度	175 棟	113 棟	107 棟
平成 9 年度	76 棟	34 棟	33 棟
平成 10 年度	17 棟	12 棟	8 棟
平成 11 年度	8 棟	5 棟	4 棟
平成 12 年度	4 棟	2 棟	1 棟
平成 13 年度	1 棟	1 棟	1 棟
平成 19 年度	43 棟	19 棟	5 棟
平成 20 年度	55 棟	17 棟	9 棟
平成 21 年度	23 棟	3 棟	3 棟
平成 22 年度	7 棟	2 棟	2 棟
平成 24 年度	1 棟	0 棟	0 棟
合計	470 棟	256 棟	220 棟

平成 24 年度までに耐震診断を行った 470 棟のうち、耐震補強が必要な区公共建築物は 256 棟となった。このうち耐震補強済・工

事中または取壊し済みは 220 棟で、残り 36 棟が計画中となっている。

Is 値が低い等、優先的に耐震補強すべきと考えられる建築物でも、以下の要因により対応が遅れる場合がある。

- ・ 移転改築や仮設建築物が必要となる場合に移転用地や仮設建設地の調達が課題。
- ・ 耐震補強工事の範囲により、施設運営しながらの工事が難しくなるため調整が必要。

この中で、“防災上重要な区公共建築物”については「大田区耐震改修促進計画」で、平成 27 年度までに耐震化を 100%とする具体的目標を設けている。

“防災上重要な区公共建築物”とは以下の建築物である。

- ・ 本庁舎
 - ・ 各地域庁舎
- ・ 各特別出張所
- ・ 各避難所
- ・ 各福祉避難所

当該“防災上重要な区公共建築物”は、災害時に防災拠点や避難施設として利用することから、特に優先的に耐震化対応を推進する。

防災上重要な区公共建築物の耐震化状況（平成 26 年 2 月末）

種 別		本庁舎	地域 庁舎	特別 出張所	避難所	福祉 避難所	合計
耐震化対応 対象	対応不要	0	0	1	9	4	14
	要対応	0	0	13	75	3	91
	（対応済）	—	—	(10)	(75)	(3)	(88)
	（未対応）	—	—	(3)	0	0	(3)
	計	0	0	14	84	7	105
耐震化対応 対象外	新耐震	1	4	4	7	12	28
合 計		1	4	18	91	19	133

平成 24 年
度事業実績

耐震診断 3,150 千円
耐震設計 20,318 千円
耐震工事 362,145 千円

今後の
実施方針

<平成 25 年度>
耐震設計 53,706 千円
耐震工事 127,424 千円

	<p>平成 25 年 12 月末に耐震化対応が要対応で未対応な建築物 36 棟のうち解体予定 3 棟、耐震設計済みまたは設計中が 13 棟である。</p> <p>その他の未対応の建築物については、平成 21 年度を初年度とする 10 年の計画である「大田区公共施設整備計画」の後期（平成 26～30 年度）の見直しにおいて、対応を具体化していく。</p>
結果・意見	<p>【意見 35】</p> <p>「大田区耐震改修促進計画」に記載された、“防災上重要な区公共建築物”について、平成 27 年度までに耐震化率 100%の目標を実現できない建築物は以下の 3 棟とのことである。</p> <p style="text-align: center;">羽田特別出張所 田園調布特別出張所 蒲田西特別出張所</p> <p>補強を要する建築物についての個々に具体的な対応は、計画財政部が一義的に責任を負っている。</p> <p>大田区の“本庁舎等で 0.9 以上、一般庁舎等で 0.75 以上、住宅・倉庫では 0.6 以上の I_s 値”という耐震化目標を早期に達成するためには、情報・認識の共有化と責任の明確化を図ることで、必要な耐震補強を進めるための全庁的な執行体制の強化が必要である。</p>

***密集住宅市街地整備促進事業**

- 【施策名】 15 防災街区整備地区計画の推進
 19 公園・広場等の整備による燃えないまちづくりの推進
 【着眼点】 木造密集地域の解消と不燃領域率の向上は図られているか。

ここがポイント

他の整備地域についての住民参加型の防災まちづくりの取り組みも検討されたい。

所管部署	まちづくり推進部 都市開発課												
要綱等	大田区木造住宅等建て替え促進補助金の交付に関する要綱												
事業概要	都市開発課では密集住宅市街地整備促進事業として、以下の3つの事業を行っている。												
	<p>(1) 羽田地区のまちづくり 羽田地区について、災害に強いまちづくりに向け、地域住民との合意形成を図りながら、平成26年度から事業導入する。 これは、災害に強いまちづくりを目指すにあたり、地域の住民の声を取り入れるために、地域の意見を大田区に提言してもらい、これをベースに区による防災まちづくりを具体的に進めていくという取組である。</p> <p>大田区では、地域住民の要望として「羽田の防災まちづくりプラン」を受けて、「羽田の防災まちづくりの整備計画（素案）」を作成し、以下の内容を目指す方針である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽建築物の建替え等による建築物の不燃化・共同不燃化・耐震化 公共施設である公園・広場等の整備により防災性の向上 居住環境の総合的整備 <p>(2) 建設資金融資利子助成 大田区では、以前、平成2年～平成20年度の期間でも、以下の地域を対象に大田区木造住宅密集地域整備促進事業を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名・期間</th> <th>実績面積 (ha)</th> <th>実績供給戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西蒲田・蒲田 (H2～16)</td> <td>84.0</td> <td>142戸</td> </tr> <tr> <td>大森、北糺谷 (H5～19)</td> <td>200.6</td> <td>293戸</td> </tr> <tr> <td>蒲田2丁目、3丁目 (H6～20)</td> <td>26.3</td> <td>272戸</td> </tr> </tbody> </table>		地区名・期間	実績面積 (ha)	実績供給戸数	西蒲田・蒲田 (H2～16)	84.0	142戸	大森、北糺谷 (H5～19)	200.6	293戸	蒲田2丁目、3丁目 (H6～20)	26.3
地区名・期間	実績面積 (ha)	実績供給戸数											
西蒲田・蒲田 (H2～16)	84.0	142戸											
大森、北糺谷 (H5～19)	200.6	293戸											
蒲田2丁目、3丁目 (H6～20)	26.3	272戸											

	矢口、下丸子 (H8～17)	103.7	6戸
平成 24 年 度事業実績	<p>これらの事業で、借入れた建替え建設資金の利子補給を最長20年間、平成35年度まで継続して行っていく予定である。 なお事業は、それぞれ期限を迎えて終了している。</p> <p>(3) 新たな防火規制の導入 (P72参照) 区内の広範囲にわたり、東京都建築安全条例第7条の3に定める新たな防火規制(新築や建て替えを行う場合、準耐火建築物以上の構造とする建築ルール)の平成26年度からの導入を目指しており、これにより「延焼火災に強いまちづくり」を進める。</p> <p>(1) 羽田地区のまちづくり 平成25年3月に、羽田地区の「羽田の防災まちづくりの会」から地域要望としての「羽田の防災まちづくりプラン」が区長に提出された。</p> <p>(2) 建設資金融資利子補給 33,394千円 39件 31棟 ※当該利子補給は平成4年度からの建替えに伴う残存債権に対する最長20年間の利子補給である。対象者に対し、平成35年度まで行う。</p> <p>(3) 新たな防火規制の導入 委託による基礎調査を経て、住民周知・説明を行いながら26年度からの導入を目指す。 基礎調査委託 5,754千円</p>		
今後の 実施方針	<p>(1) 羽田地区のまちづくり (平成25年度計画) 平成26年度からの事業導入に向けた整備計画案の合意形成、事業計画の作成。</p> <p>(平成26・27年度計画) 羽田地区における、住民との合意形成に基づく事業導入による道路拡幅に係る現況測量及び個別の事業説明、用地取得交渉の実施及び防災まちづくりの会の運営支援。</p> <p>(2) 建設資金融資利子補給 (平成25年度計画) 20,781千円 31件 23棟</p> <p>(3) 新たな防火規制の導入 委託による基礎調査を経て、住民周知・説明を行いながら平成26年度からの導入を目指す。(24～26年度) (平成25年度計画)</p>		

	周知のための経費 1,680 千円 (平成 26 年度計画) 広報用パンフレットを作成し、周知する。
結果・意見	特に結果及び意見となる事項は無かった。

*都市防災不燃化促進事業

- 【施策名】 16 防災道路および沿道建物の不燃化
 18 共同建て替え、不燃化促進による密集市街地の整備
 【着眼点】 木造密集地域の整備と不燃化率の向上は図られているか。

ここがポイント

不燃化率 70%の確実な達成のために、さらなる広報、周知等が望まれる。

所管部署	まちづくり推進部 都市開発課
要綱等	大田区都市防災不燃化促進補助金交付要綱
事業概要	<p>大森中地域、羽田地域、西蒲田地域は、地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時に大きな被害が想定される地域として、東京都「防災都市づくり推進計画」（平成 22 年 1 月改訂）の整備地域に指定されている。</p> <p>特に、大森中地域は、基盤整備型事業等を重点的に展開することで早期の防災性の向上を図る重点整備地域に指定されている。</p> <p>平成 33 年度までに大森中・糀谷・蒲田地区防災街区整備地区計画で指定した地区防災道路の沿道建物の不燃化率を 70%とすることを目標に、平成 24 年 4 月から沿道建物不燃化建替え助成を行っている。</p> <p>(1) 建築助成 新たに建築する場合の、耐火、準耐火建築物に対する助成。</p> <p>(2) 仮住居助成 建築主が居住していた建築物を建替えて、引き続き建て替え後にも居住する場合に、建築中仮住居にかかる費用の一部を、建築主に助成。</p> <p>(3) 住宅型不燃建築物助成 新築・住戸が 4 戸以上、4 階以上の階は住戸等の条件にあてはまる場合に、4 階以上の階の住戸床面積に応じて助成。</p>
平成 24 年度事業実績	<p>47,554 千円</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 耐火建築物 2 件 18,163 千円 • 準耐火建築物 10 件 26,991 千円 • 仮住居助成 6 件 2,400 千円

	平成 24 年度末の不燃化率は 65%を達成している。
今後の 実施方針	<p><平成 25 年度予算> 79,485 千円</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 耐火建築物 3 件 25,134 千円 • 準耐火建築物 15 件 39,527 千円 • 仮住居助成 16 件 6,400 千円 • 住宅型不燃建築物助成 1 件 8,424 千円 <p><平成 26・27 年度計画> 平成 25 年度と同程度の規模で事業を継続する。</p>
結果・意見	<p>【意見 36】</p> <p>平成 24 年度より始まった事業であり、単年度の実績しか参考とできないが、平成 24 年度末の不燃化率は計画を上回ったとのことであった。</p> <p>しかし、確実に平成 33 年度不燃化率 70%の目標を実現するためには、当該事業の地域住民への更なる周知、勧誘が求められる。また、東京都公表の地域危険度についても周知するとともに、現状の地域不燃化率等防災対策に有用な諸指標を情報開示することにより、住民へ危険度を示し、対応の必要性を説く等の働きかけを行うことも検討してはどうか。</p>

***密集市街地改善のための「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」**

- 【施策名】 16 防災道路および沿道建物の不燃化
 18 共同建て替え、不燃化促進による密集市街地の整備
 【着眼点】 木造密集地域の整備と不燃化率の向上は図られているか。

ここがポイント

実績を増やすためにさらなる広報、周知等が必要である。

所管部署	まちづくり推進部 都市開発課
要綱等	大田区戸建て建替え助成金交付要綱 大田区壁面後退奨励金交付要綱
事業概要	<p>東京都「木密地域不燃化10年プロジェクト」の不燃化特区指定については、P79参照</p> <p>当該プロジェクトにより、東京都から特に改善を要する地区として「不燃化特区」の指定を受けた区域について、平成32年度までに区域内の不燃領域率を70%とすることを目標に、新たな助成事業として、平成25年6月から平成32年度までの予定で、以下の事業を行う。</p> <p>対象地域：東京都「防災都市づくり推進計画」の中で、震災時に大きな被害が想定される「重点整備地域」に指定されている大森中地区において、特に優先的に整備が必要な区域（約90ha） …大森中地区（西糞谷・東蒲田・大森中）</p> <p>（1）壁面後退奨励金 幅員6m未満の地区防災道路沿道で、地区計画に基づく壁面後退及び工作物の設置制限を義務付けられた土地利用者に対し、沿道建物不燃化建替え助成に上乗せして奨励金を交付することで、負担感の軽減を図り、建て替え促進を加速する。</p> <p>（2）戸建て建替え助成 老朽木造住宅等からの建替え費用（設計費・監理費及び除却費）の一部を助成することにより、耐火または準耐火建築物への建て替えを促進し、市街地の不燃化を推進する。</p> <p>（3）専門家派遣支援 地区内の未接道敷地等、建築法規に適さないことにより建替えに課題を持つ敷地（おおむね200箇所）において、建替えを希望する地権者等の要望に応じて専門家を派遣し、課題解決に向けた</p>

	アドバイスをすることで、建替えの実現を支援する。
平成 24 年 度事業実績	—
今後の 実施方針	<p><平成 25 年度予算> 45,434 千円（下記合計金額）</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 壁面後退奨励金 4 件 1,600 千円（平成 26 年度以降 5 件） • 戸建て建替え助成 33 件 43,600 千円 • 専門家派遣支援 3 回×3 件 234 千円（平成 26 年度以降 4 件） <p><平成 26・27 年度計画> 平成 25 年度と同程度の規模で事業を継続する。</p>
結果・意見	<p>【意見 37】</p> <p>平成 32 年度の不燃領域率 70%を目標に、毎年度、壁面後退奨励金 5 件、戸建て建替え助成 33 件というスケジュールに基づいて当該予算は計上されており、その結果平成 32 年度には不燃領域率が 70%を達成できるという担当課の見解である。</p> <p>一方、平成 25 年度 6 月より始まった当該制度の平成 25 年度実績は 11 月末現在壁面後退奨励金 1 件及び戸建て建替え助成 1 件の見込みのみである。</p> <p>初年度とはいえ、実績が計画に比して非常に少ないことから、更なる当該事業の地域住民への周知、勧誘が求められる。</p> <p>また、東京都公表の地域危険度についても周知するとともに、現状の地域不燃領域率等防災対策に有用な諸指標を情報開示することにより、住民へ危険度を示し、対応の必要性を説く等の働きかけを行うことも検討してはどうか。</p>

* 路面下空洞調査の実施

【施策名】 21 都市計画道路の整備
127 特別出張所や避難所等の公共施設相互を連絡のための道路ネットワークの確保

【着眼点】 道路ネットワークは確保されているか。

ここがポイント

大田区内の国道や都道についての状況にも留意すべきである。

所管部署	都市基盤整備部 蒲田まちなみ維持課 糀谷・羽田まちなみ維持課
要綱等	該当なし
事業概要	<p>災害時の道路ネットワークの確保は急務の課題である。 このため路面下の空洞の有無を非破壊にて調査することにより、路面の陥没による突発的な事故や被害を未然に防ぎ、道路の保全と道路交通の安全確保を図る。</p> <p>(路面下空洞調査方法及び対応) 区が管理する緊急道路障害物除去路線のうちの区道、およびその他の主要道路において、車線ごとに探査車(車載型地中レーダー)を走行させ、空洞調査を実施して異常箇所を検出する。 調査の結果、陥没危険があり、開削等補修すべき道路については対応を図る。</p>
平成 24 年度事業実績	<p>平成 24 年度は、大田区役所があり、行政の中心と捉えられる蒲田まちなみ維持課管内の緊急道路障害物除去路線 22.8 kmのうち区道部分において空洞調査を実施</p> <p>実績額 4,620 千円 補修経費 3 件 614 千円</p>
今後の実施方針	<p>平成 24 年度調査結果において、補修優先度が高かった 8 カ所のうち、平成 25 年 10 月末現在、3 カ所について開削等の緊急補修を行った。</p> <p>残りの 5 カ所についても、現時点では日々のパトロールにて、道路面の外観変状調査(平成 25 年 7 月実施)等によりモニターしながら(外観変状を確認した場合は即時対応)、平成 25 年度中には補修する予定である。</p> <p>平成 24 年度実施分以外の区が管理する緊急道路障害物除去路</p>

	<p>線のうちの区道、およびその他の主要道路として、バス通り及びバス通りと緊急道路障害物除去路線を結ぶルートなどのうち区道部分について空洞調査を実施する予定である。</p> <p>調査費予算額 30,030 千円 補修経費予定額 11 件 3,413 千円</p> <p>平成 25 年度に調査を実施した地域の調査結果については平成 25 年度末に報告され、その結果に応じて平成 26 年度以降、補修等の対応を必要に応じて順次行っていく。</p>
結果・意見	<p>【意見 38】</p> <p>大田区内の緊急道路障害物除去路線のうち、国道や都道等について、区は当該路面下空洞調査の対象としていない。</p> <p>国道や都道へは、立ち入ることができないという実務環境はあるものの、そこで生活をしている区民にとっては、いずれも区別なく“道路”である。</p> <p>大田区では、国や都が、大田区内の国道や都道について路面下空洞調査が実施されていることは把握しているが、空洞箇所など詳細な情報は、国や都が公表していない限り入手できないとのことである。そして、その箇所についての区民から苦情や問い合わせがあった場合は、内容を確認して、国や都の所管部署を案内している。</p> <p>大田区内の危険箇所の情報は国や都と共有し、ある程度問題ある情報については、モニタリングしたり、区民に喚起を促すために地域防災計画へ公表する等の体制を行うべく国や都に調査結果情報の提供を働きかけるなどについて検討してはどうか。</p> <p>地域防災会議の場も利用して、国や都の調査結果の公開を進めるべきである。</p>

*全防災市民組織への初期消火用スタンドパイプ導入

【施策名】 27 地域の防災まちづくりを支える行政の支援体制の構築

【着眼点】 スタンドパイプは、発災時に利用可能か。

ここがポイント

スタンドパイプは、比較的操作は容易であるが、事前訓練は不可欠。未実施自治会町会0を早急に目指す。

所管部署	地域振興部 防災課
要綱等	初期消火用スタンドパイプの配備及び運営に関する要綱
事業概要	全防災市民組織への初期消火用スタンドパイプ導入 平成 24 年度補正予算で初期消火対策として 213 台の上水道直結型の消火器材であるスタンドパイプを全ての防災市民組織に 1 台ずつ配備した。24 年度に 1 組織新規に結成され、213 組織へ配備した。
平成 24 年度事業実績	213 台配備した。決算額 43,167 千円
今後の実施方針	(1) 25 年度に世帯数が 2,000 を超える自治会・町会に追加配備 (55 台) (2) 26 年度の予定はなし
結果・意見	【意見 39】 スタンドパイプは、比較的操作が容易であるが、消火栓鍵を使用して消火栓蓋を開放し、スタンドパイプ・ホースを結合して放水するため、複数人の協力が必要で、事前の訓練が不可欠と判断される。 24 年度及び 25 年 9 月作成の資料によれば、訓練実施済の自治会・町会数は 81 で、配備した 213 台に対し、40%弱にとどまる。消防団等との連携を図り、地域危険度の高い自治会・町会には、特に早期の実施を働き掛けられたい。

*C 級・D 級可搬式ポンプ車の配備

【施策名】 27 地域の防災まちづくりを支える行政の支援体制の構築
 【着眼点】 ポンプ車の操法訓練は、欠かさず行われているか。

ここがポイント

長期間操法大会に参加していない市民消火隊、防災市民組織に対しては、訓練実施状況を確認する。

所管部署	地域振興部 防災課												
要綱等	なし												
事業概要	C 級・D 級可搬式ポンプ車の配備 震災時の延焼火災から区民を守るためには、初期消火活動は欠かせない。震災により大規模な火災が発生した場合、消防による消火活動には限界があるため、地域で消火活動ができるように、市民消火隊へC 級ポンプを配備し、防災市民組織へD 級ポンプを支給している。毎年9 月から11 月ごろ、ポンプ操法大会を4 地区で実施している。												
平成24 年度 事業実績	現在配備台数 386 台（うち新規 1 台、買い替え 3 台） 決算額 5,194 千円												
今後の 実施方針	(1) 平成 25 年度 C 級 5 台買い替え、1 台購入 D 級 4 台購入 (2) 平成 26 年度 C 級 10 台買い替え D 級 105 台買い替え												
結果・意見	<p>【意見 40】 C 級ポンプの操作には 5 名以上、D 級ポンプは 3 名以上の共同作業が必要で、操法訓練が欠かせない。 平成 23、24 年度のポンプ操法大会に参加した若しくは参加予定であった市民消火隊、防災市民組織は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">ポンプ操法発表会 参加自治会・町会数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>平成 23 年度</th> <th>市民消火隊</th> <th>防災市民組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大森（東）地区</td> <td>20</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>田園調布地区</td> <td>22</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>蒲田（東）地区</td> <td>14</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	平成 23 年度	市民消火隊	防災市民組織	大森（東）地区	20	9	田園調布地区	22	10	蒲田（東）地区	14	12
平成 23 年度	市民消火隊	防災市民組織											
大森（東）地区	20	9											
田園調布地区	22	10											
蒲田（東）地区	14	12											

矢口地区	18	11
合計	74	42
平成 24 年度	市民消火隊	防災市民組織
大森（西）地区	18	8
田園調布地区	19	8
蒲田（西）地区	13	5
矢口地区	17	10
合計	67	31
2 年間合計	141	73
市民消火隊等計	147	213

上記によれば、市民消火隊は2年で、ほぼ全市民消火隊が参加している計算になるが、2年続けて参加している隊が30以上あり、2年間操法発表会に参加しない隊が40程度ある。

防災市民組織については、2年で3分の1程度の参加でこの中にはやはり連続して参加している組織が15程度ある。

操法訓練を行わなければ、緊急時に適切な操作を行うことは、望めない。

担当課によれば、市民消火隊については、助成金の実績報告で、訓練の実施結果報告書を提出してもらうこととなっており、その資料により訓練の実施状況を確認しているとのことであるが、操法発表会に参加してもらうことで、日常の訓練状況をより明確に把握できる。

長期間操法発表会に参加していない市民消火隊、防災市民組織に対しては、その訓練状況を確認し、操法発表会への参加を勧めていく必要がある。

*防災市民組織・市民消火隊への助成

【施策名】 27 地域の防災まちづくりを支える行政の支援体制の構築
 【着眼点】 市民消火隊への特別助成金は、その根拠となる訓練実施が確認されているか

ここがポイント

実施報告について、毎年サンプル調査を行うことが重要。

所管部署	地域振興部 防災課
要綱等	防災市民組織等に対する防災資器材等の助成及び助成金交付要綱
事業概要	<p>防災市民組織・市民消火隊への助成</p> <p>(1) 防災市民組織 大規模な地震等による延焼火災の拡大を最小限にとどめるには、区民の協力が不可欠である。このため、東京都震災対策条例第 34 条に基づき、自治会・町会を母体とする組織の結成の促進、育成充実に努めており、防災市民組織には「防災市民組織等に対する防災資器材等の助成及び助成金交付要綱」に基づき助成を実施している。</p> <p>(2) 市民消火隊 地震火災の初期消火活動と主要な避難道路の安全確保を図るため、区民の自主消火態勢を確立するため市民消火隊を組織しており、C級ポンプ及び格納庫を貸与し、また、助成金交付要綱により助成金を支給している。</p>
平成 24 年度 事業実績	<p>(1) 防災市民組織 213 組織、 (2) 市民消火隊 146 隊 決算額 52,132 千円</p>
今後の 実施方針	<p>平成 25 年度に市民消火隊が 1 隊新規で結成された。防災市民組織の結成も進めている。</p> <p>(今後の予定) (1) 1 年に 1 組織は結成させる予定。 (2) 27 年度目標 防災市民組織 216 組織 市民消火隊 149 隊</p>

結果・意見	<p>【意見 41】</p> <p>当該要綱によれば、市民消防隊への助成は、毎年定額の助成金 11 万円と、訓練 1 回につき 3,000 円上限 3 万円の特別助成金が支給される。</p> <p>特別助成金は、年度終了後提出される防災市民組織等実績報告書兼収支報告書の報告に基づき算出されるが、その訓練実施報告を全件チェックすることは、困難である。</p> <p>適切に抽出したサンプルについて、毎年実施内容を確認することが、全般の報告内容の精度向上に役立つと考える。</p>
-------	--

*街頭消火器の配備

【施策名】 27 地域の防災まちづくりを支える行政の支援体制の構築
 【着眼点】 区で行っている街頭消火器の配備は、効果的か。

ここがポイント

街頭消火器の管理、使用実態等から今後町会・自治会等へ管理を移管していくことが有効と考える。

所管部署	地域振興部 防災課
要綱等	大田区における消火器の管理及び運営要領
事業概要	<p>街頭消火器の配備</p> <p>昭和 46 年に「東京都震災予防条例」が制定され、同条例第 32 条第 2 項に基づき震災時の延焼火災防止対策の一環として、昭和 47 年度から街頭設置消火器を設置している。現在は、火災危険度が高い地域を中心に約 7000 本配備している</p>
平成 24 年度 事業実績	6,934 本（うち新規配備 38 本） 決算額 25,637 千円
今後の 実施方針	継続実施
結果・意見	<p>【意見 42】</p> <p>本事業は、事業概要に記載のとおり、東京都震災予防条例第 32 条第 2 項の規定に基づき、開始された。</p> <p>東京都震災予防条例 （初期消火） 第 32 条 都民は、火気を使用するときは、出火を防止するため常時監視するとともに、地震時の出火に備え、消火器等を配備し、初期消火に努めなければならない。</p> <p>2 区市町村は、地域に消火器等を配備することに努めなければならない。</p> <p>3 前 2 項の場合において、知事は、必要な助成をすることができる。</p> <p>しかし、平成 15 年度に東京都震災予防条例が東京都震災対策条例に全面的に改正され、区の責務に関する条項（第 32 条 2 項）が排除された。従って本事業は区が独自の判断で実施することになったと考えられる。</p>

(街頭消火器の管理)

街頭消火器は、下の写真のとおり格納箱に保管され、格納箱は主に街路の電柱脇などにポールで設置されている。実際の管理状況をチェックするためある丁目をサンプル調査した。

当該地域は、データベース上 45 台の街頭消火器が設置されているが、全件現場をチェックしたところ次の異常があった。

- ① そのうち 1 台は、格納箱が悪戯によるのか黒いビニールテープで巻かれ直ぐには使用しづらい状態であった。
- ② 他の 2 台は現地の事情のためか撤去されていた。

このような悪戯による損傷とか、撤去等は区で直接把握することは困難であり、区では自治会町会等に通報を依頼しているとのことである。



(消火器の使用実績)

“大田区における消火器の管理及び運営要領”では、区が次の費用を負担することとしている。

1 1. 民間所有消火器

区民等が、出火時に個人で所有する消火器又は自治(町)会で地域に設置している消火器を使用した場合の薬剤補充経費。

2. 区消火器

(区民等が出火時に区消火器を使用した場合の薬剤補充経費。

平成 23 年度と平成 24 年度の上記” 1. 民間所有消火器” と” 2.

区消火器”の経費支出の対象本数は次のとおりである。

	平成23年度	平成24年度	合計
1. 民間所有消火器	44	21	65
2. 区消火器	27	31	58

上記のとおり、出火時に使用された消火器は、最近2年間合計では民間所有消火器の方が区消火器（街頭消火器）より多い結果となっている。

（消火器購入コスト）

現在、大田区が購入している消火器の1台当たりのコストは、次のとおりである。

中性3型	13,990円
粉末10型	12,000円

（平成24年5月請求分、いずれも廃消火器リサイクルシート無しの場合、500円プラス）

一方、インターネットで粉末10型消火器の価格を調べたところ、3000円程度から5000円以下で多数のメーカー品が販売されている。消火能力等での差異はあるとしても、メーカーの中から現場のニーズにあった消火器を選択できる環境がある。

（今後の方向）

上記の街頭消火器の管理状況、消火器の使用実績、消火器の購入コストを考えると、消火器を各家庭などでの設置を積極的に促す一方で、現在地域に設置している消火器については、地域の実態を知る自主防災組織、町会・自治会等の協力を得ながら段階的に民間に移行し、設置・管理を地域で担っていくのが良いと考えられる。

現在も“大田区防災市民組織等に対する防災資器材の助成及び助成金交付要綱”に基づき、防災資器材として消火器は助成対象になっている。本要綱に基づく助成金は世帯数に応じ、115千円～160千円であるが、本事業の決算額を自治会・町会へ配分すると100千円程度はあり、増額された助成金で、地域の実情に応じた町会・自治会等の防災対策の充実が期待できると考える。

* 狭あい道路の拡幅整備

【施策名】 31 狭あい道路の解消、消防水利の整備

【着眼点】 狭あい道路の拡幅整備は進んでいるか。

ここがポイント

狭あい道路の拡幅整備には時間を要する。

重点的により多くの助成制度を導入するのも防災という点から効率的である。

所管部署	まちづくり推進部 建築調整課																												
要綱等	大田区狭あい道路拡幅整備条例（平成 16 年 6 月 1 日）																												
事業概要	<p>多様な働きを持つ生活道路は、一定の道路幅員が確保されていないと様々な機能を十分に発揮できないことになる。</p> <p>建築基準法では、道路幅員を 4m 以上と規定している。</p> <p>この道路幅員に満たない道路を建築基準法第 42 条第 2 項に該当する道路（狭あい道路、以下「2 項道路」）を対象として、現況の道路境界線と 2 項道路の中心線から水平距離 2m の線との間の土地（後退用地）を、区が費用を負担して道路状に拡幅整備（区施工）する。</p> <p>昭和 55 年度に行われた当時の大田区建築部による調査では、区内の 2 項道路は総延長 211km、2 項道路に接している境界は 422 km であった。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>個別整備件数</th> <th>事業実績延長（m）</th> <th>事業実績金額（百万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S60～H15</td> <td>1,999</td> <td>30,268</td> <td>2,217</td> </tr> <tr> <td>H16～H21</td> <td>1,931</td> <td>22,962</td> <td>1,316</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>416</td> <td>4,337</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>454</td> <td>4,497</td> <td>266</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>414</td> <td>4,088</td> <td>264</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>5,214</td> <td>66,154</td> <td>4,309</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 24 年度までに 66 km の整備が進んでおり、残るは 356 km という状態である。</p>	年度	個別整備件数	事業実績延長（m）	事業実績金額（百万円）	S60～H15	1,999	30,268	2,217	H16～H21	1,931	22,962	1,316	H22	416	4,337	245	H23	454	4,497	266	H24	414	4,088	264	総計	5,214	66,154	4,309
年度	個別整備件数	事業実績延長（m）	事業実績金額（百万円）																										
S60～H15	1,999	30,268	2,217																										
H16～H21	1,931	22,962	1,316																										
H22	416	4,337	245																										
H23	454	4,497	266																										
H24	414	4,088	264																										
総計	5,214	66,154	4,309																										
平成 24 年度事業実績	414 件 264,636 千円																												
今後の実施方針	<p>計画目標（方針）</p> <p>災害や緊急時のアクセス及び良好な居住環境の改善のため、区施工による工事を推進し、1 年あたり 4 km の拡幅整備を進める。</p> <p><平成 25 年度予算></p>																												

	<p>404 件 252,478 千円(過去 3 ヶ年の実績を平均した件数、単価による)</p> <p><平成 26 年度計画> 428 件 296,451 千円 (H26)</p>
結果・意見	<p>【意見 43】</p> <p>毎年度 4 km を目標としているが、残っている距離からすると、全狭あい道路の解消に 90 年を要することとなる。現実問題として、狭あい道路全てを短期間に解消していくことは非常に困難と考えられる。</p> <p>狭あい道路の中でも、整備地域については助成制度を強化する等、重点的な事業を導入することも、防災という点から効率的である。</p>

目標 3 災害時要援護者の安全を確保する

***福祉避難所の運営体制の確立（高齢者分野）**

【施策名】 34～37 福祉避難所管理運営体制の確立

【着眼点】 高齢者対象の福祉避難所として体制整備が進んでいるのか？

ここがポイント

早急に、実施体制の整備が必要である。

所管部署	福祉部 高齢福祉課
要綱等	該当なし
事業概要	福祉避難所の運営体制の確立
平成 24 年度 事業実績	<p>以下内容を実施</p> <p>(1) 福祉避難所検討会の開催</p> <p>(2) 協定内容の見直し検討</p> <p>(3) 福祉避難所、収容人数の精査</p> <p>(4) 設備備蓄品の調査</p> <p>決算額 0 円</p>
今後の 実施方針	<p>平成 25 年度から、災害時に支援を必要とする高齢者の福祉避難所を開設・運営するため必要な備蓄品の配備を進める。</p>
結果・意見	<p>【意見 44】</p> <p>高齢者対象の福祉避難所については、計画立案のスタートが障がい者対象の福祉避難所に比べ遅れていた。早期の実施体制の確立強化を望む。</p> <p>大田区地域保健福祉計画（平成 21 年度から平成 25 年度）では、災害時要援護者対策の推進として、福祉避難所は障がい者分野のみの整備計画となっていたが、24 年度の中間の見直しで、福祉避難所の拡充、協定内容の見直し、運営マニュアルの整備を検討・実施を計画内容と掲げた。これにより、高齢者分野においても福祉避難所として、24 年度に区内特別養護老人ホームと協定を締結するとともに、25 年度は福祉避難所運営マニュアルを整備し、備蓄物品の配備を終えている。今後は早急に運営マニュアルに沿った職員体制を確立するとともに、マニュアルの検証を図りながら、実施体制の強化を図りたい。</p>

* 福祉避難所の運営体制の確立（障がい者分野）

【施策名】 34～38 福祉避難所管理運営体制の確立

【着眼点】 自立支援協議会との連携等で、運営体制の整備進む。

ここがポイント

設営訓練等を実施し、マニュアル内容の改訂や備蓄品の見直し等を進める。

所管部署	福祉部 障害福祉課
要綱等	該当なし
事業概要	（福祉避難所の運営体制の確立
平成 24 年度 事業実績	（1）障害者施設 14 箇所の福祉避難所備蓄消耗品の配備（100% 達成） （2）協定の締結と管理運営マニュアルは 23 年度末に完了。 決算額 8,785 千円
今後の 実施方針	（1）25 年度は、福祉避難所用備品 4 点を配備予定。 （2）受け入れ基準や災害時運営管理訓練の計画・実施については、福祉避難所の整備検討（作業部会を立ち上げ）の中で検討していく。
結果・意見	<p>【意見 45】 福祉避難所の対象者は、主に高齢者と障がい者であるが、高齢者分野での対応に比べ、障がい者分野は進んでいる。</p> <p>これは、大田区地域保健福祉計画（平成 21 年度から平成 25 年度）”の整備計画に計画内容が記載され（次表）、スケジュール管理がある程度行えたこと、及び自立支援協議会防災部会での定期的な検討が行われたことによると判断する。</p> <p>今後、管理運営マニュアルに基づく訓練を実施し、マニュアル内容の改訂や備蓄品の見直し等、発災後スムーズな避難所運営が可能となる設備、ノウハウの充実を進められたい。</p>

(地域保健福祉計画)

事業	①福祉避難所の体制整備	区分	継続		
		所管	防災課 障害福祉課		
事業目標	災害時、自宅や避難所での生活が困難な要援護者を保護する二次避難所（福祉避難所）について体制を整備する。				
現況（平成20年度）		計画内容			
障がい者施設等における二次避難所（福祉避難所）計画の検討 障がい者施設 13施設 都立特別支援学校 3校	平成21～23年度		平成24・25年度		
	21年度 ・災害時要援護者名簿の作成 ・福祉避難所設置計画の検討 ・オストメイト*対応仮設トイレの導入検討 ・ストーマ*装具等障がいの特性に応じた物品の備蓄検討 ・備蓄倉庫の町会との共同利用等、地域連携の方策を検討 22年度 計画策定 23年度 実施		実施		
対象ライフステージ	就学前	就学期	就労・子育て期	高齢期	生涯を通じて ◎

(福祉避難所備蓄品の様子)



*災害時要援護者の支援活動助成

- 【施策名】 42 災害時要援護者の状況を踏まえた支援体制の構築
 43 保護者のネットワーク、災害時要援護者相互の支援など地域における支援体制の構築
- 【着眼点】 発災時に、災害時要援護者の安全が確保されているか。

ここがポイント

災害時要援護者個人毎の、目に見える支援計画作成を目指す必要がある。

所管部署	地域振興部 防災課
要綱等	大田区防災市民組織等に対する防災資機材の助成及び助成金交付要綱
事業概要	<p>災害時要援護者の支援活動助成</p> <p>災害時要援護者の支援には、身近な地域の協力が不可欠である。平成4年度から自治会・町会ごとに結成されている防災市民組織へ災害時要援護者の支援体制づくりを進め、助成金交付要領により助成金の交付を実施している。新規組織については、車椅子や担架など希望する資器材も支給している。</p> <p>(要綱による助成内容) 新規組織 10万円以内の防災資器材 経費助成 災害時要援護者の支援活動に必要な経費 毎年2万円</p>
平成24年度事業実績	95組織（新規結成3組織） 決算額 2,239千円
今後の実施方針	平成26年度の目標は予算上102組織である。
結果・意見	<p>【意見46】</p> <p>自治会町会は、災害時要援護者支援の最も基本的な担い手として、期待されるものであり、受け皿となる支援組織が増加していることは基盤の整備が進んでいると評価できる。</p> <p>しかし、災害時要援護者を発災時に、安否を確認し必要な応急措置を行い、安全な場所に避難させるには、個別の支援計画が必要であり、更に行政への連絡や援助等の実施について、綿密な事前準備が必要になる。今後、より具体的な支援計画の設定が望まれる。</p>

* 自立支援協議会の運営

【施策名】 44 要援護者支援機関や団体相互の活動を調整する連絡調整会議（仮称）の設置

【着眼点】 要援護者支援機関が、防災活動に関与しているか。

ここがポイント

自立支援協議会防災部会の定期的な検討で、障がい者への支援体制が進展している。

所管部署	福祉部 障害福祉課
要綱等	大田区自立支援協議会設置要綱
事業概要	自立支援協議会の運営 「大田区自立支援協議会」は、障がい者及び障がい児の地域における自立した生活を支援するため、相談支援事業をはじめ、地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行うことを目的として区が設置している。
平成 24 年度 事業実績	自立支援協議会に防災部会を設置し、障がい者への災害時の支援体制について検討する。 自立支援協議会との共催により総合防災訓練等に障がい当事者が参加。 決算額 0
今後の 実施方針	平成 25 年度については、 (1) 昨年度からの継続課題として、防災部会において総合防災訓練等への障がい当事者等の参加を促進。 (2) 同部会主催により「防災を考えるシンポジウム ～災害時要援護者と地域のつながり～」を開催 平成 26 年度以降についても同様の取り組みなどを、同部会での検討に基づき実施する予定。
結果・意見	特に結果及び意見となる事項は無かった。

* 災害時要援護者名簿への登録推進、個別支援プランの作成

- 【施策名】 45 災害時要援護者の「避難支援プラン」の作成
 46 災害時に活用できる名簿の作成および名簿への登録の推進

【着眼点】 災害時要援護者名簿を発災時に有効に利用する仕組みがあるか。

ここがポイント

発災時に支援者、民生委員、区職員等関係者の具体的行動を定めるマニュアルが必要。

所管部署	福祉部福祉管理課、障害福祉課、高齢福祉課、地域振興部防災課
要綱等	大田区災害時要援護者名簿等の作成及び登録に関する要綱（以下「要綱」） 大田区災害時要援護者名簿等の作成及び登録に関する要領（以下「要領」）
事業概要	<p>災害時要援護者名簿への登録推進、個別支援プランの作成</p> <p>災害時要援護者名簿（以下「名簿」）は、災害時における援護を希望する要援護者の名簿であり、本人の同意に基づき、関係機関に対しあらかじめ提供し、必要な情報を共有している。</p> <p>ここで、要援護者・関係機関とは次のとおりとされている（要綱第2条）。</p> <p>“（1）要援護者 区内に居住する者のうち、次のいずれかに該当する者（施設入所者を除く。）をいう。</p> <p>ア 大田区ひとり暮らし高齢者支援事業実施要綱に規定するひとり暮らし高齢者登録者（65歳以上）</p> <p>イ 要介護状態区分3から5までの65歳以上の高齢者</p> <p>ウ 身体障害者手帳の視覚障害1級又は2級の者</p> <p>エ 身体障害者手帳の肢体不自由（下肢障害又は体幹機能障害）1級から3級までの者</p> <p>オ 身体障害者手帳の肢体不自由（移動機能障害）1級から4級までの者</p> <p>カ 愛の手帳1度から4度までの者</p> <p>キ その他災害時に支援が必要な者</p> <p>（2）関係機関 要援護者が居住する地域を所管する警察署、消防署、さわやかサポート及び自治会・町会（防災市民組織を含む。）をいう。”</p> <p>区長は保有情報に基づき、災害時要援護者の台帳を整備し（要綱第3条）、要援護者の同意に基づき、台帳から名簿を作成する（要</p>

綱第4条)。また、台帳に基づき災害時要援護者原簿（以下「原簿」という。）を作成し、災害発生時等に警察・消防署等安否確認等の救護支援活動に使用させることができる（要綱第5～6条）。

（名簿登録者数・割合）

平成25年5月末

対 象	総数	名簿登録者数	登録者割合
ひとり暮らし高齢者登録者（65歳以上）	15,555	12,050	77.5%
要介護状態区分3から5までの65歳以上の高齢者	8,300	2,722	32.8%
身体障害者手帳の視覚障害1級又は2級の者	7,062	4,778	67.7%
身体障害者手帳の肢体不自由（下肢障害又は体幹機能障害）1級から3級までの者			
身体障害者手帳の肢体不自由（移動機能障害）1級から4級までの者			
愛の手帳1度から4度までの者			
精神障害者保健福祉手帳所持者	3,082	23	0.7%
合計	33,999	19,573	57.6%

災害時要援護者名簿の登録の推奨
（障害福祉課）
未登録者1,087人に郵送により勧奨の文書を送付（103人登録）

- （高齢福祉課）
- 新たに要介護状態区分3から5に認定された在宅高齢者と同認定後に名簿登録の同意を行っていない者を対象に、年1回（2月）名簿登録の勧奨を郵便で行っている。（平成24年度は3,549件発送。）
 - 一人暮らし高齢者については、年1回（10月）に実施する一人暮らし高齢者の名簿登録の勧奨に併せて実施（平成24年度は5,347件）。新たに70歳になった者へは民生委員が訪問調査により、その他の65歳以上の未登録者には郵便で勧奨を行っている。

（障害福祉課）
原簿に登載されている全員が名簿登録に同意してもらうのが目標であるが、各年度個別の目標は設定していない。

（高齢福祉課）
対象要件に該当者全員の登録（関係機関への名簿情報提供の同意）が理想であり目標数である。

結果・意見 【意見47】

災害時要援護者対応マニュアルの作成。

東日本大震災後に行われた区災対各部の振り返りでは、災害時要援護者に対する対応について、次の意見があった。

- 災害時要援護者名簿の活用方法についての具体的な取り決めがなかったため、活用出来なかった。
- 要援護者名簿を活用して自治会や民生委員の方々が安否確認を行ったようだが、当課や包括支援センターには報告されるシステムにはなっていない（名簿登載者の中には転居者もいたもよう）
- 災害時要援護者名簿の活用について、各自治会、民生委員などにまかされている。区としての活用方法を明確にすべき。
- 震災発生後、直ちに要援護者の安否確認を依頼、被災者の情報等を受ける区の窓口を一つとし、民生委員・さわやかサポートの混乱のないように努めた。
- 地震後の3月12日、13日に安否確認のため、2名ずつ出勤し民生委員、さわやかサポート等からの連絡を待ったが、特に連絡は無かった。
- どの程度の災害時に、災害時要援護者の支援体制を確立するために動き出すのかについて、具体的な指針がないので主担当課の指示を待つ状況である。

上記のように、実質的な人的被害が発生しなかった東日本大震災でも、配布した名簿を災害発生時にどのように活用するのか、区はどのように関与するかについて、各福祉担当課を中心に不安の声が上がっていた。

現在、発災時に、災害要支援者名簿を活用した支援行動（安否確認、受傷者の介護、必要に応じたボランティアの派遣、福祉避難所への収容）などについて、実際の支援者、民生委員やさわやかサポート、区の災対担当部の夫々の役割や相互の連携を定めたマニュアルは、未作成とのことである。

首都直下地震による区への影響は、東日本大震災と比較すると大規模となるため、早急に実践的なマニュアル作成と訓練の実施が必要である。

【着眼点】災害時要援護者の支援者づくりは推進されているか。

ここがポイント

災害時要援護者名簿が配布されている民生委員、さわやかサポートとの協力体制を築く

【意見 48】

災害時要援護者の個別支援プランの推進。

災害時要援護者名簿の登録者に対して、個別に支援者を決め、各人毎の支援プランを明確にすることが望まれる。

しかし、自治会・町会での自主的な活動のみで、必要な支援者を確保するのは、困難と考えられる。

災害時要援護者の名簿は、毎年5月末に以下に配布されている。

	配布先数
警察署	4
消防署	4
さわやかサポート	20
民生委員	464
自治会・町会（防災市民組織を含む。）	217

上記のとおり、さわやかサポートや民生委員に配布しているが、さわやかサポートや民生委員には、要援護者の実態を把握し、要援護者の個別の状況に応じて適切な支援者を結びつけることに大きな役割があると判断される。

しかし、現在は民生委員等へは、毎年名簿が配布されるのみで、このような期待される役割や、支援者候補者へのガイダンス等のノウハウが纏められたマニュアル等は作成されていない。

さわやかサポート、民生委員が福祉の専門家として適切な支援者発見に力を発揮してもらおう環境づくりに注力願いたい。

勿論、2万人近い登録者全員に、対応する支援者2万人を直ちに結びつけることは不可能であり、発災時の要支援性が高い順に順位付けし、緊急性の高い方から、支援者を結び付け、個別支援プランの作成を目指すことが重要である。

結果・意見

【着眼点】用語を定義とおりに使用しているか。

ここがポイント

災害時要援護者名簿は個人情報であり、その扱いを定めた規程は正確に作成しなければならない。

所管部署	福祉部 福祉管理課、地域振興部 防災課
要綱等	大田区災害時要援護者名簿等の作成及び登録に関する要綱（以下「要綱」） 大田区災害時要援護者名簿等の作成及び登録に関する要領（以下「要領」） 災害時要援護者名簿の取り扱いガイドライン
事業概要	災害時要援護者名簿受領者（以下「名簿受領者」）は、災害時要援護者対策の実施のために大田区から受領した災害時要援護者名簿（以下「名簿」）に記載された個人情報を取り扱うにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう適切な取り扱いに努め、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
結果・意見	【結果1】 要綱では、“関係機関”と“関係機関等”とを使い分けている。“関係機関等”とは、“関係機関”に民生委員を含んだ意味になっている。 要綱第1条に記載の“各関係機関”、要領第3条第4項記載の“関係機関”は、“関係機関等”に改める必要がある。いずれも民生委員を含む規定である。 (要綱第1条) この要綱は、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者（以下「要援護者」という。）の安全の確保を図るため、区が作成する災害時要援護者名簿等を各関係機関に提供することについて、必要な事項を定めることを目的とする。 (要領第3条第4項) 区長は、登録希望者のうち、関係機関への登録情報の提供について同意したものを名簿へ登録するものとする。

【着眼点】災害時要援護者名簿の配布・回収は、きちんと管理されているか。

ここがポイント

災害時要援護者名簿は個人情報であり、その受け渡しの状況は正確に把握されていなければならない。

【意見 49】

災害時要援護者名簿受領書兼誓約書の未回収。

自治会・町会への災害時要援護者名簿（以下「名簿」）の受け渡しのルールは次のとおり。

- ① 福祉管理課から各特別出張所へ、毎年新規作成の名簿が渡される。（6月下旬）
- ② 各特別出張所は、旧名簿を回収し、新名簿を受領書兼誓約書と引換えに自治会・町会へ手交する。（7月以降）
- ③ 回収した旧名簿及び保管していた旧名簿の受領書兼誓約書は、福祉管理課が各特別出張所から回収する。

平成 25 年 12 月に、平成 24 年作成の旧名簿についての受領書兼誓約書の回収状況を福祉管理課に確認したところ、次のとおりであった。

福祉管理課が回収していない特別出張所・・・3か所
（大森西、馬込、矢口）
一部の町会分が回収されていない特別出張所・・・4か所
（入新井、糀谷、羽田、六郷）

上記状況について、福祉管理課に確認したところ、次の回答があった。

“自治会・町会によっては、名簿を引き取りにこないケースもあり、その場合受領書兼誓約書の受領もない。こうした自治会・町会に対して名簿を受け取っていただくことが課題であると考えます。”

現在の福祉管理課の名簿受け渡しの運用ルールは、上記のようなケースを想定していない。

以下の点につき、運用を検討されたい。

- (1) 福祉管理課が特別出張所から旧名簿及び受領書兼誓約書を回収する期限を明確にする。
- (2) 受領書兼誓約書を回収できなかった自治会・町会については、その原因（手交不能等）を特別出張所より報告を受ける。

結果・意見

	(3) 福祉管理課・特別出張所が協力して、手交出来なかった自治会・町会について、名簿の活用に理解求め、交付率の向上を目指す。
--	--

目標4 円滑な情報収集・発信を実現する

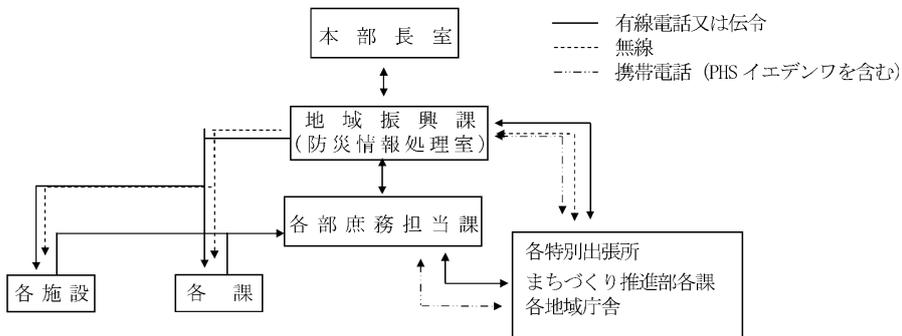
***据置型 PHS 電話の配備**

【施策名】 51 地域の拠点となる出張所等への情報伝達及び地域の情報収集の方策の確立

【着眼点】 PHS の配備状況に問題はないか。

ここがポイント

区施設・関係団体へ適切な配備（予定）がなされている。

所管部署	地域振興部 防災課
要綱等	該当無し
事業概要	<p>区内部の連絡体制の強化のため、災害時の情報連絡ツールの複線化として、福祉避難所など防災上の拠点施設へ 24 年度から 26 年度までに 450 台の PHS 電話を配備する予定である。</p> <p>地域防災計画では、災害時、大田区内部の本部長室等と各課・各施設等への連絡に、災害対策用据置型 PHS を含む携帯電話を最大限活用する予定である。連絡系統図は以下のとおりである。</p>  <p style="text-align: right;">(地域防災計画 より)</p>

<p>平成 24 年度 事業実績</p>	<p>平成 24 年度の計画及び実績は、以下のとおり今年度予定の 300 台が配備された。</p> <table border="1" data-bbox="644 394 1139 864"> <thead> <tr> <th>24 年度配備箇所</th> <th>配備数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区役所</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>高齢福祉</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>障害福祉</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>保育園</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>児童施設</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>この事業の平成 24 年度補正予算 8,820 千円に対し、実績は 8,820 千円と同額である。</p> <p>PHS 電話間では通話料は設置後 3 年間無料のため、初年度は PHS 購入費用しかからないが、PHS 電話間以外の使用では通話料が別途発生する。</p>	24 年度配備箇所	配備数	区役所	45	高齢福祉	98	障害福祉	29	保育園	52	児童施設	76	計	300
24 年度配備箇所	配備数														
区役所	45														
高齢福祉	98														
障害福祉	29														
保育園	52														
児童施設	76														
計	300														
<p>今後の 実施方針</p>	<p>平成 25 年度の計画は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="639 1196 1134 1666"> <thead> <tr> <th>25 年度配備箇所</th> <th>予定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>都立学校</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>災害協定先</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>配備数が平成 24 年度の丁度半分のため、平成 25 年度予算では半額の 4,410 円を計上している。</p> <p>平成 26 年度は、自治会・町会会館などに導入を予定しており、平成 27 年度以降も PHS 配備が望ましい新規協定先等に導入を検討している。</p>	25 年度配備箇所	予定数	学校	93	区役所	26	都立学校	7	災害協定先	3	病院	21	計	150
25 年度配備箇所	予定数														
学校	93														
区役所	26														
都立学校	7														
災害協定先	3														
病院	21														
計	150														

(学校配備 PHS の状況)



結果・意見

特に結果及び意見となる事項は無かった。

*無線 FAX、テレビ文字情報等の導入

【施策名】 54 情報提供手段の検討・調達（防災無線等の活用）

【着眼点】 防災行政無線の活用準備に問題はないか。

ここがポイント

無線 FAX は特別な運用となるため、十分な訓練等が必要。

所管部署	地域振興部 防災課
要綱等	大田区防災行政無線局の管理及び運用規程 大田区防災行政無線局通信訓練実施要綱
事業概要	<p>防災行政無線（固定系）の更新の一環として、平成 24 年度に文字情報を特別出張所へ送る装置と、防災行政無線を活用した無線 FAX を導入している。</p> <p>防災行政無線は、広報活動の一環として災害発生後の以下の状況において利用される。</p> <p>（１）災害発生のおそれがある場合の広報 防災行政無線の固定系無線により、災害概況・指示広報等を行い、住民への周知を図る。この場合の広報は、防災課と広報課が連携をとり実施している。 各特別出張所では、防災行政無線の文字情報（日本語、英語、中国語、韓国語）を表示するモニターにより、外国人のほか聴覚障がい者への周知も図る。</p> <p>（２）災害発生直後の二次災害防止広報 防災行政無線の固定系無線により、住民への周知を図る。 各特別出張所では、防災行政無線の文字情報（日本語、英語、中国語、韓国語）を表示するモニターにより、外国人のほか聴覚障がい者への周知も図る。</p> <p>（３）災害が一応終息したと認められる場合の安全・復旧等情報 広報 防災行政無線の固定系無線により、住民への周知を図る。</p>
平成 24 年度 事業実績	<p>特別出張所へ文字情報装置及び無線 FAX を計 18 台配備した。</p> <p>平成 24 年度の防災行政無線更新全体の金額として 315 百万円が支出されており、文字情報装置と無線 FAX もその支出に含まれている。</p>
今後の 実施方針	平成 25 年度、特に事業は計画されていない。

	今後、防災行政無線の検証を実施していく予定である。
結果・意見	<p>【意見 50】</p> <p>無線 FAX の使用に関して、導入前に把握していない難点があることが判明している。具体的には、無線回線は FAX 受発信に時間がかかる、という点である。</p> <p>区は、「各 18 出張所からの送信を時間差で送るように、防災課側から防災無線等を使って指示することで対応できる」としている。さらに、「報告内容などを簡素化し伝達する」ことで対処することを想定している。</p> <p>特異な運用方法となるため、マニュアル等への明記や事前訓練など十分な準備を整えることで、災害時の活用に問題とならないように配慮されたい。</p>

*情報伝達・共有ツールの確保

【施策名】 57 災害時専用メールシステムの構築
 【着眼点】 災害用グループウェアは有効利用可能か。

ここがポイント
 災害用グループウェア運用方針が未定のままである。

所管部署	計画財政部 情報システム課、地域振興部 防災課
要綱等	該当無し
事業概要	<p>災害発生直後は、その被害程度により、大規模なシステムダウンが発生し、人手による情報の発信や収集を余儀なくされることが想定される。しかしながら、救援活動や、区民生活を的確にサポートしていくためには、システムによる効果的な情報の収集・発信手段の確保が必須となる。</p> <p>区で保有している情報共有ツール(GW:グループウェア)は、大森地域庁舎の被災に伴い使用停止となる可能性が高く、より災害に強い情報共有ツールの構築が必要となっている。</p> <p>そのため、災害時における早期の復旧が期待できるインターネット通信網を利用したグループウェア環境を構築する。これにより、災害対策本部と地域避難所及び参集不可能な職員との情報伝達、情報共有を図り災害対策の一助とする。</p>
平成24年度事業実績	<p>グループウェアの構築を平成24年度に完了した。</p> <p>補正予算で16,817千円を設定したが、決算額は1,020千円であった。</p> <p>差異要因は、当初新システムを構築する予定だったが、検討を進める中で民間サービスを活用することで十分な効果を得られることが判明し、委託料や電信料が不要となったためである。</p>
今後の実施方針	平成24年度に構築を完了したため、当該事業は終了した。
結果・意見	<p>【意見51】</p> <p>この事業は情報システム課で災害時グループウェアの構築を目的とするものであった。構築後の運用方法等の決定は防災課が実施することになっている。</p> <p>情報システム課では、災害時グループウェアは災害時の情報共有・伝達する仕組みを構築することを目的とし、取り急ぎ調達・構築作業を進めていた。構築作業開始時点では具体的な活用方針・活用指針は特に定められていなかったが、災害時の利用のしやすさを</p>

考慮して、システム自体の仕様は区庁内で平常時利用しているものと同様となるよう設定されている。

災害時グループウェア構築後その利用のために平成 25 年 1 月よりサービス賃貸借契約を開始した。以降、賃借料は発生している。なお、情報システム課では、災対本部を対象に過去 2 回説明をしているが、防災課では現時点でも具体的な活用方針・活用指針は検討の段階にある。

防災課からは、平常時利用グループウェアと同じ仕様のため、検討段階であっても災害時に支障なく活用できると回答を受けた。

しかし、平常時と同じ仕様という理由だけで、活用方針・活用指針が正式に決まらないまま、長期間にわたり何ら検証・訓練の実施なく賃借料のみ発生していた状況は災害対策といえるものではない。

この災害時グループウェアに限らず、停滞した災害対策がないか、いま一度確認すべきである。

*住記情報システムのバックアップ体制導入

【施策名】 60 情報システムの代替手段の検討（データのバックアップ、ダウンした時の復旧方法、データセンターの整備等）

【着眼点】 システムのバックアップ体制は適切か。

ここがポイント

バックアップは適切に行われ、より安全な IDC に移行中である。

所管部署	計画財政部 情報システム課
要綱等	該当無し
事業概要	<p>現状の情報システムの対策は、「システム障害」を対象としており、大規模災害発生時に大森地域庁舎が被災し情報システム機器が転倒及び破損した場合には、情報システムの復旧に1ヶ月から6ヶ月復旧期間を要すると想定される。</p> <p>いち早く情報システムを活用した区政運営と災害対策を実施するために、災害対策が十分考慮された安全な IDC（データセンター）を活用することとする。</p> <p>対象のシステムとして、被災者状況を把握するための確認リストを作成する住民記録システム、地図情報の活用による応急診断、被災状況のマッピングをする地理情報システム（GIS）、その他要求に応じたリストを作成するための EUC（エンドユーザーコンピューティング）基盤システムとする。</p>
平成 24 年度 事業実績	<p>上記事業概要記載の内容を 100%達成した。</p> <p>補正予算 95,930 千円設定したのに対して、決算額は 50,156 千円であった。</p> <p>差異要因は、データセンターを選定する際に区職員で構成する選定委員会を開催し、各社からの提案により競争させることで経費削減が図れたためである。</p>
今後の 実施方針	平成 27 年 1 月に基幹系システムを今後安全性の高い IDC に移していく予定である。
結果・意見	特に結果及び意見となる事項は無かった。

***要援護者が避難所へ避難してきた際の
コミュニケーションツールの配備**

【施策名】63 外国人（旅行者）への情報提供及び情報共有方法の検討（情報ニーズ、情報提供及び情報共有手段、外国語表示）

【着眼点】外国人避難者とのコミュニケーションに支障は生じないか。

ここがポイント

制作されたツールの周知・事前実習を今後も実施されたい。

所管部署	地域振興部 防災課
要綱等	該当無し
事業概要	<p>外国人の中でも日本語によるコミュニケーションが困難な外国人は、災害時は、災害時要援護者として、特別な支援が必要となる。区は外国人の被災生活を支援するため、次のような支援活動を行う。</p> <p>(1) 避難所の受入体制の整備 あらかじめ避難所ごとに災害時に役立つ外国語表示シート等を準備し、避難所開設時に活用する。外国人受入に際しては文化や生活習慣等に配慮する。</p> <p>(2) 多言語対応相談ボランティアの巡回 避難生活が長期化した場合、外国人の個別の被災状況に応じた生活復興支援が必要である。そのために多言語に対応できるボランティアの避難所巡回や戸別訪問が有効である。この相談員は語学力のみならず、外国人被災者の心理状況に配慮できる資質が必要である。</p>
平成24年度事業実績	<p>(1) については、外国人避難者向けのコミュニケーションツールの配備を行っている。 具体的には以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害用コミュニケーションボード 1,000 枚作成 ・バンダナ 4,000 枚の作成 <p>上記ツールは以下の表のとおり、学校防災備蓄倉庫へ配備し、他に障害者団体・区障害者施設・自立支援協議会委員へ事前配布している。</p>

	箇所数	ボード	バンダナ
学校	91	910 枚	3,590 枚
障害者団体	9	9 枚	27 枚
区内障害者施設	14	14 枚	14 枚
協力団体等	7	66 枚	70 枚
防災課	—	1 枚	299 枚
合計	121	1,000 枚	4,000 枚

※協力団体等には、自立支援協議会などの制作協力者への配布を含む。

平成 24 年度補正予算で 1,034 千円計上し、同額を執行している。

(2) については、大田区多文化共生推進センターにおいて、災害ボランティア育成講座の開講及び運営を行っている。災害時に備えた住外国人のために災害ボランティアを養成している。

平成 24 年度と同講座受講者は 132 人であった。

今後の実施方針	なし
---------	----

【意見 52】

英語・中国語・韓国語・日本語の 4 か国語に対応したツールであり、言葉で意思疎通ができない場合でも、同言語を読むことができる者にとっては、避難生活での有効な伝達手段になると思われる。学校避難所での使用を想定して上記ツールは制作されている。

制作したばかりの新規ツールのため、これを有効に使うには、使用する者が同ツールの存在認識と使用方法の知識を、事前に広めておく必要がある。

区は大田区多文化共生推進センターを通して、外国人を主対象とした防災訓練を年に数回実施している。この外国人向け防災訓練での外国人側の使用経験も、災害時のツール使用に活かせる。

最近の避難訓練などでも実際に同ツールを使用・周知してきているが、ツールの存在と使用方法について、学校避難所運営者やボランティア等対象者をさらに広げての周知と事前実習を、今後定期的に行うことが望ましい。事前経験を積むことで災害時の有効活用につなげられたい。

なお、学校避難所の事前運営状況については施策名番号 139 を参照されたい。

*保護者への災害時安否情報の提供

【施策名】 該当無し

【着眼点】 災害時安否情報提供の進捗状況はどうか。

ここがポイント

安否情報提供は適切に進んでいるが、緊急地震速報受信体制構築が望まれる。

所管部署	こども家庭部 保育サービス課
要綱等	該当無し
事業概要	携帯電話を使用し、災害時区立保育園から保護者への安否確認・報告を行なうことを目的としている。
平成24年度 事業実績	保育園の携帯電話を利用して安否確認・報告の情報提供を行なえるように、各園に携帯電話3台、合計156台を配備した。 予算額1,685千円に対して、決算額は1,619千円であった。
今後の 実施方針	平成25年度に、各家庭の保護者にこの情報提供を周知し、各自の携帯電話に設定してもらい、試験メールを発信する予定である。 予算額1,685千円を設定している。 平成26年度以降は、それまでの状況を基に定期的に使用方法の確認と訓練を行なう予定である。
結果・意見	【意見53】 今回の携帯電話配備をした後も、区立保育園にはテレビやインターネット機器がないため、緊急地震速報の受信ができない状態にある。また民間保育施設での、緊急地震速報受信設備の導入実態を区は把握していない。 大人と比較して、保育園児は災害時に身を守るべく自ら行動することは困難である。保育者の1秒でも早い対応が重要である。区立保育施設での緊急地震速報受信設備の導入を検討されたい。併せて、民間保育施設の実態把握を進め、設備導入推進が望まれる。

目標 5 安全な避難空間を確保する

*** 保育園及び児童館の耐震化**

【施策名】 66 避難所の耐震・耐火化、バリアフリー化の促進

【着眼点】 耐震化実施は進んでいるか。

ここがポイント

計画が未策定の保育園が一部存在するため、早急に検討をすすめるべき。

所管部署	こども家庭部 保育サービス課・子育て支援課												
要綱等	なし												
事業概要	<p>保育園及び児童館の耐震補強工事等改修工事を行なうため耐震補強実施設計及び工事を実施する。</p> <p>区は保育園や児童館の区有各施設の耐震診断を行っており、その結果は以下のとおりであった。</p> <p style="text-align: right;">(平成 25 年 8 月末現在)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>Is 値 (構造耐震指標)</th> <th>保育園</th> <th>児童館</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新耐震基準クリア</td> <td>25 施設</td> <td>27 施設</td> </tr> <tr> <td>0.6 以上</td> <td>32 施設</td> <td>22 施設</td> </tr> <tr> <td>0.6 未満</td> <td>8 施設</td> <td>3 施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>ここで Is 値 (構造耐震指標) とは、昭和 56 年以前の耐震基準で建てられた建物に対する耐震性能を表す指標のことである。Is 値 0.6 以上は、地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いとされている。また、防災上の重要度に応じた割増し係数を区独自の方針として乗じ Is 値 0.75 以上とすることを決定しており、各施設の対応を進めている。</p> <p>保育サービス課・子育て支援課では、児童の安全・安心を確保するため、耐震診断の結果、補強が必要な施設については、区の方針である Is 値 0.75 以上を目指し計画的に耐震化を進めている。</p> <p>具体的には、以下の保育園・児童館の工事が平成 24 年度以降実施・予定されている。</p>	Is 値 (構造耐震指標)	保育園	児童館	新耐震基準クリア	25 施設	27 施設	0.6 以上	32 施設	22 施設	0.6 未満	8 施設	3 施設
Is 値 (構造耐震指標)	保育園	児童館											
新耐震基準クリア	25 施設	27 施設											
0.6 以上	32 施設	22 施設											
0.6 未満	8 施設	3 施設											

	<table border="1" data-bbox="469 311 1310 918"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 311 836 439">施設名</th> <th data-bbox="836 311 1310 439">耐震補強等 改修・改築工事実施時期（※ 1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 439 836 483">あっぷる池上保育園</td> <td data-bbox="836 439 1310 483">H25. 2-H25. 7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 483 836 528">新井宿保育園（※2）</td> <td data-bbox="836 483 1310 528">H25. 9-H26. 2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 528 836 573">西蒲田児童館（※2）</td> <td data-bbox="836 528 1310 573">H25. 12-H26. 9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 573 836 618">池上第二保育園</td> <td data-bbox="836 573 1310 618">H25. 3-H25. 11</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 618 836 701">矢口第二保育園（※ 3）</td> <td data-bbox="836 618 1310 701">H26. 1-H27. 3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 701 836 745">田園調布保育園</td> <td data-bbox="836 701 1310 745">H26. 5-H27. 3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 745 836 828">下丸子保育園・児童 館</td> <td data-bbox="836 745 1310 828">H26. 6-H27. 1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 828 836 873">東蒲田保育園（※2）</td> <td data-bbox="836 828 1310 873">H26. 8-H27. 3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 873 836 918">六郷保育園</td> <td data-bbox="836 873 1310 918">H26. 6-H27. 9</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="443 920 1366 1041"> ※1. 工事実施前に耐震補強等実施設計が実施される場合がある ※2. Is 値は 0.6 以上あるが、0.75 以上を目標とする工事 ※3. 東京都による耐震工事も実施される </p>	施設名	耐震補強等 改修・改築工事実施時期（※ 1）	あっぷる池上保育園	H25. 2-H25. 7	新井宿保育園（※2）	H25. 9-H26. 2	西蒲田児童館（※2）	H25. 12-H26. 9	池上第二保育園	H25. 3-H25. 11	矢口第二保育園（※ 3）	H26. 1-H27. 3	田園調布保育園	H26. 5-H27. 3	下丸子保育園・児童 館	H26. 6-H27. 1	東蒲田保育園（※2）	H26. 8-H27. 3	六郷保育園	H26. 6-H27. 9
施設名	耐震補強等 改修・改築工事実施時期（※ 1）																				
あっぷる池上保育園	H25. 2-H25. 7																				
新井宿保育園（※2）	H25. 9-H26. 2																				
西蒲田児童館（※2）	H25. 12-H26. 9																				
池上第二保育園	H25. 3-H25. 11																				
矢口第二保育園（※ 3）	H26. 1-H27. 3																				
田園調布保育園	H26. 5-H27. 3																				
下丸子保育園・児童 館	H26. 6-H27. 1																				
東蒲田保育園（※2）	H26. 8-H27. 3																				
六郷保育園	H26. 6-H27. 9																				
平成 24 年度 事業実績	池上第二保育園で耐震実施設計が行われた。 予算 209, 209 千円に対して決算額は 188, 421 千円であった。差異 原因は契約落差となっている。																				
今後の 実施方針	事業概要欄記載の工事を実施予定である。																				
結果・意見	<p data-bbox="459 1249 596 1283">【意見 54】</p> <p data-bbox="411 1290 1366 1368">区保育園・児童館の内、Is 値が 0.6 未満かつ工事予定のない施設が 3 カ所存在する。</p> <p data-bbox="411 1375 1366 1529">これらの施設の中には、複合施設の建物があり、耐震化工事を所管課だけで進めていくことは困難な状況である。関係部署が連携し、耐震化工事あるいは移転等の対策を行うよう、検討を早急にすすめるべきである。</p>																				

*一時収容場所の確保

【施策名】 74 一時収容場所の追加指定方法の検討
(指定基準・方法、民間との協定締結方法等)

【着眼点】 一時滞在施設は帰宅困難者を十分収容できるか。

ここがポイント

現時点では、一時滞在施設は十分確保されていない。

所管部署	産業経済部 産業振興課 地域振興部 防災課
要綱等	該当無し
事業概要	<p>大規模地震の発生により、公共交通機能等が当分の間停止又は低下した場合、区内に滞在している通勤・通学者及び買い物客・旅行者等が帰宅困難者となり、蒲田駅・大森駅周辺を中心に滞留することが予想される。区は、一時滞在施設を設け、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れることになっている。</p> <p>一時滞在施設では、可能な範囲で以下の支援を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の安全を確認した後、帰宅困難者を速やかに受け入れる。 (2) 水や食料、ブランケットなどの支援物資を配布する。 (3) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行う。 (4) 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び施設滞在者に対する情報提供を行う。 <p>区は、一時滞在施設として大田区民ホール「アプリコ」を指定しているが、大田区産業プラザ、大田区総合体育館、大田区区民センターを追加する。</p> <p>また、多くの帰宅困難者に対応するため、民間事業者等に対しても一時滞在施設の提供を呼びかけていく。</p>
平成 24 年度 事業実績	<p>産業振興課では、所管する産業プラザが地域防災計画上の一時滞在施設と位置づけられたことを受け、受入れ可能人数と必要な物資を算出した。なお、産業プラザ以外の施設では事業実績はなかった。予算額、実績額共 0 円だった。</p>
今後の 実施方針	<p>産業振興課では、産業プラザを一時滞在施設として利用できるようにするために、以下の準備をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成 25 年度 <ol style="list-style-type: none"> 1) 応急物資の備蓄スペースの選定 2) 対応マニュアル、館内体制構築の草案作成

	<p>(2) 平成 26 年度</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 応急物資の備蓄スペースの確保 2) 対応マニュアル、館内体制構築の決定 <p>(3) 平成 27 年度</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 対応マニュアルに沿った訓練 <p>産業プラザ以外の施設においては、平成 25 年度に、受入れ可能人数と応急物資の備蓄スペースの検討を実施する。</p>												
結果・意見	<p>【意見 55】</p> <p>東京都によると、被害想定を参考にして算出した蒲田駅周辺の帰宅困難者は約 56,000 人と想定されている。帰宅困難者は「滞在する場所のない人」「滞在する場所のある人」に分けることができ、56,000 人のうち「滞在する場所のない人」は 8,500 人と想定されている。</p> <p>この方々を滞在させる施設として、大田区では前述施設を一時滞在施設として指定している。各施設の収容人数は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(提供：防災課)</p> <table border="1" data-bbox="435 1048 1291 1317"> <thead> <tr> <th>施設名 (担当部局)</th> <th>収容人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区民ホール「アブリコ」(地域振興課)</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>大田区産業プラザ[※](産業振興課)</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>大田区総合体育館(社会教育課)</td> <td>3,100</td> </tr> <tr> <td>大田区区民センター(蒲田西特別出張所)</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらに関して、以下 2 点を検討されたい。</p> <p>(1) 上記収容人数は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 座席等のないスペースは 3.3 m²を 2 人で使用する 2) 座席等のあるスペースは 1 人が 2 座席を使用する 3) (一人当たり 3 日分の備蓄品を確保しておく必要があるが) 備蓄品を置くスペースを全く考慮していない、という前提で算出している。 <p>このため、実際の収容人数は上記収容人数よりかなり少なくなることが予想される。上記 4 施設以外に、民間事業者の 1 つと協定を検討中で、東京都が都立高校 1 校を確保してはいるが、現状では、滞在場所は十分に確保されていないと言わざるを得ない。不足分を早急に手当すべきである。</p>	施設名 (担当部局)	収容人数	大田区民ホール「アブリコ」(地域振興課)	1,500	大田区産業プラザ [※] (産業振興課)	1,700	大田区総合体育館(社会教育課)	3,100	大田区区民センター(蒲田西特別出張所)	900	計	7,200
施設名 (担当部局)	収容人数												
大田区民ホール「アブリコ」(地域振興課)	1,500												
大田区産業プラザ [※] (産業振興課)	1,700												
大田区総合体育館(社会教育課)	3,100												
大田区区民センター(蒲田西特別出張所)	900												
計	7,200												

	<p>(2) 産業プラザ以外の一時的滞在施設 3 施設については、上述した平成 24 年度事業実績及び今後の実施方針にあるとおり、産業プラザと比較して事業の実施ペースが遅い。担当する部局は、少なくとも産業プラザのペースに合わせて実施すべきである。</p>
--	---

【着眼点】 蒲田駅以外の一時的滞在施設は準備されているか。

ここがポイント
大森駅周辺についても一時的滞在施設を検討すること。

結果・意見	<p>【意見 56】</p> <p>現在、大田区は一時的滞在施設の設置を蒲田駅周辺のみしか検討していない。</p> <p>本来であれば、蒲田駅同様、大量の帰宅困難者が予想される大森駅の周辺についても、一時的滞在施設の指定を検討すべきであるが、①大森駅周辺は品川区との区境であるため、品川区との連携が必要となること、②大森駅周辺に一時的滞在施設となる大規模な施設が乏しいこと、を理由に一時的滞在施設として指定された施設は無い。</p> <p>しかしながら、比較的大森駅の近くに大田文化の森もあるので、そちらの指定も含め、早急に検討・対応されたい。</p> <p>なお、東日本大震災の際、大森駅周辺の帰宅困難者に対し、学校避難所へ向かうよう誤った誘導がなされたため、駅に近い学校避難所において大混乱が生じた。一時的滞在施設が無いのであれば、このような事態は当然起こりうることだろう。</p> <p>一時的滞在施設を設けないのであれば、学校避難所の転用も検討するほかないと思う。</p>
-------	---

* 応急危険度判定の実施体制の確保

- 【施策名】 78 被災建築物応急危険度判定のための整備・資機材購入
 79 民間ボランティア等による応急危険度判定の実施体制の確保
 【着眼点】 応急危険判定員の人員、訓練及び装備は十分か。

ここがポイント

装備は確保されている。人員は不足が心配される。

所管部署	まちづくり推進部 建築審査課
要綱等	東京都被災建築物応急危険度判定要綱 大田区被災建築物応急危険度判定要綱
事業概要	<p>応急危険度判定とは、地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次被害を防止するため、できる限り早く、短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否について判定するものである。</p> <p>応急危険度判定は、区が地震発生後の様々な応急対策の一つとして行うべきであるが、大規模災害の場合、判定を必要とする建築物の量的問題や被災地域の広域性から行政職員だけで実施するのは困難である。</p> <p>そこで、ボランティアとして協力していただける民間の建築士の方々に、応急危険度判定に関する講習を受講してもらうことなどにより、「応急危険度判定員」として東京都が要請、登録を行っている。（全国被災建築物応急危険度判定協議会のHPより）</p> <p>大田区では、平成15年に、区内在住・在勤の応急危険度判定員からなる「応急危険度判定委員会」が組織されている。会員数は約150名である。</p> <p>大田区では、地震の際に、判定員が迅速かつ円滑に危険度判定が行えるようにするため以下の事業を実施している。</p> <p>(1) 判定員が迅速に判定活動に着手できるよう装備品（安全ヘルメット、懐中電灯、カラーブルゾン等）を貸与し、判定業務を限られた期限内に迅速に進めるために必要な判定資機材（調査用紙、危険度判定のステッカー、腕章等）を備蓄する。</p> <p>(2) 判定員の判定技術向上のための講習会、連絡訓練、判定模擬訓練を実施する。</p> <p>連絡訓練とは、判定員へメール（メールアドレスの無い方は電話）を一斉送信し、回答をしてもらうことによって連絡網の</p>

	<p>有効性を確認することである。毎年8月末～9月初旬の「建築防災週間」に実施している。</p> <p>判定模擬訓練とは、老朽化あるいは建替え予定の区の施設を被災建物に見立てて、判定調査票の記入といった判定業務を実際に行ってみる模擬訓練のことである。講師は、実際の判定業務経験のある区職員が担当する。判定員を対象とした判定模擬訓練は年1回、約半日かけて実施している。約20～40名が参加する。</p>
平成24年度 事業実績	<p>(1) 装備品については、平成22年度から貸与を始め、当初5カ年で完了する計画であったが、平成24年度に完了した。</p> <p>判定資機材については、平成24年地域防災計画による修正前の被害想定に基づく資機材の備蓄目標は達成した。</p> <p>(2) 講習会は、10月23日に応急危険度判定員会総会に合わせて催した。講習会のテーマは「首都直下地震等による東京の被害想定」だった。</p> <p>連絡訓練は8月31日に実施した。</p> <p>判定模擬訓練は10月14日に古川こどもの家にて実施した。</p> <p>予算額・実績額共、928,200円となった。</p>
今後の 実施方針	<p>(1) 平成24年度発表の新たな被害想定に対応した判定資機材の備蓄不足の補充(885千円)は平成26年度に行う。</p> <p>(2) 訓練等については例年とおり実施する。</p>
結果・意見	<p>【意見57】</p> <p>東京湾北部地震を前提とした大田区の被害想定では、建物全壊約1万棟(火災を除く)、建物半壊約3万棟とされている。全・半壊計4万棟の判定を目標期間内に完了するために要する判定員数は延べ約4千人であるが、現在、大田区の応急危険度判定員は約150名しかおらず、その全員が判定に従事すると仮定しても、延べ約3千人の不足が見込まれる。</p> <p>不足する要員は、東京都を通じて被災のない県の応援判定士の要請をすることになっており、その支援体制も整備されているとのことである。</p> <p>しかしながら、土地勘もない応援判定員がほとんどというメンバー構成で期限内に危険度判定が実施できるのか疑わしい。</p> <p>区には、①区内の応急危険度判定員の増員・養成、②他の自治体と災害時の判定業務相互応援についての協定等を締結、③区内判定員と他自治体判定員との共同模擬訓練等を検討してほしい。</p>

*保育園のピアノ転倒防止

【施策名】 該当無し

【着眼点】 ピアノ転倒防止器具は適切に配備されているか。

ここがポイント
適切に実施されていた。

所管部署	こども家庭部 保育サービス課
要綱等	なし
事業概要	区立保育園内のホールに配置されているピアノに、転倒防止器具の設置を目的としている。
平成24年度 事業実績	ピアノ配置全園（54件）に対して、転倒防止器具設置が100%達成済みである。 予算額3,090千円に対して、決算額は2,075千円であった。 差異要因は、予算見積時と比較して契約時の単価減額によるものであった。
今後の 実施方針	平成24年度に事業完了したため、今後の設置予定はない。 定期的な点検を実施予定である。
結果・意見	特に結果及び意見となる事項は無かった。

目標 6 安全な場所へ誘導・搬送する

*** 保育園及び児童館における防災訓練の実施**

【施策名】 81 シミュレーション型の避難誘導訓練の実施

【着眼点】 防災訓練は適切に行われているか。

ここがポイント

毎月訓練が行われているが、施設別マニュアル作成を検討されたい。

所管部署	こども家庭部 保育サービス課・子育て支援課
要綱等	該当無し
事業概要	児童館及び保育園などの各施設における防災訓練（避難誘導、初期消火、応急救護など）を実施する。
平成 24 年度 事業実績	各施設で毎月、防災・防火等の訓練を実施した。
今後の 実施方針	今後も継続的に実施する予定である。
結果・意見	<p>【意見 58】 各施設における毎月の訓練実施について、確認できた。</p> <p>避難訓練実施や災害時の対応は、統一したマニュアル等を使用したものとなっている。同マニュアルには、想定される災害時にどのように対応すべきかが、詳細に記載されている。</p> <p>今後、各施設の地域・立地特性や職員数などを反映した防災マニュアル・避難訓練要領等を作成し、各施設の実態判断に適した対応を行うことができれば、より災害時の被害を抑えることが可能となろう。</p> <p>区では、今年度に個別施設での対応を検討中であり、来年度策定を予定している。上記マニュアル・要領等を検討し、各施設の被害最小化に取り組まされたい。</p>

目標 7 迅速な医療救護を実施する

医療救護活動

【概要】

災害医療体制の見直し

災害医療体制の一層の充実を図ることを目的として、平成 23 年 12 月に設置された東京都災害医療協議会では、より具体的に災害医療を見直すために「災害医療体制の在り方検討部会」を設置した。

当該部会の協議の結果、平成 24 年 6 月に「災害用体制の在り方検討部会報告」がまとめられ、自治体としての新たな医療体制のあり方が示された。

大田区でもこれを受けて、様々な項目に関して、従来の体制を見直し、新たな医療体制構築に取り組んでいる。

以上の経緯から、現在大田区の災害医療体制はほとんどの部分で未整備である。

いつ起こるともわからない災害に対して、医療体制が未整備な状態ということは問題である。

できるだけ迅速に結論を出し、早急に体制を固める必要がある。

災害時の医療機関、医療救護所の区分（東京都防災計画記載の分類による）

災害拠点病院 東邦大学医療センター大森病院 荏原病院、大森赤十字病院	重症者の収容・治療
災害拠点連携病院 木村病院、大田病院、牧田総合病院、東京蒲田病院、蒲田総合病院、東京労災病院	主に中等症者や容体の安定した重症者の収容・治療 (救急告示病院のうち、都が指定する病院)
災害医療支援病院 災害拠点病院、災害拠点連携病院以外の全ての病院	専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護を行う
緊急医療救護所（概ねフェーズ 0～1、発災～72 時間まで）	傷病者の一次トリアージと応急処置、病院への搬送
医療救護所（概ねフェーズ 2 以降 72 時間以降）	避難者の定点・巡回診療（診察 歯科応急治療 服薬指導等）

（平成 26 年 2 月末の状況）

トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めること。

災害時のフェーズ区分 と想定される状況

(国や、都との連携を図るためにも、都の用いる「災害医療活動フェーズ区分」(6区分)を用いる。)

0	発災直後	発災直後～ 6 時間	建物の倒壊等や火災等の発生により外傷系傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況。
1	超急性期	6 時間～ 72 時間	救出された多数の外傷系傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地以外の人的・物的支援の受け入れ体制が確立されている状況。
2	急性期	72 時間～ 1 週間程度	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的、物的支援の受け入れ体制が確立されている状況、避難所等の被災者の慢性疾患、健康管理への対応が必要とされ始める。
3	亜急性期	1 週間程度 ～ 1 ヶ月程度	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況。
4	慢性期	1 ～ 3 ヶ月 程度	避難生活が長期化しているが、ほぼ復活して地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況被災者の心的外傷ストレス障害が増加する。
5	中長期	3 ヶ月程度 以降	医療救護所はほぼ閉鎖され、通常診療がほぼ回復している状況。

*通信手段の確保

【施策名】 87, 101 診療可能な医療機関の情報収集、発信、共有と連絡手段の
確立

97 災対行政施設と拠点病院との通信手段の確立

【着眼点】 発災時の通信手段は確保できているか。

ここがポイント

通信手段の配備は順調に行われている。

より高度な災害時医療を目指して、大田区内の診療所や特別出張所とのネットワーク構築も検討されたい。

所管部署	保健所、保健衛生課
要綱等	該当なし
事業概要	<p>災害時の情報連絡体制を確保する。</p> <p>区内病院への端末配備 情報伝達手段の複線化</p> <p>(1) 区内病院の門前に緊急医療救護所を開設することから、無線端末未設置の病院に対して、端末を整備する。</p> <p>(2) 情報伝達に障害が発生した際の予備的手段として、PHS 端末を整備する。</p>
平成 24 年度事業実績	—
今後の実施方針	<p><平成 25 年度> 区内病院 18 か所(救急告示病院)への PHS の配備。</p> <p><平成 26 年度> 防災無線の整備。</p> <p>防災課と連携しながら、通信手段の確保に努める。 区が管理しているのは、防災無線と PHS である。それぞれの通信手段の特質を踏まえ、どこにどういう形で置いたら良いのかについての検討が行われている。 また、都主導の衛星電話や EMIS については、区でも扱えるような取り込み等も検討している。</p>
結果・意見	<p>【意見 59】</p> <p>医療機関と大田区との通信手段の配備は順調に進められている。配備とともに、発災を想定した具体的な通信訓練を行うことも必要である。</p>

	<p>さらに、以下のようなネットワーク、情報連絡体制が整備されると、災害時医療に大きく貢献すると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療情報として、小規模の診療所までもを含めて、区内横断的に情報が取り込めるネットワーク（インターネット網）、連絡体制の構築。 ・傷病者発生現場として位置付けられる特別出張所から発信される、医療を要望する情報が取り込める区内ネットワーク（インターネット網）、情報連絡体制の構築。
--	---

(参考)

通信手段	既に配備されている場所	今後配備すべきと考える場所	メリット	デメリット
防災無線端末	<ul style="list-style-type: none"> ・区内病院 11 か所 ・医師会事務局 3 か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・区内病院、少なくとも全ての救急告示病院へ(残り 7 か所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉通報が可能 ・通信インフラの被災に左右されにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4回線のため、同時に行える通信が限られてしまう。
PHS (据置型端末)	<ul style="list-style-type: none"> ・区内病院 18 か所(救急告示病院) ・医師会事務局 3 か所 ・保健所 2 台(災対保健所、保健衛生課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区災害医療コーディネーター 2 名(携帯型希望) ・医薬品ストックセンター(設置個所未定) ・医薬品卸業者営業所 6 か所 ・保健所設置の端末台数の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・中継局が携帯電話よりもきめ細かく設置されているため、発災時でもつながる確率が高いといわれている。(東日本大震災の実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信インフラ被災の可能性はある。(通常は電柱の上に中継局を設置) ・一斉通報ができない。 ・1対1の通信しかできないので、複数個所から同時に1か所に通信があると、つながらなくなる。
衛星携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院 2 か所(東邦、荏原) ・大森赤十字病院 ・災害拠点連携病院(木村、大田、牧田総合、東京蒲田、蒲田総合、東京労災)※設置予定 		<ul style="list-style-type: none"> ・通信インフラの被災に左右されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星の位置とアンテナの角度の関係で、つながりにくい場合がある。 ・東日本大震災の際は、つながりにくかった。 ・PHS同様、1対1通信しかできない。

E M I S (広域 災害救 急医療 情報シ ステム)	・救急告示病院 18 か所※現状 では東京消防 庁と救急告示 病院との情報 伝達に活用	・区内全病院 (設置予定) ・区役所(医療 救護本部)※設 置を都に要望	・通信インフラ が被災しなけ れば、即時に視 覚情報を送る ことが可能	・区市町村に端 末が配備されて いない。(都に要 望中)
---	--	--	---	---------------------------------------

※通信インフラ…通信を可能とする通信ケーブル、給電設備、電柱、中継局設備等を指す。

*搬送手段の確保方法の検討

【施策名】 88、102 重傷者の多様な搬送手段の検討
90 後方医療機関への搬送手段の検討

【着眼点】 発災時、傷病者を円滑に搬送できるのか。

ここがポイント

搬送手段の確保について現在未整備である。関係機関との協定等も視野に入れ、有事に備えた早期の整備が必要である。

所管部署	保健所、保健衛生課							
要綱等	該当なし							
事業概要	<p>傷病者の搬送需要について、傷病者数の想定から予測し、これを基に搬送手段の確保を検討する。</p> <p>大田区の被害想定（東京湾北部地震） （想定）マグニチュード7.3 冬の夕方18時 風速8m/秒</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>死者</td> <td>1,073人</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>10,412人</td> </tr> <tr> <td>うち重症者</td> <td>1,855人</td> </tr> </table> <p>重症度や搬送人数に応じた搬送手段の確保を検討。</p>		死者	1,073人	負傷者	10,412人	うち重症者	1,855人
死者	1,073人							
負傷者	10,412人							
うち重症者	1,855人							
平成24年度事業実績	都の動向の把握、区の方針の検討							
今後の実施方針	<p>平成24年度と同様、都の動向を把握し、区の方針を検討していく。</p> <p>現在、搬送体制は未整備である。 緊急医療救護所の設置場所が検討中であり確定していないことから、具体的な搬送手段を講じることができない。 現状は緊急医療救護所についての結論を待っている状態である。</p>							
結果・意見	<p>【意見60】</p> <p>傷病者の搬送体制を整備するには、地域の自助・共助を含め、陸路、空路、水路と、関係者が広範囲にわたり、警察、消防、自衛隊その他、多くの機関との連携を必要とすることが想定される。 事前準備として、区内で横断的な組織による作業部会の立ち上げも検討する必要があると考えられる。また、関係機関との確認、協定締結も検討すべきである。その際、フェーズや傷病者の重症</p>							

度に応じた、搬送の在り方についても考慮が必要と考えられる。

具体的な搬送手段の確保方法は、現状未定とのことであるが、このことは今現在災害が生じた場合は、どのように対応すべきかが確定していないということである。

平成 25 年 5 月改定し発効している、大田区が区内 3 医師会との間に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」において、医療救護所から医療施設への搬送手段の確保は大田区が行うことを明文化している。

緊急医療救護所の設置場所が定まっていない現状でも行いえる具体的な確保方法について、有事に備えて暫定的な内容でも定めておくべきである。

*大田区災害医療連携会議の開催

【施策名】 89 医療救護所の配置、活動内容の見直し

【着眼点】 大田区災害医療連携会議は災害医療方針を迅速に決定できるか。

ここがポイント

現状は方針策定中である。

明日にでも起こりえる災害に備えて、早めの体制確立が必要である。

所管部署	保健所、保健衛生課	
要綱等	大田区災害医療連携会議設置要綱	
事業概要	(1) 大田区災害医療連携会議の設置目的 大規模災害発生時、及び発生に備えて区、区内各医療機関、医師会等医療関係機関、警察・消防等関係機関が密接に連携し、各々の機能と役割を十分に活かし、迅速・的確な医療救護活動等を行い、被災者の生命と健康を守ることを目的として、「大田区災害医療連携会議」を設置する。 災害医療の実施方法について、関係者と実践的に話し合う場として、平成 25 年 5 月に設置した。	
	(2) 大田区災害医療連携会議構成委員内訳	
	種別	会議委員数
	大田区内各医師会	3
	大田区内歯科医師会	2
	大田区内薬剤師会	1
	大田区内柔道整骨師会	1
	大田区助産師会	1
	大田区災害医療コーディネーター	2
	大田区内に所在する各病院	29
	大田区内に所在する人工透析実施診療所	10
	警察関係(警視庁)	5
	消防関係(東京消防庁)	4
	東京都職員 (区南部地域災害医療コーディネーター)	1
大田区職員	7	
合計	66	

	<p>(3) 大田区災害医療連携会議の役割</p> <p>災害発生時の医療救護及び保健活動に関して、区内外の医療資源を最大限に活用し、一人でも多くの負傷者を救護し、かつ被災者の健康を維持するため、関係諸機関との連携体制を構築する。</p> <p>フェーズ区分ごとの被災者の医療、保健ニーズの変化に対応するため、予想される被災状況を基にした、具体的な各医療救護活動及び保健衛生活動の検討と整備を推進する。</p>
平成 24 年度 事業実績	都の動向の把握、区の方針の検討
今後の 実施方針	<p>平成 25 年 5 月災害医療連携会議の立ち上げ。</p> <p>大田区災害医療連携会議には幹事会を設置するとともに、特に対応が急がれる 4 つの分野に関して、関係者や区コーディネーターが参加する作業部会(緊急医療救護所設置、医薬品確保、人工透析、周産期医療)を設置することで、検討の速度を速め、1 日でも早く体制を構築していく。</p>
結果・意見	<p>【意見 61】</p> <p>いつ起こるともわからない災害に対して、医療体制が未整備な状態ということは問題である。</p> <p>できるだけ迅速に結論を出し、早急に体制を固める必要がある。</p>

(参考)

	設置目的	設置年月	その後の開催回数
大田区災害医療連携会議	区内の災害医療関係者が集まり、災害医療体制の構築について検討する。	平成 25 年 5 月	
同 救護所設置作業部会	緊急医療救護所の設置場所、必要な装備品、体制等について実務的な検討を行う。	平成 25 年 6 月	※平成 26 年 3 月 月開催
同 医薬品確保作業部会	主に緊急医療救護所で使用する医薬品の備蓄、確保、配送方法等について実務的検討を行	平成 25 年 5 月(準備会)	※平成 26 年 3 月 月開催予定

	う。		
同 周産期医療作業部会	大規模災害発生時の分娩体制の確保について、区内周産期医療関係者と実務的な検討を行う。	平成 25 年 9 月 (大田区周産期医療検討委員会幹事会と同時開催)	※平成 26 年 1 月開催
同 人工透析作業部会	大規模災害発生時の人工透析体制の整備確保について、区内関係者と実務的な検討を行う。	(未開催) ※区南部保健医療圏(大田区・品川区)災害透析セミナーに区が参加(平成 25 年 10 月) ※東京都区部災害時透析医療ネットワーク区南部ブロック主催	※既存のネットワークの活動が活発なことから、区としてどのような対応が必要かを、組織面も含めて、ネットワークの意向を聞く予定。

*大田区災害医療コーディネーターの任命

【施策名】 89 医療救護所の配置、活動内容の見直し

【着眼点】 国や都の方針との連携役としての医療コーディネーターの機能は発揮できるのか。

ここがポイント

コーディネーターが扱うべき情報は多岐にわたり、大量であると考えられる。機能的な処理手続を構築するよう検討すべきである。

所管部署	保健所、保健衛生課
要綱等	大田区災害医療コーディネーター設置要綱
事業概要	<p>都は、都内全域の災害医療体制を統括・調整するにあたって、東京都災害医療コーディネーター、及び二次保健医療圏（区南部保健医療圏 品川区・大田区）に地域災害医療コーディネーターを任用した。</p> <p>区においても、都および地域災害医療コーディネーターと連携し、区内の医療救護活動を集約・調整する区災害医療コーディネーターを、災害医療や地域医療の実情に精通した医師から任用する。</p> <p><情報連絡体制></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>東京都災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健局医療政策部等 ・東京都災害医療コーディネーター </div> <p style="text-align: center;">↕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>二次保健医療圏医療対策拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域災害医療コーディネーター ・都職員を中心としたサポート体制 </div> <p style="text-align: center;">↕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>区市町村災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区医療救護本部 ・区災害医療コーディネーター </div> <p>区災害医療コーディネーターは、区医療救護本部長の指揮・監督のもと、都および地域災害医療コーディネーターと連携し、区における以下の職務の集約・調整及び医学的助言を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 医療救護班の活動に関する事 (2) 医療情報の集約に関する事 (3) 収容先医療機関の確保に関する事 (4) 都及び地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関する事

	<p>ること</p> <p>(5) 他県等の応援医療・救護班、DMAT・JMAT等の受入調整</p> <p>(6) その他医療救護に関すること</p> <p>このように災害発生時に、傷病者の発生状況と区内の医療資源を把握し、適切な医療救護を実施できるよう調整、助言を行う役割を持つ。</p>
平成24年度事業実績	都の動向の把握、区の方針の検討
今後の実施方針	<p><平成25年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害医療コーディネーターに、医師2名を平成25年5月に委嘱。 コーディネーターの連絡体制の充実のために、通信端末を配備（コーディネーターや救急医療機関にPHS配備）。 <p>平成26年1月区南部保健医療圏内での図上訓練に参加。</p> <p>平成26年度初頭を目途に東京都が策定予定の「災害時医療救護活動ガイドライン」において、コーディネーターの役割や行動に関する考え方が示され、当該ガイドラインに沿った行動計画を策定する。</p>
結果・意見	<p>【意見62】</p> <p>コーディネーターは、現在すでに委嘱されており、有事の際には定められた役割に責任を持つ。しかし、コーディネーターの連携体制は現状未整備である。国、都の動向を見極め、早急な体制固めと確認が求められる。</p> <p>その際に、コーディネーターが処理する情報量が多岐にわたり大量であることを考慮して、機能的な災害時体制の構築が求められる。</p> <p>期待されるコーディネーター機能を発揮するためには、コーディネーター員数は2名で足りているのか、コーディネーターのスタッフはどのように組織づけられ、十分なスタッフとはどのくらいの人数が必要か等々、要員面も含めて組織的な手当等も十分となるよう考慮すべきである。</p> <p>また、訓練等を行い、連携体制の確認を重ねていくことも重要である。</p>

* 緊急医療救護所の指定

- 【施策名】 89 医療救護所の配置、活動内容の見直し
 【着眼点】 発災時、緊急医療体制は整備されているか。

ここがポイント
 緊急医療救護所の指定が急がれる。

所管部署	保健所、保健衛生課
要綱等	該当なし
事業概要	<p>病院の「門前」に医療救護所を設置し、トリアージと軽症者の処置を行うことで、病院が重傷者の処置に専念できるようにする。緊急医療救護所は、主に外傷者を対象とし、発災直後から72時間までの期間に開設される。</p> <p>従来、医療救護所(学校医療救護所)は、区内18特別出張所管内にそれぞれ1か所ずつ、区立の小中学校に設置していたが、平成24年9月の東京都策定の「災害医療あり方検討会」により、医療救護所の考え方は大きく変わった。</p>
平成24年度事業実績	都の動向の把握、区の方針の検討
今後の実施方針	<p><平成25～26年度> 大田区救護所設置作業部会平成25年6月開催。 緊急医療救護所の立ち上げ、医薬品供給体制の確立。</p> <p>緊急医療救護所については、区内全29病院のうち、救急告示病院である18病院を優先して、設置のための話し合いを実施中である。</p> <p>当初の構想では、救急指定病院である18病院の門前に緊急医療救護所の設置を予定していたが、病院そのものに地域的な偏在があること(救急告示病院が近隣にない地域がある)、病院内及び近隣に救護所設置のスペースがない箇所があることなどから、病院の近接地への設置を基本としつつ、その配置を考え、設置案を提示する。</p>
結果・意見	<p>【意見63】 いつ起こるともわからない災害に対して、医療体制が未整備な状態ということは問題である。 できるだけ迅速に結論を出し、早急に体制を固める必要がある。</p>

*関係機関との協力協定の見直し

【施策名】 91 医師会等との活動協定の具体化

【着眼点】 医師会等との活動協定は十分な内容を持っていて、発災時の対応体制は構築できているか。

ここがポイント

協定の点検は毎年行うことが必要である。

所管部署	保健所、保健衛生課		
要綱等	災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目 災害時の歯科医療救護活動についての協定書・実施細目 災害時の柔道接骨師会の協力に関する協定書 災害時の医療救護活動に関する協定書		
事業概要	災害医療の現状や実態を反映させるため、関係機関との協力協定の見直し、締結を行う。 現在交わしている医療関係協定書一覧		
	協定名	協定年月日	直近改定日
	災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目	昭和 51 年 12 月	平成 25 年 5 月
			大森医師会
			蒲田医師会 田園調布医師会
	災害時の歯科医療救護活動についての協定書・実施細目	平成 8 年 6 月	—
			大森歯科医師会 蒲田歯科医師会
	災害時の柔道接骨師会の協力に関する協定書	平成 5 年 2 月	—
	災害時の医療救護活動に関する協定書	平成 12 年 1 月	—
			東京都薬剤師会大森支部
			東京都薬剤師会蒲田支部 東京都薬剤師会東調布支部

平成 24 年 度事業実績	—
今後の 実施方針	<p><平成 25 年度> 区内 3 つの医師会と締結している「災害時の医療救護活動についての協定書」については、平成 25 年度に、内容の見直しを行い、平成 25 年 5 月 8 日に改定された。</p> <p>見直しの主な内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 医師の業務にトリアージに関する項目の追加。 • 医療救護班の班長について、大田区への連絡の明文化。 • 自動参集の基準の明文化。 • 中等症以上の傷病者の救護所から医療施設への搬送手段の確保は大田区が行うことの明文化。 <p>区内歯科医師会、薬剤師会と柔道接骨師会との災害医療協定書に関しては、今年度中を目途に改定を行う予定である。 改定内容としては、以下の内容を必須として盛り込む予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自動参集の基準の明文化。 • 従事者が負傷等した場合の補償規定。 • 活動時に相手に負わせた損害に関する責任所在等。 • 医薬品ストックセンターの運営（薬剤師会）。 <p><25～27 年度> 周産期医療、人工透析に必要な協定の締結（医療用水の大量確保等）。</p>
結果・意見	<p>【意見 64】 いずれの協定も、今年度中に見直し、或いは見直し予定とのことであるが、締結時より今年度まで見直しは行われてこなかった。</p> <p>東日本大震災を転機に、様々な防災の取組や検討が行われてきており、そうした内容の反映及び、防災計画方針に常に沿う形で現実的な内容とするためには、定期的な確認の意味も兼ねて、少なくとも毎年の点検は必要である。</p>

*災害時医薬品の確保

【施策名】 92 備蓄医薬品調達の検討・再配備

98 日常の流通の中で備蓄するシステムを含む、医薬品の管理・供給体制について検討する。

【着眼点】 災害時に医薬品を確保する体制は取れているか。

ここがポイント

医薬品等の調達、供給体制については現在検討中である。早急な体制作りが必要である。

所管部署	保健所、保健衛生課
要綱等	該当なし
事業概要	<p>医薬品等の調達、供給体制の確保</p> <p>(1) 医薬品ストックセンターの開設 区が設置する医療救護所等で使用する医薬品や医療資材を備蓄し、災害発生時に効率よく供給するため、薬剤師会の協力により医薬品ストックセンターを開設する。</p> <p>(2) ランニングストック方式の導入 ストックする医薬品が安全かつ無駄のないように備蓄するため、ランニングストック方式の導入を検討する。</p> <p>(3) 医薬品卸業者からの直接購入 災害発生時のストックの補充については、区が医薬品卸業者から直接購入し、配送してもらう方式とする。このために必要な協定書等を整備する。</p>
平成 24 年度事業実績	—
今後の実施方針	<p><25～26 年度> 医薬品確保作業部会準備会を平成 25 年 5 月に開催 緊急医療救護所及び医薬品ストックセンター(先行モデル)の設置</p> <p><26～27 年度> 緊急医療救護所及び医薬品ストックセンターの区内全域への拡大</p> <p>医療救護所における医薬品等の確保に関しては、災害医療連携会議医薬品確保作業部会等で、必要な医薬品の種類や量、確保、保管の方法等を議論している。</p>
結果・意見	<p>【意見 65】 いつ起こるともわからない災害に対して、医療体制が未整備な</p>

状態ということは問題である。

できるだけ迅速に結論を出し、早急に体制を固める必要がある。

ランニングストック方式

ストックセンターに指定した薬局等で、災害医療用として在庫する必要がある医薬品等を、薬局で販売するための在庫に上乗せして在庫してもらい、災害発生時に在庫を供出してもらう手法。

この手法は、日常的に在庫品が販売され、随時新たな品物が補充されることから、常に新しい品物が在庫されることとなり、期限切れによる一斉廃棄を免れることができることから、在庫に無駄を生じないというメリットがある。

ただし、日常的に薬局で取り扱うことのない医薬品については、ランニングストックを導入することはメリットがない。

* 広域的な支援・医療ボランティアの受入

【施策名】 93 保健士、看護師等の広域的な応援要請・受入態勢の確立
 【着眼点】 広域的な医療支援及び医療ボランティアを円滑に受け入れられるか。

ここがポイント

発災時の受入態勢は十分整備されていない。

所管部署	保健所、保健衛生課
要綱等	該当なし
事業概要	<p>災害医療に関しては、広域的な支援（DMAT、JMAT、日赤、自衛隊、自治体）のほか、病院等の医療関係者の人的支援、医療ボランティアによる支援等が考えられる。</p> <p>このような支援に関しては、区災害医療コーディネーターに情報を集約し、東京都、区南部医療圏コーディネーターとの連携のもと、その割り振りを決めることとなっている。</p>
平成 24 年度事業実績	現在作業部会を通じて議論している項目を最優先して具体化させることから、平成 26 年度に入って整備を行う予定。
今後の実施方針	<p><平成 26 年度> 広域支援、及び医療ボランティア受け入れ体制の確立。</p> <p>現状は、平成 24 年 3 月に作成した「災対保健所行動マニュアル（初動期編）」において、「医療救護ボランティア受入れ・配置マニュアル」を作成している。当マニュアルは、災害医療の大幅な見直しを行う以前に策定されたものであり、再度検討を要する。</p>
結果・意見	特に結果及び意見となる事項はなかった。

* 災害時活動訓練の実施

【施策名】 95 医療機関等の関係機関等が連携した医療救護訓練の実施

【着眼点】 災害時に備えて活動訓練が必要である。

ここがポイント

現在医療救護所に関する体制の過渡期ではあるが、常に災害時活動訓練は必要である。

所管部署	保健所保健衛生課
要綱等	該当なし
事業概要	緊急医療救護所の設営訓練、情報伝達訓練、医療救護本部訓練等を実施する。
平成 24 年度事業実績	従来からの医療救護所(学校)の現状把握及び参集訓練
今後の実施方針	<p><平成 25~27 年度> 平成 25 年度においては医療救護訓練は行われていない。 区南部医療圏での災害医療凶上訓練が行われた。 緊急医療救護所のモデル救護所において、災害医療訓練を実施(順次実施)予定。</p> <p>災害医療活動に関しては、医療救護所の設置の考え方を大きく変えたことから、緊急医療救護所の設置に関する作業を、早急に進めなければならない。</p> <p>緊急医療救護所の設置の議論に目途がついたら、モデル救護所を立ち上げ、そこで救護所設営訓練を行うことで救護所に対する具体的なイメージと課題を明らかにする。 訓練は担当者が顔を合わせるだけでも意味があり、文字通り顔の見える関係によって、実際の災害時の連携が円滑に運ぶ。</p>
結果・意見	<p>【意見 66】 新体制の緊急医療救護所の設置場所が定まっていない現段階では、医療救護所は従来の学校救護所になる。</p> <p>平成 25 年度は、この学校救護所での医療救護訓練が実施されていない。</p> <p>これは、医療救護所の考え方を大きく変えようとする中で、現状の学校救護所で設置訓練を行えば、関係者に今までの救護所のイメージを強く印象付けてしまう可能性があることを避けたい</p>

という判断による。

また、平成 24 年度までの 2 回の参集見学において、関係者の「顔の見える関係」と救護所機能を設置する場所に関する共通認識がある程度構築されたという判断にもよる。

緊急医療救護所の設置場所がある程度固まった段階で、新しい救護所の考え方にに基づき実施する予定とのことである。

しかし、今、大きな災害が生じた場合、医療救護所として機能するのは学校避難所である。

将来の在り方を策定することも重要ではあるが、訓練が早急に実施できるよう、緊急医療救護所の位置決めを急ぎ、その時期が、すぐには見込めないようであるならば、今現在の体制での設置、運営訓練も実施していくべきである。

*災害用救急医療資材（7点セット）の配備

【施策名】 98 日常の流通の中で備蓄するシステムを含む医薬品の管理・供給体制について検討する

【着眼点】 災害時医薬品は適切に確保されているか。

ここがポイント

定期的に入替及び滅菌作業が行われている。

所管部署	地域振興部 防災課
要綱等	該当無し
事業概要	医療救護所 22 箇所へ配備している医療資器材の点検及び交換、滅菌作業を実施する。
平成 24 年度 事業実績	医療救護所 22 箇所（学校 18 箇所、地域庁舎 4 箇所）のうち 15 箇所の医療資器材の入替及び同 15 箇所の滅菌作業を行っている。 この事業の平成 24 年度予算は 27,281 千円に対して、実績は 24,594 千円であった。 予算差異の原因は、予算見積りより低く契約できた結果であった。
今後の 実施方針	平成 24 年に対象とならなかった 7 箇所の医療資器材の点検及び交換、滅菌作業を行う予定である。 予算は 12,102 千円を見積もっている。
結果・意見	特に結果及び意見となる事項は無かった。 医療資器材の保管状況については、施策名番号 154 を参照されたい。

* 医療活動環境の整備

【施策名】 99 医療機関における自家発電設備や上水確保方策の検討

100 医療機関における上水供給手段の構築

【着眼点】 災害時に必要な医療機材が確保できる体制は取れているか。

ここがポイント

災害時医療資機材の確保体制は未整備である。東京都と連携して区が果たすべき役割を早急に詰め、実施に移すことが必要である。

所管部署	保健所、保健衛生課
要綱等	該当なし
事業概要	災害発生時に必要となる非常用設備、医薬品・医療資材以外の備蓄物（医療用水、自家発電設備）の確保を行う。
平成 24 年度事業実績	—
今後の実施方針	<p><25～27 年度> 確保のあり方、確保方法の検討</p> <p>病院に関しては、主に東京都の制度による整備施策を適用させていく。</p> <p>(1) 医療用水 東京都水道局の方針として、断水時には医療機関を優先して給水車を配置し、復旧を進めるとされている。</p> <p>(2) 自家発電設備 東京都が平成 23 年度～24 年度に病院を対象として、また平成 25 年度には救急診療所(大田区内該当なし)、透析医療機関、分娩医療機関を対象として、整備補助を行っている。</p> <p>都の施策展開を踏まえつつ、区としてやるべき支援策は何かを、災害医療連携会議(作業部会等を含む)での議論を通じて、検討していく。</p> <p>特に人工透析を取り扱う医療機関において大量の水需要があることから、災害医療連携会議の人工透析作業部会での議論を中心にして、実質的な確保策について検討していく。</p>
結果・意見	<p>【意見 67】</p> <p>いつ起こるともわからない災害に対して、医療体制が未整備な状態ということは問題である。</p> <p>できるだけ迅速に結論を出し、早急に体制を固める必要がある。</p>

目標 8 緊急車両の通行を可能にする

*** 橋梁の補修・架替整備、耐震補強整備**

- 【施策名】 103 計画的な架替・耐震補強整備の推進
 104 鉄道事業者と連携した耐震補強整備の推進
 127 特別出張所や避難所等の公共施設相互を連絡のための道路ネットワークの確保

【着眼点】 橋梁・跨線橋の整備・耐震化は適切に進められ、道路ネットワークは確保されているか。

ここがポイント

大田区内の国や都が管理する橋梁についての状況にも留意すべきである。

所管部署	都市基盤整備部 建設工事課 各まちなみ維持課						
要綱等	大田区長寿命化修繕計画 平成 14 年版道路橋示方書						
事業概要	<p>区が管理する橋梁の中で、緊急道路障害物除去路線や鉄道を跨ぐ橋梁など防災上重要な橋は、計画的に架替・耐震補強整備等を進め、災害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>大田区が管理する橋梁は、平成 23 年 4 月現在で 162 橋架設されている。</p> <p>大田区 10 か年基本計画「おおた未来プラン 10 年」における橋梁事業では、次の 2 つの事業計画を推進している。</p>						
	事業	内容					
	<table border="1"> <tr> <td>耐震性の向上事業</td> <td>H20～耐震補強・架替</td> <td>優先対策橋梁 73 橋</td> </tr> <tr> <td>維持更新事業</td> <td>H21 橋梁長寿命化修繕計画</td> <td>対象橋梁 152 橋 (架替予定 10 橋除く)</td> </tr> </table>	耐震性の向上事業	H20～耐震補強・架替	優先対策橋梁 73 橋	維持更新事業	H21 橋梁長寿命化修繕計画	対象橋梁 152 橋 (架替予定 10 橋除く)
耐震性の向上事業	H20～耐震補強・架替	優先対策橋梁 73 橋					
維持更新事業	H21 橋梁長寿命化修繕計画	対象橋梁 152 橋 (架替予定 10 橋除く)					
<p>区で管理している 162 橋のうち、高度経済成長期までに整備された 96 橋 (59%) は、平成 7 年阪神・淡路大震災後に改定された耐震基準に対して現況不適格となっている状況である。</p> <p>基準改定以降、区では、鉄道や高速道路に架かる橋梁など優先順位の高い橋梁から順次対策を進めてきているが、耐震対策には膨大な費用と時間がかかるため、より計画的に耐震対策を進めていくために、優先対策橋梁を選定し、重点的に耐震対策を行っている。</p>							

<優先対策橋梁とは>

以下に該当する橋梁を、「大田区長寿命化修繕計画」で優先対策橋梁と定めている。

- 緊急道路障害物除去路線に関連する橋梁
- 跨線橋、跨道橋
- 防災船着場に関連する橋梁
- 特定部位を有する橋梁
- 昭和 55 年以前の道路橋示方書に基づき設計された橋脚のある橋梁

管理橋梁 162 橋のうち優先対策橋梁は 73 橋である。このうち平成 24 年 2 月現在、整備が完了している橋梁は 22 橋（整備率 30%）にとどまっている。

<橋梁耐震対策の整備方針>

• 耐震基準

耐震性能は、新基準である平成 14 年 3 月版道路橋示方書と同等となる性能を確保する（その後道路橋示方書は改正されているが、耐震性能という点ではほぼ同じレベルのため、当該平成 14 年基準を満たすことで充分である。）

• 整備の現状と見込

平成 24 年 2 月に優先対策橋梁を選定した時点で、整備すべき優先対策橋梁数は 51 橋（73 橋より整備済み 22 橋を除く）であった。その整備には、概ね 10 年程度を要するため、平成 32 年度の整備完了を目標とした。

ただし、落橋した場合に社会的影響が特に大きい跨線橋・跨道橋は、平成 28 年度までの整備完了を目指すこととした。

この 51 橋についての、平成 26 年 2 月末現在の整備状況は以下のとおりである。

グループ	番号	橋梁名	H21	架設年月	道路橋 設計基準	整備状況	
			総合健全度				
第1	1	仲之橋	D	H25.3	—	整備済	
	2	八幡橋	—	H25.3	—	整備済	
	3	新馬込橋	B	S14.12	T15	架替中	
	4	大森東避難橋	B	S47.3	S39	整備済	
	5	本村橋	B	S44.2	S39	設計中	
	6	北千束一の橋	B	S33.3	—	平成25年度整備完了予定	
	7	北千束中の橋	B	—	—	平成25年度整備完了予定	
	8	北千束二の橋	A	—	—	平成25年度整備完了予定	
	9	道々女木	B	S41.3	S39	平成26年度整備完了予定	※1
	10	清水窪歩道橋	C	S42.5	S39	平成25年度整備完了予定	
第2	11	薬師跨線人道橋	B	S47.7	S39	整備済	
	12	仲町跨線人道橋	C	S47.3	S39	整備済	
	13	町屋跨線人道橋	B	S50.11	S47	整備済	
	14	山王道跨線人道橋	B	S40.9	S39	平成27年度整備完了予定	※1
	15	外川田跨線人道橋	D	S44.12	S39	平成27年度整備完了予定	※1
	16	宮前跨線人道橋	B	S49.3	S47	平成27年度整備完了予定	※1
	17	西三跨線人道橋	C	S39.8	S31	平成28年度整備完了予定	※1
	18	第二中谷跨線人道橋	C	S38	S31	平成28年度整備完了予定	※1
	19	新根方橋	A	S38.10	S31	平成28年度整備完了予定	※1
	20	富士見橋	B	S39.1	S31	平成28年度整備完了予定	※1
	21	東原橋	C	S39.1	S31	設計中	
	22	八橋	C	—	—	設計中	
	23	美富士橋	B	S39.2	S31	設計中	
	24	稲荷橋	A	S39.2	S31	設計中	
	25	馬込橋	C	S36.7	T15	H7補強(1次)	※2
	26	馬込歩道橋	A	S47.7	—	H7補強(1次)	
	27	二本木橋	A	S39.1	S31	H9補強(1次)	
	28	大谷橋	A	S39	S31	H8補強(1次)	
	29	蟹久保橋	A	S39.1	S31	H8補強(1次)	
	30	嶺橋	A	S39.1	S31	H8補強(1次)	
	31	老松橋	A	S39.2	S31	H7補強(1次)	
	32	入船橋	A	S39.1	S31	H7補強(1次)	
	33	御嶽橋	A	S39.2	S31	H9補強(1次)	
	第3	34	天神橋	A	S13	S31	設計中
35		諏訪橋	C	S4.5	T15	設計中	
36		清水橋	B	S13	S14	設計中	
37		清水橋添架人道橋	B	S46.3	S40	設計中	
38		一之橋	B	S57.3	S55		
39		式之橋	C	S6.6	T15		※2
40		宝来橋添架人道橋	B	S46.3	S40	設計中	
41		三ツ木橋	C	S6.6	T15		※2
42		四之橋	C	S6.6	T15		※2
43		境橋	C	S4.5	T15		※2
44		北千束歩道橋	B	H8.12	H2	H8架替	
45		根方橋	D	S43.3	S39		※3
46		芹ヶ谷橋	C	S45.3	S39		
47		長栄橋	C	S43.3	S39		
48		久根橋	A	S43.3	—		
第4	49	北糝谷橋	A	H9.3	H2	設計中	
	50	東橋	A	H2.3	S55	設計中	
第5	51	道々橋	A	S38	—		

※1 平成25年度末までに整備見込であったが、完了できず、来年度以降完了となった橋梁 8橋 【意見70】参照。

※2 大正15年の設計基準により架設された橋梁で、平成26年

	<p>2月末未対応のもの。【意見69】参照。</p> <p>※3 総合健全度Dで、平成26年2月末で未対応のもの。根方橋は近隣橋が大規模工事により、歩行者・車両の通行確保のため工期が遅れたもの。平成29年度整備完了予定。</p> <p><整備順序> 優先順位により、以下の5つのグループに分けて、第1グループから順に優先している。 グループ分けの考え方は、落橋などした場合に影響が大きい橋梁の優先度を上げて、河川に架かる橋梁はその次とした。</p> <p>第1グループ 当初施行中であった橋梁、JR以外の跨線橋 第2グループ JR跨線橋 第3グループ 河川に架かる橋梁 第4グループ 個別に耐震性能に劣ると判断された橋梁 第5グループ 都市計画道路に架かる橋梁</p> <p>各グループ内での優先度は、各橋梁の属性、構造形式、総合健全度、鉄道各社の作業量等、工事箇所の集中回避等を勘案して決定している。</p> <p>表中の総合健全度とは、国土交通省の指導により5年に一度の定期点検（直近では平成21年度実施）に基づく評価であるが、耐震性能のランクを示す指標ではない（総合健全度の耐久性とは、平常時における評価である）。</p> <p>これまでの被災経験を踏まえて、優先的に補強を実施すべき部位から取り組んでいく。</p>
平成24年度事業実績	<p>補修 2,916千円 耐震補強整備 93,459千円 架替整備 531,966千円</p> <p>平成24年度は、東日本大震災の被災事例を踏まえた設計基準の見直しによるJR線を跨ぐ橋梁の耐震補強調査及び設計の遅れなどの外部要因により1億7,210万円余を平成25年度へ繰越すことになった。</p>
今後の実施方針	<p><25年度計画> 累計で51橋のうち18橋完了予定。 補修 5,696千円 耐震補強整備 166,000千円 架替整備 370,756千円</p>

結果・意見	<p>【意見 68】</p> <p>大田区内に架かる橋梁のうち、国や都が管理する橋梁については、管理主体が異なることから、区では補修・架替整備、耐震化整備は実施していない。</p> <p>国が管理する区内の橋梁については、国土交通省関東地方整備局が橋梁点検の結果を「管理橋梁の現況」として、ホームページで公表されている。東京都が管理する橋梁については、個別の点検結果は公表されていない。</p> <p>これらの情報は、国や都が公表していない限り区では入手できないとのことである。そして、その箇所についての区民から苦情や問い合わせがあった場合は、内容を確認して、国や都の所管部署に案内している。</p> <p>国や都が管理する橋梁について、区は立ち入ることができないという実務環境はあるものの、そこで生活をしている区民にとっては、いずれも区別ない“橋梁”である。</p> <p>大田区内の橋梁の情報は国や都と共有し、ある程度留意すべき情報については、区民に情報公開し、地域防災計画に記載するなどにより喚起を促す等の体制を検討すべく、点検結果情報の提供を国や都に働きかけてはどうか。</p> <p>地域防災会議の場も利用して、国や都の調査結果の公開を進めるべきである。</p>
-------	---

【着眼点】 橋梁・跨線橋の整備・耐震化の優先順位は適切か。

ここがポイント

道路橋設計基準が古い橋梁は優先的に耐震化対応を実施すべきである。

結果・意見	<p>【意見 69】</p> <p>事業概要に記載した 51 橋の表の中には、道路橋設計基準が大正 15 年である橋が 5 件未対応として残っている。いずれも総合健全度は C である。</p> <p>当該 5 橋は、道路橋設計基準の年次、及び総合健全度から判断すると、第 2 グループ、第 3 グループの中での早めの対応が望まれるように考えられるが、現在未対応のままである。</p> <p>グループ内での優先順位を明確にして、早めの対応を取るべきと考える。</p>
-------	--

【着眼点】 橋梁・跨線橋の整備・耐震化は計画的に進んでいるか。

ここがポイント

主として外的要因により、計画より遅れて進行している。

結果・意見	<p>【意見 70】</p> <p>平成 24 年 3 月版道路橋示方書による設計基準見直しに伴う再設計や、JR 東日本における様々な鉄道関連施設の耐震化に伴う人手不足の影響等々により、区内の JR 跨線橋の耐震補強整備に遅れが生じている。</p> <p>平成 25 年度までに整備予定としていた 18 橋の整備は未達で、現状の見込みは 10 橋である。</p> <p>未達であった橋梁は、主として JR 跨線橋であり、外部要因による遅延ではあるが、極力先方に働きかけて、早期の補強・耐震化を実行していくべきである。</p> <p>また、目標が未達であったことに関して、当初計画時の目標設定は適切であったのか、進行管理は十分であったのかについて、ふり返りの分析も必要である。</p>
-------	---

*** 緊急輸送道路及び沿道耐震化道路沿い建築物の
耐震診断・改修助成**

【施策名】 105 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断の義務化
 【着眼点】 緊急輸送道路沿道の耐震化は図られているか。

ここがポイント

耐震診断はある程度進められているが、補強を要する建築物の改修工事等はほとんど進んでいない。

所管部署	まちづくり推進部 都市開発課
要綱等	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例 大田区建築物耐震診断助成要綱 大田区建築物耐震改修計画・設計助成要綱大田区建築物耐震改修 工事助成要綱 大田区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱（以 下「特定助成要綱」）
事業概要	<p>東京都は、平成 23 年 4 月に「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行し、6 月に特に重要な幹線道路を「特定緊急輸送道路」として指定した。</p> <p>平成 24 年 4 月よりその沿道に立つ建築物に耐震診断を義務付けた。</p> <p>平成 26 年度までに当該義務を果たさない場合には、当該建築物は公表される。そして、都知事による耐震診断命令が出された場合、従わなければ 50 万円の罰金が科される。</p> <p>当初東京都の調査による、大田区内の特定緊急輸送道路の沿道の対象物件は 197 棟であったが、大田区独自の調査により 209 棟であることが分かった。</p> <p>大田区では平成 24 年度～平成 33 年度までの地区防災道路沿道の不燃化率 70%の達成を目標として、緊急輸送道路（一般・特定）及び沿道耐震化道路沿い建築物の所有者に対して、耐震診断、耐震改修計画・設計、耐震改修工事の費用の一部を助成し、耐震化の促進を図っている。</p> <p>特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成 1) 耐震コンサルタント派遣助成（平成 26 年度まで） 区長が認定・登録した耐震コンサルタントを派遣し、耐震診</p>

	<p>断・改修工事の内容や建築物の耐震化について相談を受けることができる。また、建物が助成要件に適合しているか否かを現地で調査し、結果を区から通知する。</p> <p>区は、特定助成要綱に基づき、耐震コンサルタントの派遣にかかる費用全額を負担している。</p> <p>2) 耐震診断助成（平成 26 年度まで） 建築士が、国が定めた耐震診断基準による耐震診断を実施し、建物の耐震性能を構造耐震指標（Is 値）という数値で表す。区は、特定助成要綱に基づき、耐震診断の費用の一部を助成している。</p> <p>3) 耐震改修計画・設計助成（平成 26 年度まで） 耐震診断の結果、構造耐震指標（Is 値）が 0.6 未満の建築物について、改修工事をするための計画・設計を行う。 区は、特定助成要綱に基づき、工事計画及び工事設計に要する費用の一部について助成している。</p> <p>4) 耐震改修工事助成（平成 27 年度まで） 耐震改修計画・設計に基づいて、改修工事を行う。区は、特定助成要綱に基づき、改修工事に要する費用の一部について助成している（限度額は 47300 万円まで）。</p> <p>5) 除却工事・建て替え工事助成 区は、特定助成要綱に基づき、除却工事・建て替え工事に要する費用の一部について助成している（限度額は 47300 万円まで）。</p>
平成 24 年度 事業実績	<p>耐震コンサルタント派遣委託：85 件・8,335 千円 耐震診断助成：64 件・291,135 千円 耐震改修計画・設計助成：1 件・3,425 千円 耐震改修工事助成：1 件・25,840 千円 助言文書の送付：93 件 ※緊急輸送道路（一般・特定）沿道建築物及び沿道耐震化道路沿い建築物分を含んでいる）。</p>
今後の 実施方針	<p><平成 25 年度予算> 778,203 千円 【内訳】 耐震コンサルタント派遣委託：44 件・4,399 千円 耐震診断助成：55 件・259,762 千円 耐震改修計画・設計助成：19 件・59,168 千円 耐震改修工事助成：7 件・454,874 千円 助言文書の送付：115 件 ※予算には緊急輸送道路（一般）沿道建築物及び沿道耐震化道</p>

路沿い建築物分を含まない。

平成 26 年 2 月末までの当該事業の耐震化対応状況は以下のとおりである。

		H 22	H2 3	H2 4	H25 (H26 年 2月末)	合計
道路 沿道 建築 物 一般 緊急 輸送	耐震コンサル タント派遣	12	2	2	1	17
	耐震診断助成	1	1			2
	耐震改修計画・ 設計助成					0
	耐震改修工事 助成					0
道路 沿道 建築 物 特定 緊急 輸送	耐震コンサル タント派遣		76	79	36	191
	耐震診断助成		2	63	94	159
	耐震改修計画・ 設計助成			1	21	22
	耐震改修工事 助成			1	5	6
沿道 沿道 耐震 化道 路 沿 い 建 築 物	耐震コンサル タント派遣			4	1	5
	耐震診断助成				3	3
	耐震改修計画・ 設計助成					0
	耐震改修工事 助成					0

この他に自費にて診断を実施した棟が 31 棟ある。

以上の結果、特定緊急輸送道路沿道建築物の区内 209 棟のうち、平成 26 年 2 月末現在未対応であるのは 19 棟である。

未対応の所有者に対し、助言文書を送付したり、講習会や防災イベントによる普及啓発活動を行い、診断の実施を促す。

特定緊急輸送道路沿道建築物はほとんどが大型鉄筋造なので、改修工事には比較的多くの費用を要する。このため耐震診断のみで、改修工事には進まないケースが多い。

特定緊急輸送道路沿道建築物の設計及び工事について、平成 25 年度から国の追加補助制度が使えるようになったことから、その周知を図り、改修工事につなげていきたい。

結果・意見

【意見 71】

平成 26 年度 2 月末時点での特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断の結果は以下のとおりであった。

構造耐震指標 (Is 値)	件数
0.6 以上	12
0.3 以上 0.6 未満	62
0.3 以下	41
診断中・未済	44
合計	159

構造耐震指標 (Is 値)	地震の振動、衝撃に対して
0.6 以上	崩壊し、倒壊する危険性が低い
0.3 以上 0.6 未満	崩壊し、倒壊する危険性がある。
0.3 以下	崩壊し、倒壊する危険性が高い。

上表の集計で、構造耐震指標 (Is 値) 0.6 以下は、合計で 106 件あり、耐震診断結果が出ている建築物の 90% 近くが地震の振動、衝撃に対して崩壊し、倒壊する危険性があるという結果となっている。

耐震診断により危険性は判明したものの、改修工事等に進まないケースが、コストを主な理由として非常に多い。

特定緊急輸送道路沿道の耐震診断の結果について区は把握しており、構造耐震指標 (Is 値) の低い物件の耐震化 (改修工事、除却、建替え) を図るべく、特に危険度の高い建築物の公表制度について都に働きかけたり、さらに助成割合の高い助成制度等の取組を検討するなどして、さらに高度な防災まちづくりを目指すべきである。

*下水道耐震化工事

【施策名】 108 幹線道路の下水道マンホールの液状化対策の実施

【着眼点】 下水道施設の耐震化対策は十分か。

ここがポイント

大田区が優先したい箇所については東京都と協議のうえ耐震化工事を行っている。

所管部署	都市基盤整備部 建設工事課 地域振興部 防災課
要綱等	該当なし
事業概要	東日本大震災を受け、東京都下水道局と協力しながら、下水道耐震化整備に取り組んでいく（東京都からの受託事業）。 工事箇所の決定及び優先順位については、東京都下水道局が毎年、大田区の防災課に避難所等の調査を依頼し、その結果に基づいて、下水道局が施設（建物）の耐震化整備状況・大田区の要望・地域（施工範囲）等を総合的に判断して決定している。
平成 24 年度事業実績	田園調布中学校ほか 18 箇所 221,455 千円
今後の実施方針	<25 年度管路耐震化工事計画> 【新規施設】 都立田園調布特別支援学校ほか 20 箇所 【修正施設】 石川台中学校ほか 14 箇所 200,000 千円
結果・意見	特に結果及び意見となる事項は無かった。

目標 9 円滑な災害時輸送を可能にする

***水上輸送ネットワークの構築**

【施策名】 109 水上輸送ネットワークの構築
 (広域輸送基地、水上輸送基地、地域内輸送拠点、防災船着場、舟艇接岸地点等を結ぶ)
【着眼点】 災害時水上輸送計画が整備されているか。

ここがポイント
 計画は順調に作成している。

所管部署	まちづくり推進部 まちづくり管理課
要綱等	該当無し
事業概要	<p>まちづくり管理課では、『災害時水上輸送計画（大田区防災船着場整備計画）』（以下「水上輸送計画」）を作成する。</p> <p>この水上輸送計画の目的は、災害時により陸上輸送ルートが遮断された場合に、区内低地部から空港臨海部にある河川や運河を活用した水上輸送により、救援要員・傷病者・物資・資材等の迅速円滑な輸送体制を確保するとともに減災の効果を最大限発揮するために、水上輸送ルートを構築し、防災船着場整備計画を定めるものである。</p> <p>防災船着場とは、災害対策本部等と連絡調整を図り、集まってきた人・物・情報を指定船舶（救援活動を行うことをあらかじめ指定されて舟運事業者の船舶）により搬送させ、運ばれてきた人・物・情報を防災関連施設等へ送り出す役割を十分果たすことのできる中継地（結節機能）である。</p> <p>水上輸送計画では、下記 12 か所（本計画により追加予定の 5 か所を含む）の防災船着場を水上輸送路によってネットワーク化し、主な陸上輸送路と共に、輸送拠点（広域輸送）や救援物資等集積地等、災害拠点病院や救急医療機関等との連携強化を図っていくことを検討する。</p>

No.	名称	区域	設置	主体
1	多摩川二丁目	多摩川	既設	国
2	羽田二、三丁目	多摩川	既設	国
3	夫婦橋	呑川	既設	区
4	呑川新橋	呑川	計画	区
5	東糞谷六丁目	呑川	既設	都
6	羽田空港天空橋	海老取川	既設	区
7	ふるさとの浜辺公園	港湾	既設	区
8	(仮称)南六郷二丁目 (南六郷緑地)	多摩川	計画	区
9	(仮称)大森本町一丁目 (競艇場)	港湾	既設	民
10	(仮称)昭和島二丁目	港湾	計画	都
11	(仮称)京浜島三丁目 (東京都漁連水産物流通センター)	港湾	既設	民
12	(仮称)東海二丁目	港湾	計画	都

※区内の防災船着場は既に設置若しくは計画しているものが7か所(No. 1~7)あるが、今後5か所(No. 8~12)追加されて計12箇所となる予定である。

平成24年度 事業実績	水上輸送計画(案)を作成した。予算額、実績額とも0円だった。
今後の 実施方針	<p>平成25及び26年度は、水上輸送計画(案)について、国土交通省及び東京都の関係部署と協議・調整を行う。</p> <p>具体的には、東京都港湾局に対し、港湾区域に防災船着場を設置する区の方針を説明する。また、港湾局が現在改訂作業中の(第8次)東京港港湾計画と整合するように、災害時水上輸送計画(案)の内容も修正する。等。</p> <p>平成27年度は、災害時水上輸送計画を決定する。</p>
結果・意見	特に結果及び意見となる事項は無かった。

目標 10 津波による死傷者をなくす

*** 津波防災対策の推進**

【施策名】113 他 津波被害想定に基づく避難実現が可能な津波避難場所の確保
 【着眼点】津波防災対策は有効に実施されているか。

ここがポイント

津波避難ビルが不足している地域には早急に対応すること。

所管部署	まちづくり推進部 建築審査課 地域振興部 防災課
要綱等	該当無し
事業概要	<p>(1) 平成 24 年 4 月に東京都の津波被害想定が公表されたことに基づき、津波ハザードマップや海拔表示サインの設置を行っている。</p> <p>津波ハザードマップは、津波による被害を最小限にするため、津波に関する想定区域や浸水想定などの情報を掲載している。区のサイトに表示しているほか、防災課（本庁舎 5 階）・区政情報コーナー（本庁舎 2 階）、各特別出張所で配布されている。</p> <p>海拔表示サインは、東京湾沿岸部及び多摩川沿いの 8 特別出張所管内（大森東、大森西、入新井、糀谷、羽田、六郷、矢口、鎌谷氏）のうち、産業道路、第一京浜、旧堤通り、多摩川土手より内陸側約 400 メートルまでのエリアを、基準にして設置している。</p> <p>(2) 津波一時避難施設の指定について着手し、合意が得られた場所から順次指定している。</p> <p>津波一時避難施設（以下「避難ビル」）とは以下の要件を満たす施設である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 東京湾沿岸部及び多摩川沿いの 8 特別出張所内（大森東、大森西、入新井、糀谷、羽田、六郷、矢口、蒲田西特別出張所）で、産業道路、第一京浜、旧堤通り、多摩川土手より内陸 400 メートル程度のエリアにある施設。 2) 昭和 56 年「新耐震」基準以後の RC 造（鉄筋コンクリート）又は、SRC（鉄骨鉄筋コンクリート）の 3 階建て以上の施設。 <p>現在、大田区が避難ビルとして確保しているのは、大田区が指定する施設 39 件（小学校及び中学校）、大田区と協定を締結した施設 6 件及び区内の都営住宅である。</p>

	<p>区立小・中学校の正門付近に津波避難所の看板標識を設置しているほか、協定を締結している京急開発株式会社（平和島競艇場）では建物付近の複数の箇所に標識を掲示している。</p> <p>(3) 津波対策用資器材を購入・配備している。津波対策用資器材とは、避難者用のバスタオルと防寒アルミシートのことである。</p> <p>なお、津波の被害想定は、堤防を超える津波の想定はされていない。しかし、水門が閉鎖されなかった場合に、一部の地域に津波による浸水が想定され、浸水の高さは東京湾北部地震想定で 1.58m、元禄型関東地震想定で 2.27m である。多摩川の堤防は河口から六郷橋まで 5.4m で設計されており、人命を失う被害想定はないとされている。</p>
平成 24 年度 事業実績	<p>(1) について、平成 24 年度に以下の事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海拔表示サイン 406 箇所設置 ・ 津波一時避難施設の指定 42 施設 ・ 津波ハザードマップの作成 10 万部 <p>平成 24 年度の補正予算 27,233 千円に対して、実際には 23,198 千円を使用している。差異原因は、海拔表示サインなどの数量実績差額である。</p> <p>(2) について、建設審査課は、電子データによる管理台帳システムを活用し、防災課から協力要請対象建築物の要件が示されれば、速やかに情報提供できる体制を整えた。予算額、実績額共 0 円だった。</p> <p>(3) について、津波対策用資器材として、避難者用のバスタオルと防寒アルミシートを各 2,280 枚購入（計 1,963,080 円）した。小中学校以外の津波一時避難所に 40 枚ずつ備蓄した。</p>
今後の 実施方針	<p>今後の海拔表示サイン設置予定件数は以下のとおりである。（）内は累計件数を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度 40 件（446 件） 平成 26 年度 20 件（466 件） 平成 27 年度 10 件（476 件） <p>平成 25 年度予定している箇所で、沿岸部及び多摩川沿いの大田区 8 出張所管内の表示は、完了予定である。</p> <p>平成 26 年度以降は、維持補修や特に地域要望の多い場所などに設置を予定している。</p>

	<p>避難ビルについては、施設側との指定・協定の調整に時間を要する。今後も新たな指定・協定に向けて施設側と協議を続ける予定である。</p>
<p>結果・意見</p>	<p>【意見 72】 避難ビルに関して、以下の4点を検討されたい。</p> <p>(1) 避難ビル不足地域への対応 避難ビルの確保は、東京湾沿岸及び多摩川付近の地域で400m圏内に1か所以上という基準で進められている。現在、この基準に従い避難ビルは概ね確保しているところであるが、浸水想定のある大森東出張所管内については、区の施設や都営住宅も少なく避難ビル確保が必要と考えられる。 防災課では、大森東出張所管内については、学校以外の区施設(区営住宅、工場アパート等)の活用について関係各課との調整を進めている。その後、建築審査課から提供を受けた情報を基に、民間建物を当たっていく予定でいる。 災害は明日発生するかも知れないので、防災課は、早急に、大森東出張所管内の避難ビルの必要数を確保されたい。</p> <p>(2) 区民への周知 津波一時避難施設の指定は平成24年度に行われたが、学校39箇所以外で津波避難ビルとしての協定を締結した区以外の施設は、現時点で6施設のみである。この6施設は大田区のサイトに平成25年9月より掲載されたが、区民への表示方法はこれのみで、まだ区民に周知されているとは言えない 区報への定期的掲載や津波ハザードマップ上でのわかりやすい表示、自治会・町会を通じた地域住民への広報など、区民の理解に役立つ方法を検討いただきたい。</p> <p>(3) 案内板の設置 津波浸水が想定される地域には、海拔表示サインだけではなく、地震発生時に現在地からどこへ避難すべきか、津波一時避難施設への方向や周辺地図を掲載した案内板の設置についても一考すべきである。</p> <p>(4) 施設内の誘導 津波一時避難施設の内、区以外の施設で指定された大田清掃工場や京急開発株式会社(平和島競艇場)などは、一時避難する際、施設内のいずれの建物へ避難すべきか、あるいは建物入口・階段の場所に迷うことが想定される。 平常時のセキュリティの問題に配慮しながら、避難時の避難者の誘導が容易になる方法を、区は施設側と協議することが望ましい。</p>

目標 12 災害対応に必要なエネルギーを確保す

* 災害時における燃料の提供に関する協定の見直し

【施策名】 125 非常用電源、車両等の燃料確保対策の見直し

【着眼点】 災害時に必要な燃料を、協定の見直しによりいかに確保できるか。

ここがポイント

効率性も考慮した協定見直しを行うべき。

所管部署	総務部 経理管財課
要綱等	該当なし
事業概要	区が緊急車両に対する燃料の優先供給に関して、現在の東京都石油商業組合大田支部と昭和 62 年に締結した協定を、見直すことを目的としている。
平成 24 年度 事業実績	平成 24 年度より相手先と見直し交渉を開始し、交渉継続中である。
今後の 実施方針	平成 25 年度中の見直し実施を目標としている。
結果・意見	<p>【意見 73】</p> <p>昭和 62 年締結の現協定には、緊急車両等の燃料を、区の求めに応じて組合より優先的に燃料供給を受けられることが規定されている。具体的な供給場所（ガソリンスタンド）は、定められていない。</p> <p>東京都は平成 25 年 2 月より災害時の燃料確保の協定に関して、新たに流通在庫備蓄方式を活用する協定に改正している。この方式は、予め石油及びガソリンを購入し、ガソリンスタンドにその保管・管理を委託（購入価格の 5% を毎年支払う）、緊急時にはそこから調達する内容である。</p> <p>東日本大震災時に石油燃料の供給が不足し、緊急車両だけでなく病院での救急対応や支援物資運搬車両の活動に影響があった。</p> <p>当時、区の緊急車両等の活動に影響はなかったが、首都直下地震に備えて、区でも都と同じ方式を取り入れるかを検討しているところである。</p>

現協定内容と上記流通在庫備蓄方式の違いは以下のとおりである。

	現協定	流通在庫備蓄方式
備蓄量	優先されるが数量不定	一定量確保
供給場所	どこのスタンドで利用可能か不明確	一般的には特定スタンドで利用
資金面	平常時は不要	事前購入資金と毎年の保管料が必要
スタンド被災時	組合加入スタンドのどこでも利用可能予定	特定スタンドが全て被災した場合の対応検討必要

今回、協定を見直すにあたり上記2方式のどちらを採用するにしても、区は以下の点を考慮されたい。

- (1) 区では、緊急車両に関する災害時稼働日数、それに必要なガソリン等数量を想定・計算していない。例えば東京都では、発災当初72時間分の燃料を確保している。最小限の予算で有効な数量を利用できるよう、検討することが望ましい。
- (2) 今回検討している燃料備蓄と、平常時の区保有車両ガソリン等の使用との関連付けを考慮されたい。すなわち、毎年、備蓄保管料を支払うガソリンスタンドに、平常時も当該スタンドを利用することで、なんらかの割引を受け、区の燃料費の減少にもつながる協定内容となるように交渉することが望ましい。
- (3) 今回、経理管財課に協定見直し内容を確認した際に、見直しの区側担当は経理管財課だが、実質的な協定見直しの判断については防災課が担っていることがわかった。経理管財課と防災課とで認識の不一致・連携不足が見受けられた。防災課の業務負担が大きいため関係部署へ業務分担することに問題はないが、部署間の認識・情報の共有、連絡・連携を密に行うことを求めたい。

目標 13 道路ネットワークを確保する

*民間団体等との協定締結

【施策名】129 被災した区道・橋梁などの応急・復旧対策の手順・方法の検討
 【着眼点】災害時の区道・橋梁の復旧に対する関係機関との連携は整備されているか。

ここがポイント

協定の内容は現実に即した内容であるために、毎年の見直しが求められる。

所管部署	地域振興部 防災課 都市基盤整備部 都市基盤管理課
要綱等	災害時の道路障害物除去等応急対策活動に関する協定 台風・集中豪雨及び降雪等による応急対策活動への協力に関する協定
事業概要	<p>区は、災害が発生し、応急対策活動を行う場合、必要と認める業務について協定団体等に対し協力要請を行う。</p> <p>(1) 「災害時の道路障害物除去等応急対策活動に関する協定」 (建設協会他 8 者 平成 18 年 3 月締結) (協定活動内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 緊急車両等の通行の妨げとなる放置車両、倒壊家屋等の障害物の除去 (建設資機材等の提供) • 損壊した道路・橋等の応急措置 • 急を要する場所での救出救助 <p>(2) 「台風・集中豪雨及び降雪等による応急対策活動への協力に関する協定」 (道路建設会社 7 社 平成 23 年 4 月締結) 「台風・集中豪雨及び降雪等による応急対策活動への協力に関する協定」 (造園会社 6 社 平成 25 年 3 月締結) (協定活動内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 道路、河川、水路または公共施設の被害箇所における応急対策活動 • 多摩川河川敷の占用工作物の撤去及び復旧に係わる応急対策活動
平成 24 年度事業実績	平成 25 年 3 月、新規に造園会社 6 社と「台風・集中豪雨及び降雪等による応急対策活動への協力に関する協定」を締結
今後の実施方針	<p><平成 25 年度> 「災害時の道路障害物除去等応急対策活動に関する協定」について、防災課で見直し予定</p>

結果・意見	<p>【意見 74】</p> <p>上記平成 25 年度見直し予定の協定は、締結時から、平成 25 年度まで見直されていない。</p> <p>現在防災課で見直しとのことであるが、「災害時の道路障害物除去等応急対策活動に関する協定」は 7 年ぶりの更新である。</p> <p>発災時を想定しての協定は、現実の状況に即した内容であって、初めて機能すると考えられる。</p> <p>協定内容については、状況や内容を確認しながら毎年度の点検を行い、常に協定を実践的な内容に整えていくべきである。</p>
-------	--

目標 14 ライフラインの機能を維持・回復する

* 区非常用食糧の配備

【施策名】134 家庭・地域において備蓄・調達を要請、意識啓発の実施
 【着眼点】十分な食料備蓄が確保されているか。

ここがポイント

想定避難者数が多い避難所に、食糧備蓄上積みへの検討が必要。

所管部署	地域振興部 防災課			
要綱等	該当無し			
事業概要	食糧の確保について、「震災対策における都・区間の役割分担」に基づき、区が被害想定人口の1日分を目標に備蓄し、都はそれ以降の分について備蓄、調達し対応することになっている。 学校備蓄倉庫には、被害想定避難所生活者数の2割増の1日分を目標に備蓄している。非常用食料全体としては、被害想定に合わせた備蓄を25年度から5か年計画で実施している。また、高齢者、えん下障がい者に配慮した品目を加えている。 平成25年3月末現在の備蓄量は以下のとおりである。			
		品名	保存期間	備蓄量
		クラッカー	5年	370,300食
		アルファ化米	5年	183,850食
		おかゆ	5年	70,950食
		サバイバルフーズ	25年	90,612食
		調整粉乳(1缶350g)	1年	3,000缶
		粉ミルク用保存水(1.5ℓ)	5年	5,088本
		保存水(二次避難所用) (1.5ℓ)	5年	35,000本
		保存水(東糞谷防災公園) (1.5ℓ)	5年	6,000本
		梅干 (ランニングストック方式)	10年	1,200kg
	食塩(1kg)	—	1,500kg	
平成24年度 事業実績	平成24年度には、備蓄食料の保存期限到達による入替のため、以下の購入を行った。 ・アルファ化米(わかめご飯) 46,800食 ・クラッカー 94,710食			

	<ul style="list-style-type: none"> ・粉ミルク 3,000 缶 ・1.5 リットル保存水 8,432 本 ・アルファ化米（梅粥） 11,200 食 																																														
今後の実施方針	<p>東京都公表の被害想定数が増加したことに伴い、食糧備蓄を増やす必要がある（想定数は後述）。区は想定被害者数増加に対して、平成 25 年度から 5 年かけて 5 万人分を対応する予定である。平成 25 年度は 1 万人分の食糧備蓄増加を予定している。</p>																																														
結果・意見	<p>【意見 75】</p> <p>各避難所の食糧は、一律の基準で備蓄されている。食糧については 1 避難所あたり約 2 千人分（1 日分）の備蓄である。</p> <p>一方で各避難所の収容可能人数を算定すると、以下の避難所 27 箇所については、収容可能人数が 2 千人を超えていることがわかる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">避難所名</th> <th style="width: 50%;">収容可能人数 (100%利用時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大森第二中学校</td><td>2,054</td></tr> <tr><td>大森第八中学校</td><td>2,794</td></tr> <tr><td>貝塚中学校</td><td>2,661</td></tr> <tr><td>大森第四中学校</td><td>2,380</td></tr> <tr><td>大森第三中学校</td><td>2,048</td></tr> <tr><td>東調布中学校</td><td>2,314</td></tr> <tr><td>雪谷中学校</td><td>2,224</td></tr> <tr><td>大森第十中学校</td><td>2,422</td></tr> <tr><td>羽田中学校</td><td>2,332</td></tr> <tr><td>糀谷中学校</td><td>2,644</td></tr> <tr><td>出雲中学校</td><td>2,564</td></tr> <tr><td>六郷中学校</td><td>2,457</td></tr> <tr><td>南六郷中学校</td><td>2,188</td></tr> <tr><td>矢口中学校</td><td>2,199</td></tr> <tr><td>御園中学校</td><td>2,310</td></tr> <tr><td>蓮沼中学校</td><td>2,489</td></tr> <tr><td>東蒲中学校</td><td>2,356</td></tr> <tr><td>山王小学校</td><td>2,041</td></tr> <tr><td>梅田小学校</td><td>2,017</td></tr> <tr><td>東調布第一小学校</td><td>2,011</td></tr> <tr><td>嶺町小学校</td><td>2,237</td></tr> <tr><td>松仙小学校</td><td>2,091</td></tr> </tbody> </table>	避難所名	収容可能人数 (100%利用時)	大森第二中学校	2,054	大森第八中学校	2,794	貝塚中学校	2,661	大森第四中学校	2,380	大森第三中学校	2,048	東調布中学校	2,314	雪谷中学校	2,224	大森第十中学校	2,422	羽田中学校	2,332	糀谷中学校	2,644	出雲中学校	2,564	六郷中学校	2,457	南六郷中学校	2,188	矢口中学校	2,199	御園中学校	2,310	蓮沼中学校	2,489	東蒲中学校	2,356	山王小学校	2,041	梅田小学校	2,017	東調布第一小学校	2,011	嶺町小学校	2,237	松仙小学校	2,091
避難所名	収容可能人数 (100%利用時)																																														
大森第二中学校	2,054																																														
大森第八中学校	2,794																																														
貝塚中学校	2,661																																														
大森第四中学校	2,380																																														
大森第三中学校	2,048																																														
東調布中学校	2,314																																														
雪谷中学校	2,224																																														
大森第十中学校	2,422																																														
羽田中学校	2,332																																														
糀谷中学校	2,644																																														
出雲中学校	2,564																																														
六郷中学校	2,457																																														
南六郷中学校	2,188																																														
矢口中学校	2,199																																														
御園中学校	2,310																																														
蓮沼中学校	2,489																																														
東蒲中学校	2,356																																														
山王小学校	2,041																																														
梅田小学校	2,017																																														
東調布第一小学校	2,011																																														
嶺町小学校	2,237																																														
松仙小学校	2,091																																														

池雪小学校	2,057
糀谷小学校	2,002
出雲小学校	2,212
矢口西小学校	2,047
道塚小学校	2,157

※東京都の「避難所管理運営の指針」（都福祉保健局）の考え方に基づき、「収容可能人数＝避難スペース面積÷3.3㎡×2人」で計算している。

※避難スペース面積には、教員室、保健室、主事室、準備室等を除いている。

上記人数は想定避難者数ではなく収容可能人数であるため、必ずしもこの人数が避難することにはならない。ただし、災害の状況によってはこの人数が避難してくることは予想される。

区では学校備蓄倉庫に不足が生じた場合には、地区備蓄倉庫に保管されている食料を利用することを想定している。

ただ、発災状況や地区備蓄倉庫の保管状況によっては、避難者が2千人を大きく超える避難所で食糧が不足する可能性がある。

各避難所一律に備蓄することも重要であるが、避難者数が明らかに多いと想定される避難所については、備蓄の上積みを検討されたい。

備蓄倉庫の状況については、施策名番号154を参照されたい。

【着眼点】避難所の収容可能人数は充分か。

ここがポイント

区全体の避難所収容可能人数は、想定する避難所生活者数を満たしていない。

結果・意見

【意見 76】

上記収容可能人数に関連して、区避難所全体の収容可能人数の問題がある。

上記と同じく「収容人数＝避難スペース面積÷3.3㎡×2人」で算定すると、区全体の収容可能人数は163,090人となる。

これに対して東京都が平成24年に新たに想定した大田区の避難所生活者数は、237,135人となっている。

差し引き避難者約7万人のスペースが不足している状態である。

区は、不足部分について現状では以下の対応を取るとともに、今後のスペース確保を検討中である。

- ・一人あたり面積を都想定から少なくする
- ・上記計算に含めていない廊下等も使用する
- ・区文化センター等の利用を検討する

区は当該避難所収容可能人数の現状と対応策を、区民に周知されたい。

目標 1 5 学校避難所を円滑に管理運営する

***避難訓練**

【施策名】 137 乳幼児・児童・生徒、保護者を含めた防災訓練の実施
 【着眼点】 発災時における各小中学校児童・生徒の安全は確保できているか。

ここがポイント

さらに体験型の避難訓練、防災授業を検討されたい。

所管部署	教育総務部 教育総務課
要綱等	学校保健安全法 自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン
事業概要	各小中学校において、避難訓練実施計画を作成し、避難訓練を実施している。 また、各学校では、理科において自然災害の仕組みの理解を、社会科において地域社会における減災や災害への対応について、保健体育科において災害時の対応について等、各教科で学習している。 東日本大震災を教訓とした“3.11を忘れない”などの教材を用いた防災授業も行っており、各校の実態に応じた地域安全マップ作成を兼ねて防災マップを作成している学校もある。
平成 24 年度 事業実績	各学校では、学校保健安全法に基づき危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成している。 この各学校のマニュアルに東日本大震災を教訓とした自然災害への初期対応を想定した内容を盛り込んでもらうために、平成 24 年 4 月に「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」を策定し周知した。 また、大田区地域防災計画の修正においては、防災教育及び避難行動に関して津波を想定した内容に修正した。
今後の 実施方針	平成 25 年度より、「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」の趣旨に則り、津波対応の避難訓練の設定など震災等に対する避難訓練計画を改善した。 津波避難訓練では、津波被害が想定される沿岸部及び河川流域の学校のみならず、児童・生徒が万が一津波に遭遇した場合に高所避難等適切な対応が行えるよう、防災教育の一環として全学校

	<p>で実施することとした。</p>
<p>結果・意見</p>	<p>【意見 77】 学校では避難訓練のほかに、さまざまな形で災害についての学習を行っている。 しかし、いずれも基本的には、教室での授業、学校内での避難訓練にとどまっているようである。</p> <p>今後、学校での防災への取り組みとして、以下の内容が学べるような、実際に生活地域で活用しえる外出型、体験型防災授業などをより積極的に導入することも検討されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 町の危険な地域を知り、周辺の防災マップを作成する (ハザードマップ、崖の位置、液状化の危険等) (2) 実際に危険な場所について現地確認に出かける (3) 学校外で被災した時の避難所の確認 (4) 消火栓、防火水槽の位置の確認 (5) 学校外での緊急時の対応 <p>こうした授業を通して、児童は地域の実態を知ることができ、またその知識を家庭に持ち帰ることによって、家庭で共有し、浸透させるという波及的効果を期待することができる。</p>

* 学校避難所運営協議会の活性化

【施策名】 139 他 避難所の管理運営に関する区民への周知と意識啓発
 【着眼点】 学校避難所運営協議会の活動に区は積極的に関与しているか。

ここがポイント
 活動停止している地域が一部存在する。

所管部署	地域振興部 防災課
要綱等	大田区学校避難所運営協議会設置要綱
事業概要	<p>災害発生後、小・中学校などには学校避難所が開設される。災害によって住家が損壊・焼失し、又はその恐れがあるために、自宅で生活できなくなった方が応急的に避難生活を送る場所である。</p> <p>学校避難所運営協議会では、災害時に備え地域（自治会・町会）と学校が協力して運営し、年一回以上会議を開催して避難所ごとの基本ルールの見直しや防災に関する知識取得のための勉強会等を開催している。</p> <p>また、災害時に備え学校避難所開設・運営訓練を実施している。</p> <p>区は、学校避難所運営協議会の運営経費として、消耗品費代を1校あたり1万円配当している。</p>
平成24年度事業実績	区内小・中学校等全91か所の学校避難所運営協議会に対して、運営経費予算1,000千円が計上され、実際には849千円が支出された。
今後の実施方針	<p>平成24年度から、現在全91か所の学校避難所を学校防災活動拠点と新たに位置付けて、これまでの避難所機能を拡充するとともに、新たに情報拠点と地域活動拠点の機能を併せ持つ地域の防災活動拠点化を進めている。</p> <p>この機能拡充については、阪神・淡路大震災や東日本大震災でわかった地域活動の重要性（情報の錯綜が起こる）など、過去の震災からの教訓を基に考えられている。</p> <p>平成24年度には、モデル校として2校が学校防災活動拠点に指定された。今後の拠点化予定は以下のとおりである。</p> <p style="margin-left: 40px;">平成25年度 18か所 平成26年度 40か所 平成27年度 18か所 平成28年度 13か所</p> <p>平成25年度の運営経費予算は、平成24年度予算と同じく1,000</p>

	千円である。
結果・意見	<p>【結果2】</p> <p>運営経費は、全 91 か所の学校避難所運営協議会への支出を対象としている。しかし、一部の運営協議会は実質的に活動をしておらず、活動実績がないため経費の支出がゼロの運営協議会があった。</p> <p>大田区学校避難所運営協議会設置要綱第 5 条に、「協議会は年 1 回以上開催する。」ことが規定されている。</p> <p>平成 22 年度から平成 24 年度の 3 年間で、全く運営協議会会議を開催していない学校避難所が 7 か所存在した。</p> <p>この 7 か所のうち、学校避難所訓練も実施していない学校避難所は 5 か所あった。</p> <p>学校避難所は、震災で家屋が倒壊、焼失して住む家を失った人が一時的に避難生活を送る場所である。学校避難所運営協議会は、制約の多い不便な集団生活を少しでも円滑に共同生活ができるように協議すべき場である。</p> <p>運営協議会会議が長期間開催されないことは、災害発生後の避難所運営に多大な支障が生ずる恐れがあり、避難住民にとって精神面・体力面で大きな負担となる可能性がある。</p> <p>また、過去の震災で以下のような実例がある。</p> <p>－過去の震災での実例－</p>
	<p>初期（地震発生から数日間）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> • あらかじめ学校から鍵を預けられていた近隣居住者がカギを開けたため、避難所が早期に開設されたという例もあったが、多くは鍵を預かっていた教職員の到着より前に、大勢の避難住民が詰めかけていた。一部の学校では、地域住民がドアやガラスを壊して校舎内に入り、避難していたケースもあった。
	<ul style="list-style-type: none"> • 誰がどのように避難所としての使用許可を出すのか不明であったため、避難所の開設が遅れた。
	<p>中、長期（地震発生後 1 週間～）</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 地震発生後 1 週間ほど経つと、避難所運営に関して、自立へ向けた関心が高まり、避難住民による自治会が組織されはじめた学校がある一方で、学校側に依存し自治会が組織されなかった学校もあった。 	
<ul style="list-style-type: none"> • 医療体制や心のケアが十分に整わず、避難者に風邪、不 	

	<p>眠、持病悪化などの症状が目立ちはじめ、避難生活の疲れや将来の不安がつのった。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者同士でのいさかい、盗難騒ぎといったトラブルが続発した。
<p>(「学校施設の防災機能の向上のために ～避難所となる学校施設の防災機能に関する調査研究報告書～」平成19年8月(平成20年7月一部追記)、国立教育政策研究所 文教施設研究センター、より一部抜粋)</p> <p>各避難所での運営ルールを事前に地域住民へ浸透させることで、災害発生直後の初動体制から、避難所運営が長期化した場合の体制に至るまでの様々な場面で、上記実例のような問題への対処が可能となる。</p> <p>区は、これまでも運営協議会活動実績が少ない地域に、活動呼びかけてきていた。まずは長期開催されていない運営協議会について、その理由を個別に調査することが必要であろう。</p> <p>その結果を、地域の事情・状況を踏まえて、自治会・町会及び学校に対して、運営協議会活動が自分たちの学校避難所生活の円滑化や防災知識の習得に不可欠であることを丁寧に説明することで、地域に危機意識を持たせる必要がある。</p> <p>区民自身も、自助・公助の取組みとして積極的に運営協議会に参加し、活動を盛り上げるようすすめるべきである。</p> <p>区は定期的な運営協議会会議開催や避難所開設・運営訓練実施を、地域に配慮しながら、より一層強く働きかけるべきである。</p>	

*学校防災活動拠点の設置

【施策名】 144 他 地域防災活動拠点の役割および活動体制の構築（「区立学校等を「防災活動拠点」と位置づける」

【着眼点】 避難所から学校防災活動拠点への転換の取組み状況はどうか。

ここがポイント

学校防災活動拠点の活動周知を積極的に行うことが望まれる。

所管部署	地域振興部 防災課
要綱等	該当無し
事業概要	<p>避難所となる区立小・中学校等（全 91 か所）を「逃げ込む場所」から「災害に立ち向かう場所」へと、情報の受発信や地域支援の機能拡充を図るため、学校防災活動拠点と位置付けていく取組みを実施している。</p> <p>平成 24 年度はモデル校 2 か所（馬込第三小学校、大森第六中学校）を選定して、今後全校へ展開していくための検討を行っている。</p> <p>従来の避難所から新たな学校防災活動拠点への転換について、全体的なイメージは下記の図のとおりである。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>(大田区ホームページ より)</p>

また、避難所と学校防災活動拠点の主な違いは、以下のとおりである。

		避難所	学校防災活動拠点
災害時	目的	避難者の収容	地域防災力の向上
	機能	① 避難所機能	①避難所機能 ②情報拠点機能 ③地域活動機能
	構成	自治会・町会、学校など	自治会・町会、学校、PTA、地域内のお店や事業所など多様な人たち（女性を含む）
	活動期間	発災から7日以内	発災から2～3ヵ月以内
	運営組織	避難所運営協議会	拠点本部（組織体）
	運営形態（災害時）	避難所運営連絡会（避難者による自主運営）	拠点本部（地域住民、学校、区が協働で設置する）
	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理 ・避難所運営 ・要援護者支援 ・救護衛生 ・物資配給 ・情報連絡 ・ボランティア調整など 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応方針の決定 ・施設管理 ・学校連携 ・避難所運営、生活支援 ・給食・物資配分管理 ・要援護者支援 ・地域見守り・地域復旧 ・救急・救護・衛生 ・情報収集・発信（情報ルールを活用） ・ボランティアの調整など
		主に避難所での生活支援	避難所での生活支援活動

			活動等を行う	に加えて、地域全体での防災活動、防犯活動、在宅被災者の支援活動、地域の復旧活動を行う
	常時	運営組織	避難所運営協議会	拠点会議
平成24年度 事業実績	<p>平成24年度には以下の4項目の事業を実施した。</p> <p>(1) モデル校（馬込第三小学校、大森第六中学校）の指定及び学校防災活動拠点のあり方の検討</p> <p>(2) 区立小中学校長による東松島市視察（100名）</p> <p>(3) 全91か所への救助用資器材（大ハンマー、バラシバール、レスキューアックス、救助ロープ）、消火活動用資器材（簡易型防火水槽）、災害時要援護者資器材（アシストストレッチャー、おんぶひも、コミュニケーションボードとバンドナ）配備</p> <p>(4) モデル校である大森第六中学校の全生徒へヘルメットを375個貸与した。</p>			
今後の 実施方針	<p>5ヶ年で全91か所の避難所を学校防災活動拠点へ転換する予定である。</p> <p>2年目（平成25年度）：18か所 3年目（平成26年度）：40か所 4年目（平成27年度）：18か所 5年目（平成28年度）：13か所</p>			
結果・意見	<p>【意見78】</p> <p>学校防災活動拠点は、平成24年度から取り組み始めた大田区独自の制度である。学校＝避難所という従来のイメージを、いかに変えることができるかが拠点への転換のポイントである。学校防災活動拠点として何をするのか、何を行うべきか、個々の活動内容がイメージできることが大切になる。</p> <p>区は、2つのモデル校を中心とした「学校防災活動拠点あり方検討会」を発足させ、活動のあり方を検討してきている。</p> <p>また、「学校防災活動拠点活動のためのガイドブック（基本編）」と「学校防災活動拠点標準マニュアル（実践編）」の2種類の活動指針を作成した。</p> <p>「学校防災活動拠点活動のためのガイドブック（基本編）」では、なぜ学校防災活動拠点の取り組みが必要なのか、どのように取り組</p>			

むのか、という基本的な事項を説明している。

「学校防災活動拠点標準マニュアル（実践編）」では、災害時に、学校拠点の開設から運営までどのような活動をすべきかを説明している。

ただ、拠点活動で計画している内容が多岐にわたり、災害時に実際に想定どおりに地域全体で活動できるか、不透明な部分がある。

災害時に混乱が想定される中で、様々な拠点活動のうち何を優先的な活動にしていくのか、区の考え方・方向性を示した方が災害時にスムーズに運営できると考えられる。

拠点化への動きは、まだ始まったばかりである。モデル校での経験や拠点訓練を踏まえ、区の考え方をさらに明確にし、区民へ具体的な活動内容を広めることが望まれる。

目標 1 6 地域コミュニティに配慮した応急住宅を確保す

*** 応急仮設住宅の確保**

【施策名】 148 災害時の需要量や配置の検討

【着眼点】 応急仮設住宅は安全な場所に配置されているか。

ここがポイント

浸水の恐れがある候補地があり、早急に見直しが必要。

所管部署	まちづくり推進部 住宅課 地域振興部 防災課																																																																		
要綱等	災害救助法 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号、以下「基準」）																																																																		
事業概要	<p>応急仮設住宅とは、災害救助法 第 4 条に定める救助の種類の一つとして、災害により住家を失った者のうち、自らの資力では住宅を確保できない者に対して提供する仮設住宅である。区長が必要ありと認めた場合に、都災害対策本部に建設を要請することになる。</p> <p>防災課では、需要量予測は不可能という理由により、応急仮設住宅の需要量の想定をしていない。</p> <p>地域防災計画作成時における、大田区の応急仮設住宅設営候補地及びそれぞれの設営想定戸数（2 階建てで算出）は以下のとおりとなっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>公園名</th> <th>面積（㎡）</th> <th>設営戸数※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>平和の森公園</td><td>104,839</td><td>2,980</td></tr> <tr><td>2</td><td>平和島公園</td><td>74,467</td><td>2,120</td></tr> <tr><td>3</td><td>本門寺公園</td><td>28,366</td><td>120</td></tr> <tr><td>4</td><td>大森東一丁目第一公園</td><td>6,856</td><td>80</td></tr> <tr><td>5</td><td>洗足池公園</td><td>76,950</td><td>720</td></tr> <tr><td>6</td><td>東調布公園</td><td>25,229</td><td>480</td></tr> <tr><td>7</td><td>多摩川台公園</td><td>67,154</td><td>300</td></tr> <tr><td>8</td><td>千鳥いこい公園</td><td>6,200</td><td>40</td></tr> <tr><td>9</td><td>鶉の木松山公園</td><td>7,740</td><td>20</td></tr> <tr><td>10</td><td>下丸子公園</td><td>12,812</td><td>300</td></tr> <tr><td>11</td><td>南六郷公園</td><td>8,395</td><td>220</td></tr> <tr><td>12</td><td>西六郷三丁目公園</td><td>5,829</td><td>160</td></tr> <tr><td>13</td><td>西六郷タイヤ公園</td><td>5,691</td><td>120</td></tr> <tr><td>14</td><td>蒲田一丁目公園</td><td>4,204</td><td>120</td></tr> <tr><td>15</td><td>蒲田梅屋敷公園</td><td>4,364</td><td>100</td></tr> </tbody> </table>			No.	公園名	面積（㎡）	設営戸数※1	1	平和の森公園	104,839	2,980	2	平和島公園	74,467	2,120	3	本門寺公園	28,366	120	4	大森東一丁目第一公園	6,856	80	5	洗足池公園	76,950	720	6	東調布公園	25,229	480	7	多摩川台公園	67,154	300	8	千鳥いこい公園	6,200	40	9	鶉の木松山公園	7,740	20	10	下丸子公園	12,812	300	11	南六郷公園	8,395	220	12	西六郷三丁目公園	5,829	160	13	西六郷タイヤ公園	5,691	120	14	蒲田一丁目公園	4,204	120	15	蒲田梅屋敷公園	4,364	100
No.	公園名	面積（㎡）	設営戸数※1																																																																
1	平和の森公園	104,839	2,980																																																																
2	平和島公園	74,467	2,120																																																																
3	本門寺公園	28,366	120																																																																
4	大森東一丁目第一公園	6,856	80																																																																
5	洗足池公園	76,950	720																																																																
6	東調布公園	25,229	480																																																																
7	多摩川台公園	67,154	300																																																																
8	千鳥いこい公園	6,200	40																																																																
9	鶉の木松山公園	7,740	20																																																																
10	下丸子公園	12,812	300																																																																
11	南六郷公園	8,395	220																																																																
12	西六郷三丁目公園	5,829	160																																																																
13	西六郷タイヤ公園	5,691	120																																																																
14	蒲田一丁目公園	4,204	120																																																																
15	蒲田梅屋敷公園	4,364	100																																																																

	16	矢口二丁目公園	3,268	60
	17	下丸子多摩川公園	3,013	60
	18	蒲田本町一丁目公園	4,223	60
	19	仲蒲田公園	3,281	80
	20	萩中公園	64,114	1,520
	21	本羽田公園	12,384	320
	22	東糀谷第一公園	11,151	300
	23	東糀谷防災公園	22,966	320
		計		
	<p>※1 設営戸数は2階建て仮設住宅を想定して算出している。</p> <p>※2 津波ハザードマップで浸水の恐れがあるとされた公園を赤でハイライトした。</p> <p>上記応急仮設住宅設営候補地の一部については、その後、津波被害を受ける可能性があるとともに、がれき置場として使用される等の問題があることが判明した。このため、住宅課は設営候補地の見直し(変更・追加)を行うこととなった。</p>			
平成24年度 事業実績	住宅課は設営候補地の見直しを検討した。予算額、実績額共0円だった。			
今後の 実施方針	<p>平成25年度は応急仮設住宅設営候補地と「大田区津波ハザードマップ」を照合する等、情報整理・見直しに取り組む。なお、津波ハザードマップとの照合の結果、上記 応急仮設住宅設営候補地の表中、赤でハイライトされている公園（計11件）が津波による浸水の恐れがあることが判明している。</p> <p>平成26年度は設営候補地との調整、平成27年度には新たな住宅設営候補地の決定を予定している。</p>			
結果・意見	<p>【意見79】</p> <p>津波ハザードマップによれば津波の危険性は低いとのことであるが、浸水の恐れのある仮設住宅設営候補地が11件もあることは問題である。</p> <p>新たな設営地の決定にあたっては、平成27年度まで時間を掛けるのではなく、緊急案件として早急に解決すること。公園ががれき置場としても利用されることから、がれきの担当部局と十分打ち合わせること、が必要となる。</p>			

【着眼点】 災害時に必要戸数の算定がスピーディにできるか。

ここがポイント

必要戸数の算定方法案について事前準備しておくこと。

結果・意見	<p>【意見80】</p> <p>前述のとおり、防災課では、応急仮設住宅の需要量予測は困難と</p>
-------	---

という理由により、需要量の想定はない。

基準第2条によれば、応急仮設住宅は、原則として、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。需要量の想定が全くないため、区は、発災直後から必要戸数の算定を行う必要がある。

そのための、平時における事前対策として、被災者のニーズに関する調査の内容、方法について事前に検討し、調査票や集計表のフォーマット案を作成しておくこと。また、応急仮設住宅の必要戸数の算定方法案について、あらかじめ方針等を作成しておくこと、が必要となる。(参考:「応急仮設住宅の設置に関するガイドライン」日本赤十字社)

* 一時提供住宅の確保

- 【施策名】 149 民間住宅を含めた応急住宅の確保方策の検討
 150 民間住宅を含めた応急住宅の確保対策の実施
 【着眼点】 一時提供住宅は十分確保されているか。

ここがポイント

不足することは容易に予想される。都や広域連携も検討すること。

所管部署	まちづくり推進部 住宅課 地域振興部 防災課
要綱等	該当無し
事業概要	<p>前述した応急仮設住宅の建設に時間を要する場合、一時提供住宅を提供することになる。</p> <p>東京都は、都営住宅等公的住宅を提供するとともに、民間賃貸住宅等の借上げを行う。</p> <p>区においては、区民住宅の空き家を提供することにより、住宅の確保に努める。</p> <p>また、社団法人 東京都宅地建物取引業協会 大田区支部と「災害時における被災者への住宅相談等に関する協定」を締結し、公的住宅に入居を希望しない区民が民間住宅を利用できるよう支援する。</p>
平成 24 年度 事業実績	<p>家を喪失した被災者を速やかに一時提供住宅に入居できるよう、被災自治体等の事例を検討する。予算額、実績額共 0 円だった。</p> <p>なお、検討した結果は残っていなかった。</p>
今後の 実施方針	<p>平成 25 年度は、区民住宅の空き家を把握する。平成 25 年 9 月 18 日現在、35 戸だった。</p> <p>また、社団法人 東京都宅地建物取引業協会 大田区支部と協力に向けた協議を行う。</p> <p>平成 26 及び 27 年度は、区民住宅入居者の募集、選定、管理等の具体的な対応策を検討する。</p>
結果・意見	<p>【意見 81】</p> <p>担当部署は、大田区内の都営、都民住宅の空き家数を把握していなかった。また、東京都に確認してもらったところ、“空き家数は（修繕中の物件もあるため）常時変動しているため公表していない。”との回答であった。</p> <p>しかしながら、被災した区民が速やかに一時提供住宅に入居できるよう、区としては、区内の都営、都民住宅の空き家数を把握しておく必要がある。東京都と協議の上、定期的（例えば、毎月、数ヶ月毎等）に空き家数を把握されたい。</p>

結果・意見	<p>【意見 82】</p> <p>災害時の広域連携については、東京都地域防災計画に基づき東京都が担当し、都内で十分な戸数を確保できない場合は、他都道府県に対して協力要請を行うことになっている。</p> <p>しかしながら、区内の一時提供住宅の不足が予め想定されるのであれば、大田区としても災害時広域連携を模索すべきである。</p> <p>東日本大震災の際、大田区は、国からの通知に基づき、複数の被災市町村から 22 世帯（80 人）を区民住宅に受入れ、現在も 14 世帯が継続している。</p> <p>今回、大田区が受け入れた相手市町村も含め、大田区が被災した場合には、優先的に大田区民を公営住宅に受け入れてもらえるよう予め要請、協定締結等を検討されたい。</p>
-------	--

*応急住宅における地域コミュニティの確保

【施策名】 151 応急住宅の地域コミュニティの確保方策の検討

【着眼点】 災害弱者の優先とコミュニティ確保の両立を目指しているか。

ここがポイント

まずは災害弱者の援護を、コミュニティ確保は出来る範囲で。

所管部署	まちづくり推進部 住宅課
要綱等	該当無し
事業概要	<p>応急仮設住宅への入居は、高齢者・障がい者・ひとり親世帯等を優先するが、被災者が多いなど、需要に対応しきれない場合を想定して、要介護度・障害の程度や乳幼児を抱えているかどうかなどを含めた選考方法を検討する。</p> <p>また、地域コミュニティの維持を図るために、災害前の居住地を考慮しながら応急住宅を割り振る方法を検討する。</p>
平成 24 年度 事業実績	<p>応急仮設住宅への入居に関して、入居の優先度について検討した。その結果、優先すべき入居者としては、高齢者、障がい者、ひとり親世帯を想定した。</p> <p>地域コミュニティ確保に関しては、自治会などを単位として仮設住宅を割り当てることを想定している。また、他自治体の事例を参考に、応急仮設住宅内や近隣に談話室や集会室などを設けて、被災者の孤独感を和らげる方策について検討した。</p> <p>「災害弱者を優先して応急住宅へ入居させること」と「地域コミュニティの確保」は両立することが難しい目標であるが、住宅課としては、両立されるべき目標と考えて取り組んでいる。しかしながら、大田区の応急仮設住宅の設営想定戸数は 10,600 戸であり、大規模災害時には全ての希望者が入居できないことが予想される。そのような場合、住宅課では“災害弱者を優先させて入居させるべき”と考えている。</p>
今後の 実施方針	<p>応急仮設住宅への入居に関しては、平成 25 年度は災害弱者の人数の把握及び検討を行う。平成 26 年度は入居の優先度を決定し、27 年度には具体的な応急仮設住宅割当方法を検討する。</p> <p>地域コミュニティの確保に関しては、平成 25 年度以降の計画として、地域コミュニティの場を確保する方策や、被災世帯への周知方法、また活用策などについて検討する。</p>
結果・意見	特に結果及び意見となる事項は無かった。

目標 17 広報・広聴を充実する

***災害広聴センターの設置・臨時被災者相談窓口の設置**

- 【施策名】 152 情報提供手段の検討・調達
 【着眼点】 発災後の早急な立ち上げが可能か。

ここがポイント

関係機関等が多い事業であり、早期の立ち上げには、十分な事前準備が必要。

所管部署	区長政策室 区民の声課
要綱等	該当なし
事業概要	<p>(1) 災害広聴センターの設置 区民に対する災害情報の提供及び区民からの災害に関する照会等に応じるため、本庁舎、各地域庁舎、各特別出張所、その他、特に必要と認めるところに災害広聴センターの設置を検討する。この場合、警察、消防及び報道機関を中心とする防災関係機関の協力を得て設置する。</p> <p>(2) 臨時被災者相談窓口の設置 被災地及び避難所等に、臨時被災者相談窓口を設け、相談、要望等を聴取し、速やかに防災関係機関、区関係各課に連絡して、早期解決に努力する。</p>
平成24年度事業実績	なし
今後の実施方針	<p>(1) 災害広聴センター設置基準の整備（その他、災害広聴センターの設置運営に関する取組み内容等を検討し、設置要領に規定する。） ① 25～27年度のスケジュール：上記記載の検討・整備</p> <p>(2) 臨時被災者相談窓口設置基準の整備（その他、臨時被災者相談窓口の取組み内容を検討し、設置要領に規定する。） ① 25～27年度のスケジュール：上記記載の検討・整備</p>
結果・意見	<p>【意見 83】 発災時の区民の不安を払拭し、適時・的確な情報を提供するには、発災後早期に“災害広聴センター”“臨時被災者相談窓口”の設置が必要である。</p> <p>上記事業概要は地域防災計画〔平成 24 修正〕P. 209 に記載されているものであるが、地域防災計画〔平成 22 年修正〕P. 148 にも</p>

	<p>全く同文が記載されている。</p> <p>この間、東日本大震災が発生しているが、本事業については全く進捗がない。早急に事業内容の検討、関係機関等との連携等を進め、設置要領の作成、事前訓練の実施等を実現されたい。</p>
--	--

*大田区公式ツイッターの運用

【施策名】 152 情報提供手段の検討・調達

【着眼点】 新たな情報ツールを災害対策に有効に活用しているか。

ここがポイント

次々に新しい情報ツールが開発されている。区民の利用形態に応じ、提供手段を充実させる。

所管部署	区長政策室 広報課・地域振興部 防災課	
要綱等	該当なし	
事業概要	大田区公式ツイッターの運用 Twitter を活用した緊急情報の提供	
平成 24 年度 事業実績	平成 24 年 10 月 1 日より運用を開始した。 (24 年度中の防災に係る情報発信は、積雪に関する情報発信 3 件、地震の震度を知らせる情報発信 1 件、大雨に伴う情報発信 1 件) 決算額 0 円	
今後の 実施方針	発信する情報の定型化を図る必要がある。 なお、災害関連の情報ツールについて、大田区の検討状況は次のとおりである。	
	YouTube	平成 25 年 7 月から行政情報発信ツールとして活用開始。災害時にどのように活用していくかは検討中である。
	Google	災害発生時に活用可能なサービスであるかを研究中。
	Yahoo!	Yahoo 災害協定について締結を検討中。 主に災害発生時における、大田区ホームページへのアクセス軽減を目的として年度内締結を目途に検討している。締結後、避難所の位置情報や、避難者名簿情報等について区から Yahoo! に提供可能か防災課に確認中。
結果・意見	特に結果及び意見となる事項は無かった。	

*大田区ホームページによる迅速な緊急情報提供のための整備

【施策名】 152 情報提供手段の検討・調達

【着眼点】 新たな情報ツールを災害対策に有効に活用しているか。

ここがポイント

次々に新しい情報ツールが開発されている。区民の利用形態に応じ、提供手段を充実させる

所管部署	区長政策室 広報課・地域振興部 防災課
要綱等	該当なし
事業概要	大田区ホームページによる迅速な緊急情報提供のための整備
平成 24 年度 事業実績	災害時には緊急災害情報を発信できるよう大田区ホームページは構築済み。平成 24 年度には大田区ホームページのトップページを改修し、防災情報処理室からも緊急災害情報を掲載できるよう環境を整備した。 決算額 2,479,386 円。
今後の 実施方 針	発信する情報の定型化を図る必要がある。 そして緊急時を想定した情報発信訓練が必要である。 (ケーブルテレビの活用) 区は、災害時(災害が発生するおそれがある場合を含む)には、区民に迅速かつ正確な情報を伝達するために、必要に応じて区内に放送免許を持つケーブルテレビ事業者に災害情報等の放送を要請する。 この要請は大田区とケーブルテレビ事業者 2 社との協定である「災害時におけるケーブルテレビ事業者との相互協力に関する協定」に基づいて行われるが、当該協定について、今後以下の点の見直しを進める予定。 ① 災害発生時におけるケーブルテレビ各社との連絡手段 ② ケーブルテレビでの災害時の情報発信方法の確認
結果・意見	特に結果及び意見となる事項は無かった。

*デジタルサイネージの設置

【施策名】 152 情報提供手段の検討・調達

【着眼点】 新たな情報ツールを災害対策に有効に活用しているか。

ここがポイント

次々に新しい情報ツールが開発されている。区民の利用形態に応じ、提供手段を充実させる

所管部署	区長政策室 広報課・地域振興部 防災課
要綱等	該当なし
事業概要	デジタルサイネージの設置 デジタルサイネージ（電子掲示板）による緊急情報の周知
平成24年度 事業実績	平成25年5月14日から運用を開始した。（運用開始後、緊急情報の発信はなし。）
今後の 実施方針	発信する情報の定型化を図る必要がある。 そして緊急時を想定した情報発信訓練が必要である。
結果・意見	特に結果及び意見となる事項は無かった。

目標 18 物資備蓄の推進と供給体制を構築する

*** 区備蓄物品の充実と区民への自助備蓄の啓発**

【施策名】 154 区民・事業者等に対する物資備蓄の啓発

【着眼点】 区備蓄物品は計画とおりに備蓄が進んでいるか。

ここがポイント

災害用トイレの増量計画策定をすすめるべきである。

所管部署	地域振興部 防災課
要綱等	該当無し
事業概要	<p>(1) 災害に備えた防災備蓄品の充実 被災者に対する生活必需品等については、都区間の役割分担に基づき、主に都が備蓄・調達により確保し、区民への配布は区が行う。 しかし、発災当初の道路の状況等によっては、都からの搬送が遅れることが予想される。そのような状況を踏まえ、区は、生活必需品の備蓄に努めている。</p> <p>(2) 大田区商店街連合会主催の防災用品のあっせん 防災の基本は日頃からの備えであるため、普段から備えておくことによって、いざというときにあわてず、騒がず、冷静に、落ち着いて行動することができる。 災害に備えて最低3日間は自力で生活できるように、必要な食料や物品は用意しておくことが必要である、そのため、大田区商店街連合会が主催して、必要な防災用品のあっせんを行っている。</p>
平成24年度事業実績	<p>(1) については、災害用簡易トイレ2台、災害用オストミートイレ6台、災害用避難テント100張を調達した。</p> <p>(2) については、防災用品のあっせんを実施している。</p>
今後の実施方針	(1)、(2)ともに平成25年度以降も継続して実施する予定である。
結果・意見	<p>【意見84】 下記の状況を検討されたい。 (1) 備蓄品の保管状況 備蓄品の保管状況を検証するため、学校備蓄倉庫を視察した結果は以下のとおりである。</p> <p>備蓄品は区財産のため、区の適切な管理が求められる。学校備蓄</p>

倉庫では学校管理者により施錠がなされ、適切に備蓄品が保管されていた。備蓄量も区が設定している数量のとおり保管されていた。

(学校備蓄倉庫の備蓄状況)



(2) 想定避難者数と備蓄品数量の対応

食糧備蓄と同じく、想定避難者数が一律の備蓄基準より多い避難所については、備蓄品の上積みを検討されたい（参照：施策名番号 134）。

(3) 災害用トイレ備蓄

東京都では従来、災害用トイレ備蓄の基準避難生活者 100 人あたり 1 台という基準を設定していた。平成 24 年度に 75 人あたり 1 台とする変更を行ない、区でも対応が必要となっている。

直近の配備状況は以下のとおりである。

災害用トイレの現状 計 2,813 基
(平成 25 年 12 月末日現在)

組立式仮設トイレ	計		備考
学校避難所	364	基	※91 校に、和式 3 基・洋式 1 基
地区備蓄倉庫	55	基	
その他		基	
小計	419	基	

下水道直結式トイレ	計		備考
学校避難所	91	基	※91 校に、1 基
地区備蓄倉庫	39	基	
その他		基	
小計	130	基	

簡易トイレ	計		備考
学校避難所	1,183	基	※91 校に、13 基
地区備蓄倉庫	39	基	
都寄託物品	1,000	基	※ダンボール式簡易便器
その他	20	基	※福祉避難所施設
小計	2,242	基	

オストメイトトイレ	計		備考
学校避難所		基	
地区備蓄倉庫		基	
その他	22	基	※医療救護所開設予定施設 22 校
小計	22	基	

必要想定数約 3,160 台に対して、約 350 台不足している。
(想定避難者数約 237,000 人 ÷ @75 人 / 1 台 = 約 3,160 台)
区は具体的な増量計画を策定できていない。
災害用トイレ備蓄基準変更について、想定避難者数と関連付けて各施設への配備の検討をされたい。

*** 区立保育園・民間保育所・認証保育所・保育室・家庭福祉員に
非常時備蓄食料を購入する**

【施策名】 154 区民・事業者等に対する物資備蓄の啓発
【着眼点】 保育施設の食糧備蓄は適切か。

ここがポイント

想定する最大限（3日間100%）の備蓄を検討されたい。

所管部署	こども家庭部 保育サービス課
要綱等	該当無し
事業概要	区立保育園・民間保育所・認証保育所・保育室・家庭福祉員の全施設に1日分（1回分）の非常時備蓄食料を配布する。 区立施設は購入により、民間施設は補助金交付により備蓄達成を行うこととしている。
平成24年度 事業実績	平成24年度に食糧備蓄1日分が100%達成された。 予算額3,003千円に対して、決算額は2,789千円であった。 差異要因は、予算見積時と比較して契約時の単価減額によるものであった。
今後の 実施方針	東京都の帰宅困難者条例の制定により、3日間分の食料を備蓄することが求められている。平成25年度中に追加購入・補助金交付し、再配備する予定である。 予算として9,851千円設定している。
結果・意見	<p>【意見85】</p> <p>上記の都帰宅困難者条例では、被災者の救急・救助活動、消火活動等の災害応急活動を優先する発災後72時間（3日間）は、帰宅困難者等の大量発生による混乱や事故等を防止するため、企業等の従業員等を事業所内に留めておくよう努めることが規定されている。</p> <p>区が保育園等に備蓄を予定している3日間の備蓄食料は、下記のとおり想定している。</p> <p>1日目：100%園児残留 2日目：50%園児残留 3日目：30%園児残留</p> <p>すなわち、3日目までには園児の70%に保護者等のお迎えがされるという想定である。区では、近隣自治体の設定も参考にしながら様々な検討を行った結果、上記想定を行ったとのことである。 しかし、前述の都条例では企業等の従業員等を3日間留め置くこ</p>

とを求めている。保育園利用者は保護者が企業等で働いていることが多いと推測されるため、区が想定したとおりに保護者のお迎えが行われるとは限らない。

最大の想定を行うことを目標にすべきであり、3日間100%想定での食糧備蓄を進めることが望まれる。今後、地域事情や想定変更など環境変化にも考慮して、災害時に不足の生じないように、今後の備蓄積み増しを検討されたい。

*円滑な物資供給と搬送の仕組みの構築

【施策名】 155 事業者等との協定にもとづく物資供給(燃料の確保等も含む)
170 協定締結事業者の災害時の実効性の検証および強化

【着眼点】 古い協定は見直されているか。

ここがポイント

双方に実行可能な協定となるよう見直すこと。

所管部署	産業経済部 産業振興課	
要綱等	該当無し	
事業概要	大田区は災害時物資の供給・提供について、以下の協定を締結している。	
	協定書	協定先
	災害時における応急炊出用精米の優先供給に関する協定・実施細目	東京都米穀小売商業組合 大田支部
	災害時における応急炊出業務に係る労務提供等に関する協定・実施細目	大田区食品衛生協会(注1)
	震災時の緊急給水に係る貯蔵水の優先提供等に関する協定・実施細目	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合 大田支部(注2)
	災害時における応急物資の優先供給等に関する協定・実施細目	大田区商店街連合会
	災害時における応急物資の優先供給等に関する協定・実施細目	イオンリテール株式会社 イオン御嶽山駅前店(注3)
	災害時における応急対策活動に対する防災業務協力に関する協定・実施細目	株式会社メリーチョコレートカムパニー
	災害時における応急物資の優先供給等に関する協定・実施細目	株式会社イトーヨーカ堂
	災害時における応急物資の優先供給等に関する協定・実施細目	東京コカ・コーラボトリング株式会社
(注1) 協定締結時の協定先名	・・・ 大森食品衛生協会、雪谷食品衛生協会、蒲田食品衛生協会、糀谷食品衛生協会	
(注2) 協定締結時の協定先名	・・・ 東京都公衆浴場業環境衛生同業組合 大田支部	
(注3) 協定締結時の協定先名	・・・ イオン株式会社 ジャスコ御嶽山駅前店	
平成24年度事業実績	締結してからかなりの年数が経過した協定もあり、締結先団体に連絡し、協定の存在および現状の協定内容が認識されていること、ならびに、有事の際に協力を要請するための連絡先を確認した。	
今後の実施方針	協定を締結した当時の状況とは大きく異なるため、現況に合わせた協定内容の見直しが必要な状況である。 平成25年度は、産業振興課は協定団体との協議を重ね、実効性のある協定内容への見直しを進める。(平成26年2月末に協定再締結の見	

	<p>込み) 平成 26 年度以降、見直した協定の点検・確認を実施する予定である。</p>
<p>結果・ 意見</p>	<p>【結果 3】 「災害時における応急炊出用精米の優先供給に関する協定」の第 3 条（精米の確保）には「乙（東京都米穀小売商業組合 大田支部）は、災害時における甲（大田区）からの要請に備え、平時から別に定める地区単位に精米を確保し、大田支部全体で 105,000kg（60kg 入、1,750 俵）の精米を確保しておくものとする。」とある。 また、第 10 条（調査）には「甲は、乙の組合員に対して、毎年 9 月と 3 月に、第 3 条に掲げる数量について調査を行うことができる。」同条 2 項「乙は、前項の調査に協力するものとする。」とある。 しかしながら、区では第 10 条に基づく保有状況確認調査は行っていない。さらに、平成 25 年度中に開催した打合せにおいて、大田支部からは、「協定に具体的数値を挙げられても、現状の組合の体制では対応不可能である。可能な限りの協力とさせてもらいたい。確認調査についても、協力は甚だ困難である。」との意見が出されている。 平成 25 年度の協定見直しにおいては、区・協定先共に実行可能なものとなるよう改めるべきである。また、協定で定めた調査等については、必ず実行しなければならない。</p>
<p>結果・ 意見</p>	<p>【結果 4】 「震災時の緊急給水に係る貯蔵水の優先提供等に関する協定」の第 6 条（水質検査）には「乙（東京都公衆浴場業環境衛生同業組合 大田支部）組合員が所有する貯蔵水の水質検査については、甲（大田区）が乙との協議の上、甲の経費負担により、年 1 回以上実施する。」とある。 しかしながら、区では第 6 条に基づく水質検査は行っていない。なお、第 6 条に基づく水質検査とは別に、区保健所が年 1 回、組合として自主検査を年 1 回実施している。 平成 25 年度の協定見直しにおいては、代替的手続を実施している場合には、その結果を活用できるよう他部署や協定先と調整されたい。</p>

目標 19 防災コミュニティづくりで地域のつながりを強化する

***地域防災力まちなか点検事業**

【施策名】 156 既存の自治会・町会等の活性化支援

【着眼点】 防災マップの作成等、住民の防災意識向上に積極的に取り組んでいるか。

ここがポイント

発見された課題解決へ、区と共同して継続的に取り組める仕組みが必要。

所管部署	地域振興部 防災課
要綱等	該当無し
事業概要	地域防災力まちなか点検事業 まちなかにある災害時に活用可能な防災資源や危険な場所の確認作業等を通して面的に防災に強いまちづくりを推進するため、選定した地域毎に検討テーマを設定し、地域防災力を強化するまちづくりを推進する。
平成 24 年度 事業実績	3 地区でまちなか点検を実施。 24 年度の検討テーマ ① 地域連携を考える～地域全体の共助のしくみづくり～ ② 安否確認・見守りを考える～見守りのしくみづくり～ ③ 救助・援助を考える～いのちを救うしくみづくり～ 決算額 7,886 千円
今後の 実施方針	平成 25 年度から毎年 3 地区ずつ実施し、6 ヶ年で 18 地区実施予定。 平成 24 年度に実施した地区で 25 年度以降継続して事業を実施するための環境整備が必要である。
結果・意見	【意見 86】 防災課では、“地域防災力向上まちなか点検事業 アクション・プログラム”というマニュアルを作成している。まちなか点検の解説、実施ガイドライン、及び上記 3 地区の実施報告が纏められており、新たに実施する地区にとって、大いに参考になる内容である。 特にここで作成されている防災マップは、“わがまち防災マップ”が防災課で作成され、全自治会・町会単位でホームページに掲載されているのに対し、住民自身が街歩きの中で地域の危険個所を追記していくことで、行政では提供出来ないきめ細かな情報が住民共通の財産となる。 まちなか点検事業がなるべく早く全自治会・町会で行われ、その

	成果物が対象地域の全住民に広報されること、及びその後、発見された問題点解決に、地域住民と区（例えば、防災コーディネーター）が継続的に協力していく体制が出来るのが期待される。
--	--

*消防団に対する助成金交付

【施策名】 158 消防団活動の向上

【着眼点】 消防団の活動内容を把握しているか。

ここがポイント

消防団の実際の活動状況を把握することは、地域の防災力の現状を正確に把握するために必要である。

所管部署	地域振興部 防災課															
要綱等	消防団に対する助成金交付要綱 消防少年団に対する助成金交付要綱															
事業概要	4 消防団（蒲田・大森・田園調布・矢口）に①助成金（1 団あたり 300 万円）、②個人装備品物品助成（ひとりあたり@2,500 円上限）、③福祉共済制度掛金助成（1 人あたり 4,000 円）、④消防少年団活動助成金（1 団あたり 50,000 円上限）を支給する。															
平成 24 年度 事業実績	<p>平成 25 年 4 月 1 日現在、4 団の状況は以下のとおりであった。</p> <p style="text-align: center;">消防団現況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>消防署</th> <th>定員数</th> <th>実員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大森</td> <td>300</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>田園調布</td> <td>300</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td>蒲田</td> <td>300</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td>矢口</td> <td>270</td> <td>224</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 団体に対する助成金の決算額は 16,464 千円だった。</p>	消防署	定員数	実員数	大森	300	284	田園調布	300	271	蒲田	300	271	矢口	270	224
消防署	定員数	実員数														
大森	300	284														
田園調布	300	271														
蒲田	300	271														
矢口	270	224														
今後の 実施方針	平成 25 年度も 4 団へ継続実施															
結果・意見	<p>【意見 87】</p> <p>大田区は 4 団の消防団から構成されているが、定員に対する充足率は約 90%である。少子高齢化や地域の共同体意識が低下していること等から消防団員の確保が難しいと言われる中、実員数の確保に努力していることが窺われる。</p> <p>しかし、消防団員として登録されているものの、消防団員として日頃の訓練等の活動が全くない団員が存在すれば、消防団の空洞化が進み、有事の際に期待される役割が発揮されない事態となる。</p> <p>消防団の実際の運営は、消防署と連携して行われており、区はその活動を助成する立場にあり、区としては、登録されているだけの団員はいないものと認識しているとの回答である。</p>															

	<p>しかし、区は実人数当たりの助成金を支出していることから、適正な助成金の支出と防災体制のきちんとした現状把握から、消防団員の活動状況について、より実態に即した把握を進めるべきである。</p>
--	---

*総合防災訓練の実施

【施策名】 159 防災訓練の企画支援
161 区職員向け防災教育の推進

【着眼点】 若い世代の参加を増やす工夫がなされているか。

ここがポイント

中高生の参加を促し、防災意識の高い住民のすそ野を広くしていくことが重要。

所管部署	地域振興部 防災課
要綱等	大田区総合防災訓練実施要綱
事業概要	<p>総合防災訓練の実施</p> <p>この訓練は、大田区に直下型地震が発生したことを想定し、災害対策基本法及び大田区地域防災計画に基づき、大田区及び防災関係機関並びに地域住民が取るべき防災行動を実践する。</p> <p>また、都市型災害の典型と言われる「阪神・淡路大震災」や津波による被害が甚大であった「東日本大震災」での初動態勢及び避難所活動の重要性と教訓を生かすとともに、災害時要援護者対応等も視野に入れ、実践的な訓練を展開する。</p>
平成 24 年度 事業実績	<p>平成 24 年度は、①入新井第一小学校、②相生小学校、③大森第六中学校、④糺谷地区小中学校を会場として実施した。特に大森第六中学校においては、学校防災活動拠点事業の訓練も実施した。</p> <p>決算額 5,398 千円</p>
今後の 実施方針	<p>平成 25 年度も 4 地区で継続実施</p> <p>(大森消防署、田園調布消防署、蒲田消防署、矢口消防署の各管轄地域)</p>
結果・意見	<p>【意見 88】</p> <p>総合防災訓練は、防災課、災害対策各部、特別出張所、該当自治会・町会、消防署、警察等関係機関の参加を得て行われる。区にとっては、災害対策各部の役割に基づいた応急対策訓練が目的であり、住民にとっては、家庭内での防災対策や、身の回りにある物を利用した防災行動等の自助訓練や 地域住民、防災市民組織及び事業所等がお互いに助け合う共助の訓練としての目的もある。</p> <p>総合防災訓練は、“より多くの方の参加を促すための工夫が必要である。”(防災課記載の課題)</p> <p>街中での訓練では、町会によっては 10 名程度の参加に留まって</p>

いることもある。実際にスタンドパイプの操作を体験する等、発災時の対応要員を増やす目的からは、より多くの参加者が望まれる。

また、参加者の高齢化が進行している。年配の参加者は、知識と経験があり、人を束ねる力があるが、行動の迅速さや身体的な強靭さをもつ若い参加者を増やしていくことが必要である。

総合防災力検討委員会において、訓練に高校生をどう取り込むか検討すべしとの提案があったが、中高生が地域の防災活動により積極的に参加できるよう、学校も含め取り組むべきと考える。

(総合防災訓練)



*防災塾の開講・被災地支援ボランティア調整センターの運営

【施策名】162 ボランティア調整センターを中心とした災害ボランティアセンターの運営

【着眼点】被災地支援の経験が区の災害ボランティアセンター運営のノウハウとして、蓄積されているか。

ここがポイント

被災地支援の貴重な経験を風化させることなく、実践的なマニュアル作りに役立てる。

所管部署	地域振興部 地域振興課
要綱等	該当なし
事業概要	防災塾の開講・被災地支援ボランティア調整センターの運営
平成24年度 事業実績	<p>被災地支援ボランティア調整センターは、区と区民の協働組織として、被災地の宮城県東松島市でのボランティア活動（24年度末で延9,601名が参加）や区内避難者の交流事業を行った。</p> <p>防災塾では、同ボランティアが区内災害時にボランティアリーダーとして活動するのに必要な知識や技術を習得する基礎編を開講した。</p> <p>【平成24年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地支援ボランティア調整センター (1) ボランティアバス84回 参加ボランティア延べ3,834名 (2) 現地ランチ交流会 12回 (3) 訪問聞き取り事業 延べ3,572回 (4) 区内避難者交流会・サロン活動 12回 ・防災塾 <p>基礎編 4日 受講者32名 修了者29名</p> <p>決算額 80,509千円</p>
今後の 実施方針	<p>(平成25年度)</p> <p>25年度も、被災地の宮城県東松島市でのボランティア活動や区内避難者の交流事業を継続する。防災塾では、同ボランティアが区内災害時もボランティアリーダーとして活動するのに必要な知識や技術を習得するために、24年度の基礎編に加え、応用編も開講する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地支援ボランティア調整センター <p>24年度実績と同様の計画。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災塾

	<p>基礎編 3日 受講者 15名 修了者 14名 応用編 2日 10月実施 予算 63,840 千円</p> <p>(平成 26 年度・平成 27 年度) 検討中 (予算計上中)</p>
結果・意見	<p>【意見 89】 被災地支援ボランティアが、区内被災時にボランティアリーダーとして活動するのに必要な知識や技術を習得するため、防災塾基礎編・応用編が開講された。そして被災地支援ボランティアは大田区総合防災訓練に参加する等、実践的な戦力として活躍が期待される。</p> <p>一方、大田区総合防災力強化検討委員会報告 P. 20 には主要対策 1 として“被災時における円滑かつ適切な災害ボランティアセンターの運営を行うために、被災地支援ボランティア調整センターで得た経験と知識の活用を図ります。”との記述がある。そして同様の趣旨が“大田区総合防災対策の実施方針”に記載されている。</p> <p>大田区の東松島市でのボランティア活動支援は、災害ボランティアセンターの運営ノウハウを獲得することも大きな目的であったと判断する。しかし、現在のところ、東松島市への支援活動を通じて獲得した、災害ボランティアセンター運営ノウハウ等を纏めた資料は作成されていない。</p> <p>発災直後の貴重な経験は時間と共に風化していくものであり、早急に貴重な経験を生かした実践的な災害ボランティアセンターの運営及び災害対策本部と災害ボランティアセンターの連携についてのマニュアル等の作成が必要である。</p>

【着眼点】災害ボランティアセンターの運営主体について、具体的な検討が進められているか。

ここがポイント

被災地支援ボランティア調整センター等との契約内容を、期待される役割等に沿う形に見直す。

結果・意見	<p>【意見 90】</p> <p>大田区総合防災力強化検討委員会報告の“5つの「主要対策」”の①は、“ボランティア調整センターを中心とした災害ボランティアセンター運営への転換”である。</p> <p>そしてP. 20 下段には、“被災地支援ボランティア調整センターでは、平常時から蓄積した経験と知識を学校や地域の防災教育に活用するなど地域還元を推進し人材の育成に努めるとともに、ボランティア派遣の仕組みや運営組織の構築、ボランティアコーディネート体制の確立などを推進します。また、発災時は、災害ボランティアセンターの従事者として、コーディネートの中核を担います。”との記述がある。</p> <p>一方、“大田区被災地支援ボランティア調整センターの運營業務委託仕様書”によれば、委託内容は東松島市への支援業務に限られている。ボランティア派遣の仕組みや運営組織の構築、ボランティアコーディネート体制の確立等を契約先に求めるのであれば、契約内容の修正や報酬額の算定を行う必要があると考える。次項の意見とも関連して検討されたい。</p>
結果・意見	<p>【意見 91】</p> <p>大田区は、平成 20 年 1 月”災害時におけるボランティア活動に関する協定”を社会福祉法人大田区社会福祉協議会と締結した。</p> <p>本協定の目的は、災害時におけるボランティア活動を円滑に行うために、大田区（甲）と大田区社会福祉協議会（乙）の協力体制について必要な事項を定めることであり（第 1 条）、甲は、災害時の円滑なボランティア活動の推進のため乙と協議し、災害ボランティアセンターを設置することが規定されている（第 2 条）。</p> <p>そして以下の条項が含まれている。</p> <p>（平常時の協力）</p> <p>第 6 条 3 乙は、災害時の応急活動等を円滑に進めることができるようするため、地域の防災訓練、自治会・町会等の行事に積極的に参加し、地域との連携を深めるよう努める。</p> <p>（資器材の確保）</p>

	<p>第7条 甲と乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資器材を相互に協力して確保する。</p> <p>しかし、(平常時の協力)(資器材の確保)は東日本大震災を含む5年間殆んど活動実績はなかった。</p> <p>このような状況の中で、平成25年3月社会福祉協議会との協定は5年間延長されている。</p> <p>区は、協定を締結したらそれによしとするのではなく、協定の目的とするところの実現に向けて、協定内容を実践し、内容の見直しを検討し、更に社会福祉協議会の能力を判定する必要がある。また協定内容に応じ、適正な報酬の支払いも検討しなければならない。</p>
結果・意見	<p>【意見 92】</p> <p>平成24年度決算額80,509千円の主な支出は、ボランティアの往復のバス代や宿泊費負担であるが、被災地支援ボランティア調整センターへの委託料34,605千円が含まれている(25年度予算同27,951千円)</p> <p>被災地支援ボランティア調整センターは、東日本大震災発生直後の23年4月7日発足した任意団体で法人格はなく、現在も規約的なものはない。活動開始当初は緊急対応としてこのような形態の組織と契約を締結することもやむを得ない状況もあったと考えられるが、既に発災後3年近くが経過しており、区が契約を締結する団体としては、好ましくない。</p> <p>内部的な規律を明らかにし、支払われた委託料の用途等が明確に示されるような組織形態を早急に確立させる必要がある。</p>

目標 20 区民の防災教育を強化する

*** 防災知識の地域還元**

【施策名】 166 防災知識等の還元方法の仕組みの構築

【着眼点】 区職員が持っている防災関連情報は区民へ還元されているか。

ここがポイント

区職員は会合等の機会を捉えて情報提供すること。

所管部署	産業経済部 産業振興課
要綱等	該当無し
事業概要	商店街・企業等への防災に関する情報の提供。
平成 24 年度 事業実績	平成 24 年度中の活動は 1 件のみで、大田区商店街連合会女性部 実地研修会にて商業担当係長が講師として講演（演題：東日本大震 災「被災地の産業復興について」）した。
今後の 実施方針	平成 25 年度以降は、商店街・企業等が主催する会合の機会に、 防災関連パンフレットを配布するなど、防災関連情報を提供するこ とを予定している。
結果・意見	特に結果及び意見となる事項は無かった。

* 防災教育の職員出前講話の充実

【施策名】 167 児童・生徒に対する質の高い防災教育の実施
【着眼点】 防災課による防災教育実施状況はどうか。

ここがポイント
適切に実施されていた。

所管部署	地域振興部 防災課
要綱等	該当無し
事業概要	地域の要望等により大田区の実組や被害想定、自助・共助の大切さなどを、講話を通じて実施している。
平成 24 年度 事業実績	平成 24 年度は 70 回実施した。 区職員が実施するため、支出は発生していない。
今後の 実施方針	今後も要望に応じて、継続的に実施する予定である。
結果・意見	特に結果及び意見となる事項は無かった。

目標 2 1 地域の企業との関係を構築する

***臨海部企業と連携した防災対策の促進**

【施策名】 169 臨海部企業との連携のための活動環境の整備
 【着眼点】 防災市民組織を結成し、活動しやすい環境を整備しているか。

ここがポイント

事業は順調に進んでいる。今後は事業内容を充実させること。

所管部署	産業経済部 産業振興課 地域振興部 防災課
要綱等	大田区防災市民組織等に対する防災資器材の助成及び助成金交付要綱
事業概要	<p>現在、臨海部の京浜島・城南島・昭和島は非居住地域であるが、昼間人口は3島合計で約7,200人にも及ぶ。</p> <p>災害から生命と財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らで守る」という自助の考え方、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方を臨海部企業で働く方々に理解してもらうことが必要であり、この考え方を普及・啓発するためには自主防災組織の結成が不可欠である。</p> <p>臨海部企業群の企業連合組織（京浜島は東京都京浜島工業団地協同組合連合会、城南島は城南島連合会、昭和島は羽田鉄工団地協同組合）に防災市民組織を結成してもらい、平時には防災訓練を企画・運営し、災害時には道路啓開やがれき処理等の各種応急活動を担えるよう活動環境を整える。</p>
平成 24 年度 事業実績	<p>産業振興課は防災課と共に、3島を訪問して、区への要望等について聞き取りした。3島からの要望として以下の項目が挙げられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災行政無線の増設 (2) 災害時に区との情報連絡ができるシステム（無線あるいはPHSなど）の設置 (3) 避難所（公共施設・民間ビル）設置と備蓄物品の配備 (4) 災害時に公園に来ている方の誘導についての検討 (5) 簡易トイレの配備 <p>これらの要望を受け、平成24年12月25日に「3島幹部と区長との懇親会」を開催し、以下を区への対応すべき事項とした。</p>

	<p style="text-align: center;">(区の今後の対応)</p> <p style="text-align: center;">津波一時避難施設</p> <p>① 津波対策事業として、蒲田開発事業(株)により島部企業及び公共施設の津波一時避難所調査・協定業務を実施 ② 連合会・協同組合代表者の協力により協定可能施設と交渉を実施 ③ 城南島下水道局南部スラッジプラントは防災課と下水道局において協定内容を調整 ④ 大規模地震あるいは津波一時避難所指定施設との協定推進</p> <p style="text-align: center;">自主防災組織結成支援</p> <p>① 防災民組織等助成金支給要綱の改正 ② 自主防災組織結成への具体的支援内容の提示(助成金・資機材等) ※助成金@100,000円、資機材130,000円、ポンプ@700,000円、生活者支援物資(クラッカー・飲料水・簡易トイレ・毛布等)2,990,000円 ③ 自主防災組織結成団体への補助金・資機材等の配備開始</p> <p style="text-align: center;">防災備蓄物品の配備</p> <p>① 防災市民組織結成団体への防災備蓄物品保管場所の企業協力と依頼 ② 防災備蓄物品の内容調整と配備開始</p> <p style="text-align: center;">災害時協力協定の締結</p> <p>① 連合会、協同組合に対し、重機保有企業への協力協定を推進する。 ② 協力協定については、個別に協定に向けての調整を図る。</p> <p>平成24年度は、予算額、実績額共0円だった。</p>
<p style="text-align: center;">今後の 実施方針</p>	<p>平成25年度以降、上記(区の今後の対応)を実施する。 当事業の平成25年度の予算額は5,903千円である。内訳は、防災市民組織助成金として300千円、資器材、D級ポンプ等市民組織・消防隊の充実のために2,613千円、簡易トイレ、毛布等備蓄品として2,137千円、クラッカー、アルファ化米等非常食糧として853千円である。</p> <p>なお、防災課に対し、平成26年2月末時点での(区の今後の対応)の進行状況を質問したところ、3島とも自主防災組織結成は完了しているとの回答であった。</p>
<p style="text-align: center;">結果・意見</p>	<p style="text-align: center;">【意見93】</p> <p>地域防災計画に、「臨海部企業と連携した防災対策の促進」は大田区総合防災対策の実施方針の5つの主要対策のうちの1つに</p>

	<p>掲げられ（地域防災計画 P. 11）ながら、実施されているのは上記事業に留まっている。</p> <p>主要対策として掲げている以上は、事業内容のさらなる充実を図られたい。</p>
--	--

目標 2 2 大量の災害廃棄物を円滑に処理する

*** 迅速なごみ処理の実施**

- 【施策名】 176 安全・環境に配慮したがれき・ごみ処理方針の作成
 177 道路の被害を考慮した収集・運搬計画の作成
 178 一時保管、仮置き場等の検討

【着眼点】 災害廃棄物は円滑に処理できるか。

ここがポイント

当該施策を中心となってとりまとめる実施主体と責任の所在を明確にすべきである。

所管部署	環境清掃部 環境清掃管理課、 都市基盤整備部 都市基盤管理課						
要綱等	災害時におけるがれき・ごみ処理等応急対策活動に関する協定書 東京都震災がれき処理基本計画 東京都震災がれき処理マニュアル（平成 24 年度版）						
事業概要	<p>震災後、区民生活の早期再建を図るために、都市施設を復旧する前段階で必要となるがれき・ごみの処理を、迅速に実施できるよう対策を講じる。</p> <p>東京都より示された新たな被害想定では、前回想定に比して被害数値が増大しており、対策実行のための体制整備が必要と考えられる。</p> <table border="1"> <tr> <td>被害項目</td> <td>想定される被害 東京都平成 24 年 4 月発表</td> </tr> <tr> <td>建物倒壊棟数</td> <td>最大 約 11,100 棟 (東京湾北部地震(M7.3 冬の 18 時 風速 8m/秒))</td> </tr> <tr> <td>がれきの推定発生量</td> <td>最大 約 440 万トン (東京湾北部地震(M7.3 冬の 18 時 風速 8m/秒))</td> </tr> </table> <p>(1) 処理方針・計画の作成 発災後の、ごみ、がれきの最終処分量の削減を図るため、建物の倒壊、焼失及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等(以下「がれき」という)の適正な処理について、東京都震災がれき処理基本計画をもとに区においても計画を策定し、都と連携、協力して実施する。</p>	被害項目	想定される被害 東京都平成 24 年 4 月発表	建物倒壊棟数	最大 約 11,100 棟 (東京湾北部地震(M7.3 冬の 18 時 風速 8m/秒))	がれきの推定発生量	最大 約 440 万トン (東京湾北部地震(M7.3 冬の 18 時 風速 8m/秒))
被害項目	想定される被害 東京都平成 24 年 4 月発表						
建物倒壊棟数	最大 約 11,100 棟 (東京湾北部地震(M7.3 冬の 18 時 風速 8m/秒))						
がれきの推定発生量	最大 約 440 万トン (東京湾北部地震(M7.3 冬の 18 時 風速 8m/秒))						

	<p>(2) 仮置き場の検討 がれき推定発生量 440 万トン、区収集ごみ量が年間約 14 万トンであるので、約 30 倍の量となる。このような膨大な量の緊急道路障害物除去や倒壊建物の解体によるがれきを一時的に集積して、まずは廃木材、コンクリートがら、金属屑などに分別する場所としての仮置き場の設置について検討を要する。</p> <p>(3) 協力体制の確認 「災害時におけるがれき・ごみ処理等応急対策活動に関する協定書」(大田区環境協会) ＜主な協定内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> • 災害発生後の建物解体撤去 • 災害発生後、がれき、ごみの分別、収集及び運搬作業
平成 24 年度 事業実績	—
今後の 実施方針	<p>平成 25 年度</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時協力協定の見直しのため、協定内容の確認や連絡手段の確立に向けて協定団体と協議を行う。 (2) 災害廃棄物の円滑な処理を行うためには、庁内の横断的な組織による取組を必要とする(倒壊建物の撤去など権利関係の複雑な問題を扱う等のため)ことから、防災課主導で、平成 25 年 11 月に災害廃棄物処理に係る複数部署による協力体制を構築する部会を立ち上げ、今後協議していく。 <p>平成 25～27 年度</p> <p>震災発生後の時間経過により、作業内容・手順を整理し、迅速で的確な処理を行うために必要な事項を抽出した上で、処理体制(組織体制・がれき集積場の設置など)や必要な情報を整理した震災がれき処理マニュアルを策定する。</p> <p>マニュアル作成に当たっては、区の関係各部が連携してマニュアル作成にあたる必要があり、また、「東京都震災がれき処理マニュアル(平成 24 年度版)」との整合性を図る。</p>
結果・意見	<p>【意見 94】</p> <p>震災後に大量に発生するがれきの処理については、実施すべき項目は多岐にわたり、区だけの取組で完結できない事業であることは明らかである。</p> <p>しかし、あまりにも多数で広範囲の関係者が予定されることから、所管部署の環境清掃部ではもちろんのこと、全体を取りまとめることは、どの関係部署にとっても困難である。</p> <p>その結果、当該事業について中心となって計画を立て、その計画に責任を持つ実施主体が不明瞭となっている感がある。</p>

	多くの関係者を整理するにあたっては、まずは、実施主体、責任の所在を明確にし、順序立てた体制の構築を行っていくことが求められる。
--	---

【着眼点】がれき仮置き場は確保できているか。

ここがポイント

国、東京都、企業等が大田区内に保有する広大な土地（公園、工場等）の利用を積極的に検討すべき。

結果・意見	<p>【意見 95】 がれき仮置き場は公園が想定されている。 しかし、災害時の公園は利用価値が高く、避難場所、応急仮設住宅設営候補地、がれきの仮置き場、遺体収容所等々さまざまな利用が予定されており、必ずしもがれきの仮置き場として利用することができるとは期待できない。 また、住宅が近く迫った公園等も、がれき仮置き場に適さない。</p> <p>公園に限定せず、広大な土地（たとえば大田区内にある都や国、企業所有の広大地）の利用についても、仮設住宅や避難場所等としての利用などの他の施策による土地利用と合わせて検討していくべきである。</p> <p>都でもこのことを踏まえ、都内全体のオープンスペースの利用計画を検討中とのことである。そうした都の動き、及び、その他、大田区内に広大な土地をもつ国や企業（工場等）にも働きかけて、協定等の連携をとった事前対策を充実させる必要がある。</p>
-------	---

【着眼点】災害廃棄物処理のための協定は締結されているか。

ここがポイント

年に1回は点検が必要である。

結果・意見	<p>【意見 96】 協定締結先の大田区環境協会は、業界団体である。 協会の実態の確認は、前回は平成17年度に行われており、今回平成25年度に確認した間に8年が経過しており、その間に構成企業数等の変更が生じていた（構成企業数 54社⇒40社）。</p> <p>協定書の相手方当事者や協定内容の確認は、有事に迅速な連絡と対応が取れるよう、毎年行っていくべきである。</p>
-------	---

【着眼点】 災害廃棄物処理のための協定は締結されているか。

ここがポイント

広域的な協定の検討も必要である。

結果・意見	<p>【意見 97】</p> <p>事業概要に記載した想定とおりの地震が発生した場合、区のごみ処理施設だけでは、がれきを処理することは不可能である。処理に関する、区を超えた広域的な連携や、例えば東京都外の地方とのバーター的協定の可能性についても検討すべきである。</p>
-------	---

目標 23 人権に配慮した防災対策を推進する

“防災会議への女性委員の参加”については、“第5. 防災計画”“2. 大田区地域防災計画” P.47 に記載。

第8. 今後の方向

1. 震災被害と減災

(1) 震災の被害額想定

平成25年12月、国の有識者会議は、都心南部直下地震（M7.3）を想定し、これによる経済被害は最悪の場合、死者は23,000人、経済被害は95兆円に上ると発表した。このような巨大な被害のうち、大田区への影響額は算定できないが、過去の死者数、建物全壊棟数・火災焼失棟数等の想定から、この5%程度と仮に計算すると5兆円規模の経済被害を受けることになる。

首都直下地震は、今後30年以内に70%の確率で発生が予測されており、発生した場合、大田区への影響は、数兆円の規模に上ることが考えられる。

(これまでに報道されている首都直下型地震の発生確率について)

発表	発生確率（M7級）
平成16年8月 国（文部科学省）	30年以内に70% （国としての公式見解です。）
平成24年1月23日（毎日） 24日（朝日、産経）	4年以内に70% （東京大学が平成23年9月に発表）
平成24年2月1日（朝日）	5年以内に28% （京都大学が平成24年1月に発表）

(大田区ホームページより)

(2) 減災の考え方

減災とは、災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組みである。

上記の首都直下地震による巨大な被害の場合、その損害を完全に防ぐことは物理的にも経済的にも不可能である。そこで、如何なる対策をとったとしても被害は生ずるという認識のもと、災害時において被害の程度が大きいと想定される課題に対して、限られた予算や資源を集中することで、結果的に被害の最小化を図ろうという発想が、減災の理念である。

そして、減災において重視されるのは発生前の平常時の対策で、発災前に被害を減らす準備がどれだけ実施されたかが、問われる。

減災を有効に推進するためには、区民の災害への理解を高めることが不可欠である。問題意識を持った区民は、自身が被害者となることを想定し、災害における地域の弱点を発見し、このための対策を行政と協力して推進する母体となる。

従って、区民との情報共有が減災の第1歩と考える。そして、このような認

識をもとに、自助・共助・公助の役割分担を明らかにし、行政は自助・共助をサポートし、更に行政が担当すべき公助を実施する。

(3) “経営改革推進プラン” に学ぶ

大田区基本構想の基本理念の第 1 は、正に減災で求められる区民の姿を示している。

基本理念 1 区民が自ら考え行動し、まちの未来を拓^{ひら}きます

そして減災の考え方は“大田区経営改革推進プラン（平成 24 年 9 月）”の基本方針を、防災事業に適用したものと判断できる。

基本方針 1～4 と減災の考え方の結び付きは、次のとおりである。

基本方針 1

1 区民本位の行政経営の推進

「区民が自ら考え行動し、まちの未来を拓きます」という区の基本構想で示されている基本理念を実現するためには、区民が主体的に考え、行動することができるよう、また、区の政策を評価し、選択することができるような区政を推進することが重要です。

そのため、区は、**情報公開を徹底**して、行政の透明性をさらに高めていきます。

情報公開を徹底 ⇨ **区民の災害への理解を高める**

基本方針 2

2 持続可能な行政経営の推進

区財政は、社会保障関係経費の増大と、特別区民税や特別区交付金といった基幹財源の大幅な改善が見込めないという二重の課題に直面しています。

こうした厳しい状況にあっても、区は、質・量ともに充実した行政サービスの水準を、私たちの世代だけではなく将来にわたって維持するとともに、区の将来像の実現に向けた歩みを着実に進めていかなければなりません。

そのため、目標達成に向けた最善の方策を追求しながら、事業内容や実施手法の見直しを進め、効率化によって捻出した「ヒト・モノ・カネ」を**選択と集中によって効果的に配分**していくことが強く求められています。

選択と集中によって効果的に配分 ⇨ **限られた予算や資源を集中する**

基本方針 3

3 地域力を活かす行政経営の推進

社会環境が刻々と変化し、区民ニーズが多様化、複雑・高度化する現在、全ての課題に対して行政主導で対応していくことは、質・量ともに限界があります。

地域が、行政と連携しつつ、自らの力で地域の実情に即して、課題解決にあたることで、よりきめ細かく的確、かつスピーディーに対策を講じていくことが可能となります。

こうした認識に立ち、区は、大田区の基本理念の一つである「地域力」をキーワードに区民や自治会・町会、区内事業者、企業、大学、NPO 等と協働したまちづくりを進め、成果をあげてきました。

今後は、これまで取り組んできた協働をさらに充実、深化させることで、大田区ならではの**地域力を活かす地域経営**を展開します。

地域力を活かす地域経営 ⇨ **区民が推進母体**

基本方針 4

4 職員力を活かす行政経営の推進

区政の目標達成に向けた実行力を担保する一つの大きな要素は、**職員一人ひとりの力**であり、その成果は職員の力量に大きく左右されます。

今日、公共サービスのあり方の変化やそれに伴う業務内容の変化によって、職員には高い生産性・効率性が求められ、それを支える個人の能力の向上が不可欠となります。

職員一人ひとりの力 ⇔ **自助・共助のサポート、公助の実施**

以下では、上記4点のうち、最も基本となる基本方針1. で記載されている“情報公開”と基本方針4. で記載されている“職員力”について検討する。

2. 区民との情報共有

(1) 現状把握

区民の意識調査（平成24年）によれば、生活環境への満足度において最も満足度が低いのは、“災害時の安全性”であり、区政への要望としては“防災”が一番高い項目となっている。（p9以下参照）

一方、区政で施策として実施されている事業について区民の反応をみると、次の実態がある。

- 住宅等の耐震コンサルタント派遣（費用全額区負担）事業の件数が減少傾向。
- 家具転倒防止器具の取付支給制度の利用が低水準。
- 液状化についての相談窓口を開いているが、相談件数は殆どない。

家具転倒防止器具の取付支給制度の利用が低水準で推移している理由としては、家具を傷つけない等の区民の心情もあるとは考えられる。しかし“非常用食料・飲料水の準備、貴重品などの持ち出し方法”“家族との連絡方法”等身近に実施できる対策を除けば、発災直後の身体、生命を守るための震災対策を実施する意思のある区民は、限られていると判断される。

東日本大震災の発生後、各種の地震被害の新たな想定が公表され、区民は漠然と災害への不安を募らせている状況にある。一方、区の世論調査からは防災対策への関心は50%と高く、その対策は区を始めとする行政に頼っている傾向にあると思われ、自分自身でより積極的な防災行動を起こすまでの危機感へは高められていない状況にあると判断する。

従って、基本理念である“区民が自ら考え行動し、まちの未来を拓^{ひら}きます”を実現するには、現在の区の災害関連情報の提供を更に充実させる必要がある。

地域及び区全体の災害への危険度等が区民へより正しく理解されれば、危険度の高い地域での地域防災力の向上が実現されるとともに、比較的危険度の低い地域の住民には、“選択と集中”を行う区の防災対策への理解が高まるものと期待できる。

(2) 意見
 ここがポイント

想定される震災についての科学的知見について、区民との情報共有を進めるべきである。

所管部署	地域振興部 防災課
結果・意見	<p>【意見 98】</p> <p>区民は、より身近に震災の危険性を感じれば、自分の生命・身体・財産を守る準備を率先して行うと考える。</p> <p>従って、想定される震災による個々の区民の生活への影響を、より具体的に示す必要がある。</p> <p>特に大きな被害の原因は、発災時の揺れや延焼火災であり、対策には長期間の地域ぐるみの努力が必要である。そして、この地道な推進には住民自身の科学的知見に基づく危機感が必要である。</p> <p>区は、以下の対策を講じることにより、区民との情報共有を進めるべきである。</p> <p>(1) 地域の震災被害につながる科学的知見を積極的に公開する。</p> <p>現在東京都で公表している“地域危険度測定調査結果”は、居住地等が都内の全町丁の中でどの程度の相対的な危険度がある地域であるかが分かるだけで、この町をどのように改善すれば危険度が下がるか具体的な方策は、発想しにくい。</p> <p>例えば不燃化は、公園等の空き地や街路による延焼防止の状況や建物の耐震化の進展等で左右されるが、これらの詳細な情報は公開されていない。</p> <p>区民が具体的な防災行動を起こすのは、科学的な知見に基づく危険度を理解し、そのうえで、取り得る対策を判断するものと考え。これこそ“区民が自ら考え行動”するための基礎であり、居住地域の耐震化率や不燃化率、不燃領域率等、地域の防災に関する情報は積極的に公表し、区民の防災対策への理解を深める必要がある。</p> <p>(2) 公開情報の入手を容易にする。</p> <p>現在、区のホームページで開示されている防災情報は、“地震への備え”等、災害応急対策について、作成されているものが多い。 (大田区ホームページ→ いざというときに「防災・防犯」→各種冊子)</p> <p>また、パンフレットには、災害対策の助成制度の解説に多くのページが費やされている。</p> <p>一方、災害予防対策への関心を高めることになる地域の危険度等、災害の発生原因となる科学的知見の紹介は、ホームページ上見</p>

出しにくい。

例えば、液状化の危険度を示す「東京の液状化予測図」が東京都から発表されており、大田区の広範な範囲が“液状化の可能性が高い地域”に区分されている。この情報は大田区ホームページから検索することは可能であるが、以下の手順を踏まないと入手できない。

大田区ホームページ → 生活情報 → 住まい・まちなみ・環境 → 建築物・建築計画 → 建築物の液状化対策 → 大田区内の液状化の可能性が高い・ある・低い地域

また、“地域危険度測定調査”も東京都から公表されており、これも大田区ホームページから検索することはできる。

大田区ホームページ → いざというときに「防災・防犯」 → 震災時の地域危険度 → 東京都都市整備局「第7回地域危険度測定調査結果」

いずれの情報もホームページから入手するのは、関心が深い区民でないと難しい。また、印刷物とされていないため、インターネットに親しんでいない区民は、入手できない。

インターネットでの公表の場合は、より検索しやすいように、防災・防犯ページにこの種の情報を集約し、また、危険度の高い地域には、印刷物にして配布するなど、区民が地域の危険度に理解が深まる工夫を行う必要がある。

(3) 防災啓発活動の点検をする。

区では、耐震セミナーや学校での防災教育等、防災への意識高揚を図っている。

今回の監査においても以下の施策が対象となっている。

- ・耐震セミナーの実施
- ・小中学校での防災訓練・防災授業
- ・防災教育の職員出前講話
- ・防災コーディネーターによる講演

以上のような区民向けの啓発活動については、各部局がそれぞれ実施しているが、区として重点を置いて区民に訴求すべき点を確認し、そのうえで、各対象者毎に合わせたテーマを展開するよう、啓発活動についてのガイドラインを検討していくべきと考える。

3. 職員力の向上

自助・共助・公助の役割分担を区民と共有し、このうち区民の自助・共助をサポートすること及び公助に位置づけられる施策を期待されるとおり実行に移すことは、区職員の能力に掛かっている。

今回の監査では、区職員はそれぞれの担当業務に誠実に対応していることが認識されたが、部局単位の業務の進め方には、以下の要改善点があると感じられた。

ここがポイント

計画的な業務遂行をより心掛けるべきである。

所管部署	防災関係部署
結果・意見	<p>【意見 99】</p> <p>課題を計画的に実行するためには、適切な計画を立案し、そこで設定された目標を達成すべく努力し、計画期間終了時に目標と実績を照合し、その結果を評価したうえで、次の計画立案にその反省を生かしていくことが必要である。</p> <p>この点については、先にも紹介したとおり、“基本構想 第5章 基本構想を実現するための方策”に次の記載がある。</p>
	<p>(2) 目標設定と成果の公表</p> <p>基本構想を実現するためには、基本計画の着実な実施が何よりも重要です。計画的、効率的、かつ規律ある区政運営を実現する観点からも、基本計画に掲げる施策については、目標年次や目標値、施策の方向性、成果指標を設定したうえで、進ちよく状況及びその施策によってもたらされる客観的な成果を公表します。</p> <p>今回の監査に当たり、種々の計画を点検したが、適切な目標（目標年次、目標値）を設定し、これの進捗状況を定期的にチェックしている計画は数が限られていると感じられた。</p> <p>例えば、基本計画で設定された“橋梁の耐震性の向上”事業については、目標年次、目標値が当初から設定されており、途中の修正を経て計画期間末での実績が対比できる。結果的に目標未達に終わっても、その結果に基づき、当初の目標値の設定が適切であったかどうか、また計画期間中の進捗管理に問題がなかったか等、今後の計画立案に当たっての経験が得られることになる。</p> <p>また、大田区サイン基本計画は、毎年目標の達成状況を実績報告として公表しており、計画遂行への信頼感が高い。</p> <p>一方、監査した多くの計画は、目標年次における目標値が掲載さ</p>

	<p>れておらず、その計画の達成度を評価できない。従ってそこからは次の計画設定に当たっての学びが少ない。</p> <p>また、目標年次や目標値を都の設定数値をそのまま採用しているケースもあった。都の設定数値は、高めのことが多く、現場としてこれを達成しようとする意欲は湧きにくい。減災目標のように、都の目標設定方法の採用を取りやめたケースもあり、目標値は、その目標の意味するところを考え、大田区という現場に適用した場合に、達成可能な努力目標を独自に判断して設定すべきと考える。</p> <p>特に課題達成に長期間を要する耐震化、不燃化等の施策については、慎重な目標設定とその定期的な見直しが短期的な計画より、必要性が高い。</p>
--	--

ここがポイント

多数の部局が協力しなければならない対策は、検討に時間を要している。
 防災・危機管理担当部門等、推進に責任を持つ部局を明確化すべきである。
 (P. 42 再掲)

所管部署	地域振興部 防災課
結果・意見	<p>【意見 100】</p> <p>多数の部局の協力が必要な事業は、実施に向かったの検討が進みにくい。</p> <p>例えば がれき処分計画、仮設住宅建設計画等、復旧関係の事業のみでなく、災害広聴センターの設置等も検討が遅れている。</p> <p>このような業務は、各部局や都・消防等が実現に向け、協力することが必要であるが、部局等の考えが異なり、まとまりにくいことが原因と考えられる。</p> <p>従って、先ず推進する責任部門を決め、完了時点までのスケジュール管理を明確にすることが必要である。その上で、担当レベルでは、合意しにくいテーマについては、より上位の関係者が協議する場が必要と判断する。</p> <p>そのような場を定期的にもち、スケジュールの進捗管理も任務とすることが重要である。</p>

ここがポイント

区役所における防災施策について、常設の会議を設置すべきである。

所管部署	地域振興部 防災課
結果・意見	<p>【意見 101】</p> <p>上記本項で述べた2意見の解決の方策として、区役所防災会議(仮称)の設置を提案する。</p>

現在大田区での常置の防災関係の会議としては、大田区防災会議がある。これは前述したとおり、大田区を管轄する区役所をはじめとする各行政機関等の職員等が委員となり、大田区の防災対策を網羅した地域防災計画を作成するのが、主な任務である。これに対し、大田区役所のみで組織された防災関係の定期的な会議は現在存在しない。

そこで、大田区役所内での防災対策を推進するための定例的な会議を設けることを検討願いたい。

当該会議の所掌事項は、次のとおりである。

1. 各種防災関連計画の承認
2. 上記計画の進捗状況チェック
3. 防災組織、防災予算の検討
4. 多数の部局が関係する施策についての推進体制の決定や推進に当たっての調整 等

この会議を通じて、区長を含む区トップが防災計画の進捗に定期的に関与することで、防災施策がより迅速に効果的に実施されることが期待できる。

一方、現在の大田区防災会議については、各公共機関等が参加している趣旨を生かし、道路や橋梁等の交通インフラや災害時要援護者対策のような区民の安全確保のため、各機関が協力することが要請される施策について、幅広く討議する場として活用することが望まれる。

4. 区防災条例の検討

大田区には、現在防災に関連する条例として“大田区防災会議条例”“大田区防災業務従事者損害補償条例”があるが、防災対策一般を対象とする条例は存在しない。

(1) 23区内での防災条例施行の状況

都内23区のほぼ半数の区が、防災条例を施行している。特に人口50万人以上の大型の区では、大田区と江戸川区を除き、他の5区は以下の条例を施行している。

区名	条例名	公布日
世田谷区	世田谷区災害対策条例	平成18年3月14日
練馬区	練馬区災害対策条例	平成16年3月15日
足立区	足立区災害対策条例	平成13年12月25日
杉並区	杉並区防災対策条例	平成14年3月19日
板橋区	東京都板橋区防災基本条例	平成14年3月11日

(2) 条例の内容

上記各区はそれぞれ独自の条例を施行しているが、内容は以下の項目でほぼ共通している。

- ・ 総則（条例の目的、理念、定義等）
- ・ 区民、事業者及び区の責務
- ・ 予防対策
- ・ 応急対策
- ・ 復興対策

(3) 意見

ここがポイント

条例制定を前向きに検討すべきである。

所管部署	地域振興部 防災課
結果・意見	<p>【意見 102】</p> <p>以下の理由から、条例制定を前向きに検討すべきと判断する。</p> <p>1) 防災対策は有事に区民の生命や暮らしを守る最重要な課題であり、区が主体的にその内容を決定し実施に移さなければならない自治事務である。</p> <p>従って、区としての長期的な観点に立った基本的な考え方を明らかにすることが必要と考える。</p> <p>2) 現在、大田区域の防災対策を討議する場として大田区防災会議があり、大田区地域防災計画を作成している。</p> <p>しかし、大田区防災会議は大田区域の防災対策を目的としており、大田区はその主要メンバーの立場にいる。従って、大田区とし</p>

での基本的な立場を別途表明する必要があると判断する。
また、大田区地域防災計画は、毎年修正が行われており、長期的にわたる基本的な考え方を表明する場としては適当でない。

3) 大田区には大田区基本構想があり、これを実現するため基本計画が実施に移されている。しかし、基本構想にも基本計画にも、防災を対象とする規定があるが、防災対策全般をまとめた体系として示していない。従って、防災対策の全体像を示す媒体が別途必要と考える。

4) 特に防災対策は、区民・事業者を巻き込んだ地域での対策が重要であり、この対策を実効性のある形で実施するためには、行政(公助)のみを規定するだけでは足りず、自助・共助についても併せてその内容に含ませていかなければならない。区民、事業者の責務を規定するためには、条例の形式をとることが適当であると考え。

5) 防災対策は、区民の生命と暮らしを守る区の最も重要な業務であるが、いつ災害が発生するか事前にわからないという施策の効果が判定しにくい性格がある。

従って、どうしても目前の緊急性の高い業務に対し劣後し、対策が遅れがちになる。特に長期的な観点での業務推進が必要な耐震、不燃化、災害時要援護者対策など防災対策で最も重要な業務は、短期的な成果が出にくいことから、対策の遅れが発生しやすい。

このような業務の重要性を条例で認識することが、困難な業務の粘り強い推進の大きな後ろ盾になると判断する。

以上